

平成19年9月10日 開 会

平成19年9月27日 閉 会

平成19年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月10日（月曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 諸般の報告.....	4
日程第4 議第56号 山県市高富財産区管理委員会の選任同意について.....	5
平野市長提案説明.....	6
日程第5 質 疑.....	6
日程第6 討 論.....	6
日程第7 採 決.....	6
日程第8 報第7号から日程第23 議第68号まで.....	7
平野市長提案説明.....	7
日程第24 請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を 受けて議会の自主解散を求める請願について.....	11
14番 寺町知正議員趣旨説明.....	12
散 会（午前10時41分）.....	14

9月18日（火曜日）第2号

議事日程.....	15
本日の会議に付した事件.....	16
出席議員.....	17
欠席議員.....	18
説明のため出席した者の職氏名.....	18
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	18

開	議（午前10時00分）	19
日程第1	質 疑（議第57号から請願第1号まで）	19
	16番 中田静枝議員質疑	19
休	憩（午前10時02分）	19
再	開（午前10時02分）	19
	梅田基盤整備部長答弁	19
	16番 中田静枝議員質疑	20
	梅田基盤整備部長答弁	21
	16番 中田静枝議員質疑	22
	梅田基盤整備部長答弁	22
	16番 中田静枝議員質疑	22
	梅田基盤整備部長答弁	23
	16番 中田静枝議員質疑	23
	梅田基盤整備部長答弁	24
	16番 中田静枝議員質疑	25
	林総務部長答弁	26
	16番 中田静枝議員質疑	27
	林総務部長答弁	28
	16番 中田静枝議員質疑	29
	19番 小森英明議員質疑	29
	恩田教育委員会事務局長答弁	30
	19番 小森英明議員質疑	30
	恩田教育委員会事務局長答弁	30
	14番 寺町知正君議員質疑	30
	梅田基盤整備部長答弁	31
	14番 寺町知正君議員質疑	31
	梅田基盤整備部長答弁	32
	14番 寺町知正君議員質疑	33
	梅田基盤整備部長答弁	33
	14番 寺町知正君議員質疑	34
	梅田基盤整備部長答弁	34
	14番 寺町知正君議員質疑	34

梅田基盤整備部長答弁.....	35
14番 寺町知正君議員質疑.....	36
梅田基盤整備部長答弁.....	36
休 憩（午前11時10分）.....	36
再 開（午前11時30分）.....	37
14番 寺町知正君議員質疑.....	37
恩田教育委員会事務局長答弁.....	37
14番 寺町知正君議員質疑.....	37
恩田教育委員会事務局長答弁.....	38
14番 寺町知正君議員質疑.....	39
恩田教育委員会事務局長答弁.....	40
14番 寺町知正君議員質疑.....	40
土井産業経済部長答弁.....	41
14番 寺町知正君議員質疑.....	41
土井産業経済部長答弁.....	42
14番 寺町知正君議員質疑.....	42
土井産業経済部長答弁.....	42
14番 寺町知正君議員質疑.....	43
笠原保健福祉部長答弁.....	43
14番 寺町知正君議員質疑.....	43
平野市長答弁.....	44
14番 寺町知正君議員質疑.....	44
笠原保健福祉部長答弁.....	45
14番 寺町知正君議員質疑.....	46
梅田基盤整備部長答弁.....	46
14番 寺町知正君議員質疑.....	47
梅田基盤整備部長答弁.....	47
14番 寺町知正君議員質疑.....	48
梅田基盤整備部長答弁.....	48
14番 寺町知正君議員質疑.....	49
梅田基盤整備部長答弁.....	49
14番 寺町知正君議員質疑.....	50

梅田基盤整備部長答弁.....	50
14番 寺町知正君議員質疑.....	50
松影市民環境部長答弁.....	51
14番 寺町知正君議員質疑.....	51
松影市民環境部長答弁.....	51
14番 寺町知正君議員質疑.....	51
恩田教育委員会事務局長答弁.....	52
14番 寺町知正君議員質疑.....	52
恩田教育委員会事務局長答弁.....	53
14番 寺町知正君議員質疑.....	53
恩田教育委員会事務局長答弁.....	53
14番 寺町知正君議員質疑.....	53
梅田基盤整備部長答弁.....	54
14番 寺町知正君議員質疑.....	54
梅田基盤整備部長答弁.....	55
14番 寺町知正君議員質疑.....	55
梅田基盤整備部長答弁.....	55
休 憩（午後0時36分）.....	56
再 開（午後0時36分）.....	56
日程第2 委員会付託（議第57号から請願第1号まで）.....	56
日程第3 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第4号）.....	57
平野市長提案説明.....	57
日程第4 質 疑.....	57
日程第5 委員会付託.....	58
散 会（午後0時41分）.....	58

9月25日（火曜日）第3号

議事日程.....	59
本日の会議に付した事件.....	59
出席議員.....	59
欠席議員.....	59
説明のため出席した者の職氏名.....	59

職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	60
開 議（午前10時00分）.....	61
日程第1 一般質問.....	61
1.5番 横山哲夫議員質問.....	61
（1）地籍調査事業について.....	61
梅田基盤整備部長答弁.....	62
横山哲夫議員質問.....	62
梅田基盤整備部長答弁.....	63
（2）防災対策について.....	63
林総務部長答弁.....	64
横山哲夫議員質問.....	65
林総務部長答弁.....	66
（3）国体会場整備について.....	66
嶋井副市長答弁.....	67
横山哲夫議員発言.....	69
2.7番 田垣隆司議員質問.....	69
（1）幹線道路の整備促進を.....	69
梅田基盤整備部長答弁.....	70
田垣隆司議員質問.....	70
梅田基盤整備部長答弁.....	71
田垣隆司議員質問.....	72
平野市長答弁.....	72
3.2番 杉山正樹議員質問.....	72
（1）東海環状自動車道と町づくりについて.....	72
平野市長答弁.....	73
杉山正樹議員質問.....	74
梅田基盤整備部長答弁.....	75
土井産業経済部長答弁.....	75
杉山正樹議員発言.....	75
休 憩（午前11時00分）.....	76
再 開（午前11時15分）.....	76
4.12番 後藤利元議員質問.....	76

(1) 富永相原地内の一部道路拡張工事について.....	76
梅田基盤整備部長答弁.....	76
後藤利汎議員質問.....	77
梅田基盤整備部長答弁.....	78
(2) 椎倉地内の農免道路拡幅について.....	78
梅田基盤整備部長答弁.....	79
後藤利汎議員質問.....	79
梅田基盤整備部長答弁.....	80
後藤利汎議員発言.....	80
5 . 4 番 尾関律子議員質問.....	81
(1) 子育て支援について.....	81
笠原保健福祉部長答弁.....	83
尾関律子議員質問.....	84
笠原保健福祉部長答弁.....	85
(2) 市役所のホームページについて.....	85
林総務部長答弁.....	86
尾関律子議員質問.....	87
林総務部長答弁.....	88
尾関律子議員発言.....	88
休 憩（午後 0 時 07 分）.....	88
再 開（午後 1 時 30 分）.....	89
6 . 16 番 中田静枝議員質問.....	89
(1) 市県民税の増税と負担軽減措置について.....	89
松影市民環境部長答弁.....	89
中田静枝議員質問.....	90
松影市民環境部長答弁.....	91
中田静枝議員質問.....	91
松影市民環境部長答弁.....	91
(2) 75 歳以上を他の医療保険から切り離す「後期高齢者医療制度」について.....	92
平野市長答弁.....	93
中田静枝議員質問.....	95
平野市長答弁.....	96

(3) 溶融炉建設の見直しを.....	97
松影市民環境部長答弁.....	98
中田静枝議員質問.....	101
松影市民環境部長答弁.....	101
7 . 14番 寺町知正議員質問.....	101
(1) 国体馬術誘致で市の財政負担が増加しては本末転倒だ.....	101
嶋井副市長答弁.....	103
寺町知正議員質問.....	105
嶋井副市長答弁.....	107
寺町知正議員質問.....	108
休 憩 (午後 2 時38分)	108
再 開 (午後 2 時39分)	108
嶋井副市長答弁.....	109
(2) 政治家の口利きや要望の受け止め方と政治家、有権者、行政の関係.....	110
梅田基盤整備部長答弁.....	111
寺町知正議員質問.....	112
平野市長答弁.....	113
休 憩 (午後 2 時57分)	115
再 開 (午後 2 時57分)	115
平野市長答弁.....	115
寺町知正議員質問.....	115
林総務部長答弁.....	115
(3) 税金や料金などの徴収と時効の問題、公務員としての対応は適切か.....	115
松影市民環境部長答弁.....	117
散 会 (午後 3 時06分)	118

9月27日(木曜日)第4号

議事日程.....	119
本日の会議に付した事件.....	122
出席議員.....	126
欠席議員.....	126
説明のため出席した者の職氏名.....	126

職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	127
開 議（午前10時00分）.....	128
日程第1 諸般の報告.....	128
日程第2 常任委員会委員長報告.....	129
日程第3 委員長報告に対する質疑.....	131
日程第4 討 論（議第57号から議第69号まで）.....	131
16番 中田静枝議員反対討論.....	131
14番 寺町知正議員反対討論.....	134
日程第5 採 決（議第57号から議第69号まで）.....	135
日程第6 議第70号及び日程第7 議第71号.....	138
平野市長提案説明.....	139
日程第8 質 疑（議第70号及び議第71号）.....	139
16番 中田静枝議員質疑.....	139
林総務部長答弁.....	139
日程第9 討 論（議第70号及び議第71号）.....	140
14番 寺町知正議員反対討論.....	140
日程第10 採 決（議第70号及び議第71号）.....	141
休 憩（午前10時42分）.....	141
再 開（午前10時43分）.....	141
休 憩（午前10時44分）.....	142
再 開（午前10時45分）.....	142
休 憩（午前10時45分）.....	142
再 開（午前10時46分）.....	142
日程第11 発議第9号 過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見 書について.....	142
横山哲夫総務常任委員長提案説明.....	142
日程第12 質 疑.....	143
日程第13 討 論.....	143
日程第14 採 決.....	143
日程第15 請願第2号 山県市議会議員選挙公営制度ポスター制作費不正請求に 関わる議員の辞職勧告をすることを求める請願について...	144
16番 中田静枝議員提案説明.....	144

日程第16	質 疑.....	145
17番	藤根圓六議員質疑.....	145
16番	中田静枝議員答弁.....	145
日程第17	討 論.....	146
5番	横山哲夫議員反对討論.....	146
14番	寺町知正議員賛成討論.....	147
日程第18	採 決.....	147
休 憩	(午前11時06分).....	148
再 開	(午前11時20分).....	148
日程第19	議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	148
休 憩	(午前11時22分).....	149
再 開	(午前11時23分).....	149
日程第20	質 疑.....	151
日程第21	閉会中の継続審査・調査について.....	151
閉 会	(午前11時35分).....	152
会議録署名者	152

平成19年 9 月10日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 9月10日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成19年9月10日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議第56号 山県市高富財産区管理委員会の選任同意について
- 日程第5 質 疑
- 日程第6 討 論
- 日程第7 採 決
- 日程第8 報第7号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第9 報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第10 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第60号 山県市下水道条例について
- 日程第14 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
- 日程第15 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受け

て議会の自主解散を求める請願について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議第56号 山県市高富財産区管理委員会の選任同意について
- 日程第 5 質 疑
- 日程第 6 討 論
- 日程第 7 採 決
- 日程第 8 報第 7 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第 9 報第 8 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第10 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第60号 山県市下水道条例について
- 日程第14 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
- 日程第15 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 認第 1 号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認第 2 号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第20 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第22 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第23 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 請願第 1 号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について

出席議員（20名）

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
4番	尾 関 律 子 君	5番	横 山 哲 夫 君
6番	宮 田 軍 作 君	7番	田 垣 隆 司 君
8番	村 瀬 隆 彦 君	9番	武 藤 孝 成 君
10番	河 口 國 昭 君	11番	影 山 春 男 君
12番	後 藤 利 弘 君	13番	谷 村 松 男 君
14番	寺 町 知 正 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	18番	村 橋 安 治 君
19番	小 森 英 明 君	20番	村 瀬 伊 織 君
21番	大 西 克 巳 君	22番	久 保 田 均 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
教 育 長	森 田 正 男 君	会 計 管 理 者	長 屋 義 明 君
総 務 部 長	林 宏 優 君	市 民 環 境 部 長	松 影 康 司 君
保 健 福 祉 部 長	笠 原 秀 美 君	産 業 経 済 部 長	土 井 誠 司 君
基 盤 整 備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	恩 田 健 君	総 務 部 次 長	田 中 公 治 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開会

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（村瀬伊織君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、12番 後藤利汎君、16番 中田静枝君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村瀬伊織君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月27日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より9月27日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（村瀬伊織君） 去る8月6日に吉田茂広君から、8月31日に渡辺政勝君から、会議規則第140条第1項の規定により、議員の辞職願が提出されました。

地方自治法第126条の規定により、閉会中においては議長の許可となることから、両氏とも提出日をもって辞職を許可しましたので、会議規則第140条第1項の規定により報告をいたします。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成19年山県市議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆さん方には、大変御多忙の中、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、先月5日に笠松町で実施されました第56回県消防操法大会消防感謝祭には山県市消防団第2分団が出場されまして、見事な操法を披露していただきました。また、同

日にはいじら湖夏まつり2007が開催され、多くの市民の皆様が訪れられまして盛大に開催されたところでございます。また、さらに先月26日に実施いたしました市総合防災訓練におきましても、多くの関係機関各位が御協力のもと、多くの市民の方々に御参加をいただきまして訓練の意義を高めることができました。こうした事業を目の当たりにするたびに多くの市民の方々の結集による力を痛感し、大変ありがたく感じた次第でございます。議員各位におかれましても、大変暑い中をこうしたイベントに御出席いただきまして、御指導、御激励を賜り厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、先月27日に発足いたしました安倍改造内閣におきましては、地方行政に経験豊かな元岩手県知事が総務大臣に就任されました。同時に、地方・都市格差是正担当、道州制担当として地方分権改革にかかわる内閣特命担当大臣にも就任されたところでございます。現在、第二期地方分権改革が進められている中であって、こうした地方自治の現場に精通された方が直接担当大臣に就任されたことにより、さらなる地方分権の推進を期待するものでございます。このことは、とりもなおさず地方自治体の責任がますます重要なことになってくることを意味するものでございまして、地方自治体の自立精神を培っていかなければならないことを意味するものでもございます。

今後も続くと予想されます厳しい行財政下の中で、山県市の掲げる3つのスローガンである活力のあるまち、快適なまち、安全・安心なまちづくりを進めていくためには、多くの関係者が知恵を出し合い、力を合わせて、協働のまちづくりをしていくことが必要と考えております。そして、次代を担う子供たちにとってすばらしい地域社会を築いていくためにも、議会を初めとする市民の方々の御理解が必要となってまいります。こうした点、今後とも山県市の発展のために、議員各位を初め市民の方々の御協力を切にお願い申し上げます。

本日提案いたしております案件は、報告案件2件、人事案件1件、条例案件6件、決算案件2件、補正予算案件5件、その他の案件1件の計17案件でございます。十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 御苦労さまでした。

日程第4 議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議長（村瀬伊織君） 日程第4、議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法117条の規定により、久保田 均君、杉山正樹君の除斥を求めます。

〔久保田 均議員、杉山正樹議員 退場〕

議長（村瀬伊織君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） ただいま上程されました議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、渡辺政勝氏と武藤孝成氏の2名の辞任に伴い、新たに久保田均氏と杉山正樹氏の2名を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、委員は高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有するもので、山県市の議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっております。

久保田 均氏は山県市高富1529番地1、杉山正樹氏は山県市高富635番地にそれぞれお住まいで、ともに山県市議会議員として御活躍をいただいております。財産区の事業にも精通され適任者でありますので、十分な御審議を賜りまして適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第5、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第6 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第6、討論を行います。

最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第7、採決を行います。

議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

久保田 均君、杉山正樹君の入場を許可します。

〔久保田 均議員、杉山正樹議員 入場〕

日程第8 報第7号から日程第23 議第68号まで

議長（村瀬伊織君） 日程第8、報第7号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第9、報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第10、議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第60号 山県市下水道条例について、日程第14、議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について、日程第15、議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第16、認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第18、議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第19、議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第23、議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について、以上16議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明申し上げます。

報第7号及び報第8号の損害賠償の額を定めることについての専決処分につきまして、公用車の物損事故に係る市の損害賠償を定めることについて、本年7月20日と8月15日にそれぞれ専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条の規定により御報告を申し上げます。

次に、議第57号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、選挙関係の特別職の報酬を見直すとともに、山口市ピッコロ療育センター指導員の報酬を追加しようとするものでございます。

選挙関係の特別職につきましては、管理者と立会人の報酬を実情に合わせて国の定める選挙執行経費基準法に準拠すべく改正しようとするものでございます。

また、ピッコロ療育センター指導員につきましては、児童デイサービスにあわせて相談業務を行っておりますが、今後見込まれる利用の増加と子育て支援のさらなる充実のために、療育に必要な資格を有した指導員を設置すべく当該指導員の報酬を追加しようとするものでございます。

次に、議第58号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例につきましては、小口零細企業保証制度に対応するため改正しようとするものでございます。小口零細企業保証制度につきましては、一定規模の小口零細企業について、本年10月1日から導入されます責任共有制度の対象除外としようとする全国統一の保証制度でございます。

次に、議第59号 山口市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、来年度からの供用開始を予定しております公共下水道事業の料金体系等に合わせるための改正でございます。

主な改正の内容につきましては、使用料金を使用水量に応じた従量制とし、隔月の算定により毎月徴収しようとするものでございます。なお、一般汚水の基本料金は10立方メートルまでを2,000円とし、1立方メートル当りの料金は使用水量に応じて算定することといたしております。その他、罰則規定として5万円以下の過料と両罰規定を追加しているほか、督促や延滞金についての規定を追加しており、施行日は公共下水道の供用開始予定日である平成20年4月1日としております。

次に、議第60号 山口市下水道条例につきましては、来年度からの供用開始を予定しております公共下水道事業に関し、排水設備の設置方法、排水設備等工事の実施方法、公共下水道の使用方法、使用料金の算定と徴収方法、督促、延滞、減免関係、罰則関係を規定しようとするものでございます。

排水設備の設置方法、排水設備等工事の実施方法、公共下水道の使用方法等につきましては、県内の他市等の実情を参考といたし、おおむね同等の基準といたしております。また、使用料金の算定と徴収方法、督促、延滞、罰則関係、施行日程等につきましては、先ほど農業集落排水事業で御説明を申し上げたとおりでございます。

次に、議第61号 山口市下水道事業受益者負担金に関する条例については、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担

金について必要な事項を定める条例でございます。

負担金額につきましては、一般世帯は21万円とし、事業所、飲食店、集合住宅、併用住宅等につきましては、排水人口に応じて21万円から最高150万円としております。なお、この排水人口につきましては、日本工業規格の建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準によることとしており、施行日は平成20年4月1日でございます。

議第62号 山縣市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、建築基準法施行令の一部改正に伴い、その引用条項を改正しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、認第1号 平成18年度山縣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、資料ナンバー4、認第2号 平成18年度山縣市水道事業会計決算の認定について、決算の特徴的な点について御説明を申し上げます。

当該決算は、一般会計及び特別会計いずれも実質収支は黒字となっており、水道事業会計では純利益652万9000円となっております。中でも一般会計につきましては、三位一体改革による補助金の見直し、交付税の削減で厳しい財政運営に強いられる中、市税の収納率向上に努めるとともに、各所管の事業の実施に当たっては積極的な国県補助金等の活用による財源確保を初め、効率的な予算執行方法等を模索しつつ経費の削減に努めたこと等によりまして、予定していた財政調整基金等の基金取り崩しを大幅に削減し、定められた予算内容の目的を達成することができました。

一般会計及び特別会計決算の内容等詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊にまとめて提出させていただいております。また、本市の監査委員による慎重な決算審査を行っていただき、その結果を別冊の決算審査意見書として提出させていただいております。

今後につきましては、監査委員から御指摘をいただいております事項を十分検討いたしますとともに、さらなる適正かつ効率的な行財政の運営に引き続き最善の努力をしてまいりたいと考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、資料ナンバー5、議第63号 平成19年度山縣市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,051万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を115億6,761万7,000円とするものでございます。

歳出の款ごとに順次、補正の概要を御説明申し上げます。

まず、衛生費につきましては、企業債借入利子の確定に伴う繰り出し基準による水道事業会計出資金401万円の減額、新しいごみ処理場を建設するまでの間、不燃ごみ、粗大ごみの処理を外部に委託する費用として1,705万8,000円を追加計上いたしております。

農林水産業費につきましては、自主的な整備の進まない森林において、間伐等の森林

整備手法の構築に向けたモデル的な取り組みとして、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業委託料500万円を追加計上し、歳入としても同額を県補助金として計上しているほか、県の採択事業である樺森林づくりプロジェクトの補助金として、間伐材利用促進事業補助金450万円、森林整備地域活動支援補助金75万円、育林推進事業補助金108万円を追加計上いたしております。これらの歳入につきましては、県補助金として間伐材利用促進事業補助金225万円、森林整備地域活動支援交付金56万2,000円を計上いたしております。

次に、土木費につきましては、旧国道256号、佐野地内にコンクリート擁壁部の安全性を調査するため、地質調査委託料として320万円を追加計上いたしております。

また、教育費につきましては、西武芸小学校の統合を見越しての改修工事と耐震補強工事のため、設計委託料1,200万円と小学校における英語活動等国際理解活動推進事業の地域拠点校に指定された伊自良南小学校への英語指導助手派遣委託料6万円と補助金88万円を追加計上しております。歳入につきましては、英語活動等国際理解活動推進事業補助金94万円と今年度に岐阜県心のサポーター設置推進事業として採択されたことによる教育相談員設置推進事業補助金177万円を追加計上いたしております。

以上、歳入につきましても歳出の款ごとに御説明してまいりましたが、このほかに介護保険特別会計繰入金565万8,000円と前年度繰越金2,433万8,000円を追加計上いたしております。

次に、資料ナンバー6、議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,896万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を18億4,096万2,000円とするものでございます。

歳出では、平成18年度の清算による介護給付費の国県支出金過年度返還金7,198万円、地域支援事業交付金の国県支出金及び支払基金交付金過年度返還金132万4,000円、給付費、事務費の返還金としての一般会計繰出金527万9,000円、地域支援事業分の一般会計繰出金37万9,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

歳入では、介護給付費交付金546万7,000円、前年度繰越金7,349万5,000円を追加計上いたしております。

次に、資料ナンバー7、議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ172万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を7,890万1,000円とするものでございます。

歳出では、平成18年度決算による消費税確定のため、不足する公課費172万4,000円を追加計上いたしております。

歳入では、前年度繰越金172万4,000円を追加計上いたしております。

次に、資料ナンバー 8、議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ112万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億8,112万1,000円とするものでございます。

歳出では、平成18年度決算による消費税確定のため、不足する公課費112万1,000円を追加計上いたしております。

歳入では、前年度繰越金112万1,000円を追加計上いたしております。

次に、資料ナンバー 9、議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出は979万1,000円の減額、資本的支出は817万4,000円の増額補正などをするものでございます。

収益的支出につきましては、水周り機器などの補償金300万円の増額と企業債借り入れ利子の確定による利息729万1,000円を減額、収益的収入につきましては、繰り出し基準による一般会計からの補助金の401万円の減額を計上いたしております。

資本的支出につきましては、国道418号の道路整備に伴う排水管布設工事費625万7,000円と武儀川河川改修に伴う配水管移設工事費191万7,000円を追加計上いたしております。

続きまして、議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定につきましては、6月の定例会における山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正により、指定管理者による管理ができるようになりましたことから、その指定管理者として特定非営利活動法人たかのみスポーツクラブを平成20年度から3カ年間指定しようとするものでございます。

なお、具体的な体育施設につきましては、比較的利用度の高い山県市総合運動場、山県市高富体育館、山県市大桜グラウンド及び山県市梅原スポーツランドといたしております。

以上をもちまして、提出案件の説明を終わりますが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(村瀬伊織君) 提案説明、御苦労さまでございました。

市長の提案説明が終わりました。

日程第24 請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について

議長(村瀬伊織君) 日程第24、請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代

水増し詐欺事件を受けての議会の自主解散を求める請願についてを議題といたします。

本日までに受理しました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

この請願の紹介議員において発言の申し出がありますので、これを許可します。

寺町知正君。

14番(寺町知正君) それでは、請願の紹介議員として請願の趣旨説明をさせていただきます。

まず、請願の見出しですけれども、山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願書ということで、市民の長屋さんという方から出ています。提出が7月18日ということで、この議会の臨時議会でも冒頭に議論がありましたけど、一応議会の意思として臨時議会では取り上げないということが決まりましたので、この9月定例会で提案ということになりました。

請願趣旨という中でいろいろと書いてありますけれども、7月から今日まで状況が若干変わってきています。私もこの議場で6月議会には、この件に関して辞職勧告をしてはどうかという提案もしたところであります。それ以降も事情の変更があったということですね。さらに冒頭に議長からも報告がありましたが、22人の市議会議員のうち2名の辞職ということも、この請願を提出した後にも状況はあったということです。そういったことも念頭に置きながら問いつつ市民の方の御意見ということで請願趣旨、お手元の請願の文書に従って述べたいと思います。

2004年4月実施の山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件で現職市議6人、本年3月まで市議会副議長を務め県議会議員に転身した前市議1人、会計責任者1人、印刷業者4人の計12人が県警から検察庁に書類送検された。6月9日の事件の発覚以来、政治家として神聖な選挙において仮面をかぶって私たち有権者をだました行為に対して多くの市民が怒り心頭である。責任ある身の処し方、すなわち職を辞すことすら当事者本人や多数の議員に否定されていると伝わっているということです。もちろんこれは状況が変わっているということでもあります。

来年4月の選挙で定数を22人から16人に減ずることが昨年9月に決定されていることもあり、市民の中には、この際だから議会は自主解散すべきとの声は強い。議員1人の報酬、期末手当、共済金、議員年金等のために市が拠出する公金は1カ月当たりおよそ50万円だと言う。この部分を少し説明しますけれども、議員年金ということで、私ども議員は毎月の報酬の支払いから各個人分として4万6,400円、いわゆる天引きという形で納めています。それと別に、毎月市が議員1人分として4万9,600円、個人で納付する分よりも多い額を1人当たり毎月収めているということ、このことを知っている方は少な

いと思うんですけど、そういった状況にあります。それから、もろもろ共済の事務費としておよそ議員1人当たり月1,000円程度も拠出しているわけですね。こういったものを合わせると1カ月当り議員1人およそ50万円、市が負担しているんだということであり、これが6人であれば、月に300万円ということになります。

議員職へのとどまりが続けば、市民、有権者がもはや市の意思決定を任せることはできないと、そのように考える議員たちに多額の公金が支払われることとなります。仮に辞職によって欠員になれば、速やかに補欠選挙が行われ、来年4月までの任期わずか半年程度の議員が誕生し、定員22人の議会が再開します。市議会議員選挙1回の費用は約2,000万円。補欠選挙という場合は、その半分程度というふうにされています。

市民としては、議会が自浄作用を機能させて各種改革を進めることは何よりも願うものである。しかし、現状ではそれも困難、もしくは期待しにくいとも映る。請願者は市民の信頼を得ることができる議会への刷新を図るとともに、この際であるから議会の自主解散を求めるものである。

そこで、請願者は、地方自治法124条によって以下のことを請願する。

なお、本請願は同事件の当事者として議長が議長職の辞職を申し出たことで開会されることになった7月19日の臨時議会においては、地方自治法102条3項及び同5項に係る休止事件に該当すると考え、加えて6名の議員がつい先般7月12日に書類送検されたことも考慮すれば、なおさら妥当と言えるから、急ぎ提出するものであるということで、請願項目であります。これは1点です。山県市議会は速やかに自主解散することという請願の趣旨であります。

私も議員としてまちを歩いている、市民の方からの声というのは非常に厳しいものが強まっているということを6月、7月、8月と認識してきています。そういった中で、解散を求める署名集めをするから議会を解散してはどうかという声も実際に入ってきました。そこで、私は今の議会の辞職が少しずつ出ているという状況も説明して、1つの方法であるけれど、なかなか大変だしといった議論もしているところであります。そういった本当に1日ずつ動いている状況の中で、議会が率先して判断することが大きく離れた市民の信頼というのを取り戻す唯一の方法ではないかと、そういった意味で現在も紹介議員としてこれを提案したいと思っています。そういった観点で趣旨説明をいたします。

議長（村瀬伊織君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。議案精読のため、あす11日より17日まで7日間、休会としたい

と思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、あす11日より17日までの7日間、休会とすることを決定いたしました。

18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午前10時41分散会

平成19年9月18日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 9月18日(火曜日)

議事日程 第2号 平成19年9月18日

日程第1 質疑

- 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市下水道条例について
- 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
- 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について

日程第2 委員会付託

- 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市下水道条例について

議第61号	山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
議第62号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第63号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
議第64号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議第65号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
議第66号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
議第67号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
議第68号	山県市体育施設の指定管理者の指定について
請願第1号	山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について
日程第3	議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)
日程第4	質 疑
日程第5	委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1	質 疑
議第57号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第58号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第60号	山県市下水道条例について
議第61号	山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
議第62号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第63号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
議第64号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について
- 日程第2 委員会付託
- 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市下水道条例について
- 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
- 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について
- 日程第3 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 質 疑
- 日程第5 委員会付託

出席議員（20名）

1番 石 神 真 君 2番 杉 山 正 樹 君

4番	尾 関 律 子 君	5番	横 山 哲 夫 君
6番	宮 田 軍 作 君	7番	田 垣 隆 司 君
8番	村 瀬 隆 彦 君	9番	武 藤 孝 成 君
10番	河 口 國 昭 君	11番	影 山 春 男 君
12番	後 藤 利 弘 君	13番	谷 村 松 男 君
14番	寺 町 知 正 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	18番	村 橋 安 治 君
19番	小 森 英 明 君	20番	村 瀬 伊 織 君
21番	大 西 克 巳 君	22番	久保田 均 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
教 育 長	森 田 正 男 君	会 計 管 理 者	長 屋 義 明 君
総 務 部 長	林 宏 優 君	市 民 環 境 部 長	松 影 康 司 君
保 健 福 祉 部 長	笠 原 秀 美 君	産 業 経 済 部 長	土 井 誠 司 君
基 盤 整 備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	恩 田 健 君	総 務 部 次 長	田 中 公 治 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第1、質疑。

質疑は、10日に議題となりました議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願についてまでの15議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 通告書に従いましてですけれども、これはどういうふうに、全部一遍にいいですか。1個ずつでいいですか。

議長（村瀬伊織君） 1個ずつでお願いします。

暫時休憩をお願いします。

午前10時02分休憩

午前10時02分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中田静枝君、どうぞ。

16番（中田静枝君） 議第60号の山県市下水道条例についてですけれども、来年の供用開始に向けて新たに条例を制定したいということを出てきているわけですが、この条例の中で、使用料が今回具体的にこのように出されてきているわけですが、その設定の基本的な考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

もう一つは、29条のところには使用料にかかわっての減免規定の条項がありますがけれども、その減免規定の具体化についてどのような方針を持っておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） お答えをいたします。

高富公共下水道につきましては、来年4月1日から供用開始となるわけですが、使用

料金については、現在供用開始をしている農業集落排水施設について、合併調整で公共下水道の供用開始にあわせ従量制を検討することとなっており、この農業集落排水施設の料金も考慮の上、個人の合併浄化槽の維持管理費を目安として設定しております。

それと、減免の関係でございますけれども、使用料の減免につきましては、第29条において使用料の減免についての条項を定めており、市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができるとなっております。減免は、市が自らの判断で一部の水道使用者に対して使用料を減免するというあくまでも例外的な措置でありまして、負担の公平性を犠牲にするという側面も有していますので、慎重に取り扱う必要がございます。

具体的な基準といたしましては、1つとして災害を受け、使用料を納付する能力がないと認められる場合、2番目として公共の扶助、これは生活保護を指すわけですが、この扶助を受けている場合、それから3番目に、その他公益上必要があると認められた場合となるわけでございます。その他公益上必要があると認められた場合とは、疾病等、使用料の納付が困難な場合となりますが、減免申請書の提出があった場合は、その内容によりまして判断をするということになります。具体的には規則で定めることとなります。なお、他市の減免規定につきましても同様の内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 減免規定の具体化にかかわる方針については、私が特に心配をいたしますのは一度公共下水で生活を始めると、それを容易に切り離して生活するということができないということで、経済的な理由によって使用料が滞納につながっていくというようなことのないようにということを私は一番を心配しております。そういった意味で、今、減免規定の具体化に当たっての方針についての説明によりますと、申請によって、特別な状況が出た場合には申請をして減免を受ける可能性があるということでございますので、それが大事ななというふうに思います。

使用料の設定の基本的な考え方ですけれども、集落排水との兼ね合わせ、合併浄化槽の管理料金を目安にしてというふうにお答えいただいたわけですが、担当課のほうでちょっとお聞きしましたところ、標準的な4大家族の場合に、1カ月の下水の使用料が大体30立方メートルで5000円というふうにお聞きしたところでございます。そうなりますと、これまで農業集落排水の使用料金を見ますと、それを大きく下回っているわけですので、大幅に使用料が増えるという御家庭もかなりあるのではないかなというふうに思いますし、それから、合併浄化槽の管理料ですか、それを目安にされたとい

うことになりまして、合併浄化槽は非常に高いというふうにお聞きしておりますので、それとほぼこれは同等の料金にされているのではないかなということで、結果として高いほうに合わせられたのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 下水の使用料の再質問でございますけれども、現行の集落排水の使用料につきましては、高富は1人で10人でも一律3,675円となっております。これは大変不平等な設定の仕方であるという、これは推進協議会なんかでもいろいろ御意見をいただいておりますけれども、やはり排水量に応じた負担をしてもらうべきではないかというようなことが言われております。

また、伊自良の場合は一応基本料金2,000円、1人当たり500円という設定の仕方しておりますので、ある程度の平等は図られておるのかなということを思っておりますが、これは合併調整によりまして当分の間はこの料金でいって、公共下水が供用開始となったときにこの水道のメーター、従量制メーターにするという形になっております。

それで、高富の場合に、今の一律3,675円、3,500円に消費税を掛けた金額でございますけれども、これが消費税込みの5,250円ということで、非常に高いアップ率になるというように解釈される場合もあるかと思うんですけれども、逆に排水量が少ない方につきましては、今度の水道料の設定につきましては当然安くなってまいります。逆に、水道の使用といいますが、下水の排水が多くなる方、こういう方については、当然金額はそれに応じて高くなっていくということでございます。

それで、これが高いのか安いのかという問題でございますけれども、県下の状況でございますけれども、県下49地区でございますけれども、月に水道30立米使用した場合、一番多いところが4,500円から4,999円、このランクのところが一番多く、21地区43%がこの下水道使用料を設定されております。その次に多いのが5,000円から5,500円、これが9地区で19%、残りは19地区で38%となるわけですが、こういう形になります。

それで、この料金につきましては、先ほど現行の農業集落排水の使用料金とか個人の合併浄化槽の維持管理費、こういったものを目安としておるということを申し上げましたけれども、それとは別に国のほうからも下水道経営に関する留意事項等についてと題しまして、下水道管理者は能率的な経営のもとで必要となる事業の管理、運営費用のすべてを回収できる水準に下水道使用料を設定するように努めなければならないというような通知がされております。こういったことも参考として設定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君、再々質問です。

16番（中田静枝君） 今、県下の状況なんかについてもお話しになりましたけれども、私、先ほどの30立方メートル、そして4人家族ということを基準に県下の自治体の下水使用料について試算をしてみましたんですけれども、県下の平均でいいますと、30立方メートルと4人家族というのを指標にしてですけれども、平均で4,400円ほどです、消費税込みで。岐阜地域の9市町村を今度取り出してこの近くを見ますと、消費税込みで3,820円ということで、4,000円前後というのが県下の状況ではないかなというふうに思うんですね。そういうことを見ますと、山県市の今回の提案というのは1,000円以上も高いというふうなことが言えるわけでありまして、やはりこれは市民の大きな負担になってくるというふうに思われるんですけれども、いかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 下水使用料が県下の平均に対して1,000円ほど高いというふうなお話でございますけれども、市の平均ではたしか4,500円ぐらいだったと私は思っておるんですけれども、それにしても若干は高いということでございます。県下の平均が1,000円、当市の設定よりも安いということでございますが、そういった市がその料金でもって適正に下水の維持管理等、運営管理が適正にされておるかということが問題ではないかと思うんです。安くて運営等の管理ができていないということであれば、当然一般会計からの繰り入れということになります。それは国の指導とは反するということを思うわけでございます。もし3,000円ぐらいの使用料金で設定されておりまして、それで下水の維持管理費が大きく賄えないということで、その分を一般会計から繰り入れをしておるといようなことであれば、それは適正な料金ではないと考えます。

それで、当市の設定料金は確かにその平均よりは高いということがございますけれども、やはり将来的な下水の維持管理費、こういったこともある程度は見越して設定をしておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君、質問を変えてください。

16番（中田静枝君） では、次の議第61号の下水道の受益者負担金にかかわる条例について質問をいたします。

これにつきましても、今回、一般的な家庭の場合には21万円ということで提案がされてきているわけでありまして。その基本的な考え方ですね。

それから、あと、受益者負担金を取るということに当たって、今回は都市計画法を根拠にしておられるわけですが、都市計画法では、著しく利益を受けるという者に対してと規定をしているわけですが、この公共下水の加入ということについては、果たし

て著しく利益を受けるといふふうに言い切ってしまうことができるのだろうかというこ
とで、私はかねてからずっと疑問を議会でも何度か発言をしてきたように思っているわ
けであります。その2点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

説明が質問と逆になるかと思いますが、最初に、受益者負担金を徴収する根拠
から説明させていただきます。

今、議員からも御発言がございましたように、国、都道府県または市町村は、都市計
画事業によって著しく利益を受けるものがあるときは、その利益を受ける限度において
当該事業に要する一部を当該利益を受ける者に負担させることができるとした都市計画
法第75条、受益者負担金の規定に基づき徴収をするものでございます。

この受益者負担金の徴収の趣旨ということにつきましては、まず1つとして、公共下
水道が整備されることにより利益を受けるものの範囲が明確であること。2つ目に、公
共下水道の整備によって特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便
性、快適性が著しく向上し、結果として当該地域の土地の資産価値を増加させること。
3番目に、他地域に比べ早期に受益するものに相応の負担を求めることは、負担の公平
という観点から適当であると、こういった理由から受益者負担金制度を採用しておりま
す。

参考までに、公共下水道事業を実施している県内すべての市でこの受益者負担金制度
が採用されております。また、根拠は自治法に基づくものですが、現在、供用開
始をいたしております当市の農業集落排水事業につきましても、受益者負担金を徴収い
たしております。

次に、受益者負担金の算定根拠でございますけれども、一般世帯につきましては他市
町村の例を参考といたしまして、また、現在、供用開始をいたしております農業集落排
水事業の受益者負担金の負担率、こういったものを参考といたしまして、計画総事業費
の5%程度を負担金としていただくということで、計画総事業費の5%を加入世帯見込
み数で除して算定いたしております。事業所、飲食店、集合住宅、併用住宅等についま
しては、他市町村の例を参考といたしまして、排水人口の規模によって区分を定め、設
定をいたしております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 著しく利益を受けるといふ、そのために取るというこの根拠に

ついて幾つか理由を述べられましたけれど、まず1番目の環境ということでは、これは山形市の都市計画マスタープランというものでいただいているものですが、この中に水と緑に関する方針というところがありまして、そしてその6番目に、水、土壌、環境の保全等による良好な都市環境の形成というふうなところがあります。そして、そこに生活排水や農業排水等の河川への流入を抑制し、良好な自然、生態系の保全を図るために計画的に排水処理施設整備を進めていくんだというふうに書いてありまして、目的というのは都市計画マスタープランにはこうやって書いてあるわけですね。そういうことでは、環境がよくなるということは、狭い範囲の問題ではなくて、下流域または海までつながる、そういう大きな広い地球規模の問題、そこまですべて日本近海にもつながる問題として、その狭い整備された地域だけの環境の問題ではないというふうに思うわけですね。

2つ目につきまして、資産価値が上がるというふうな理由が述べられましたけれど、これにつきまして、たまたま下水の整備区域に住んでいるという方にとって、資産価値の問題というのは直接つながらないというふうに私は思うわけですね。だから、これもこうだと言い切ることはできないんじゃないかなというふうに思うんです。

それから、また3番目の負担の公平ということにつきましてですけど、もともとこれは180億円近くもの莫大な税金を注ぎ込む、そういう事業ですので、大きな基盤整備の公共事業でありますので、そういったところから考えて、負担の公平とは一体なんだろうというふうに思いますが、住んでいらっしゃる方の中には、非常に経済的に心配なく暮らしておられる方もあれば、そうじゃなくて非常に昨今の負担がどんどん押しつけられているもとの、本当に毎日の生活費が非常に急迫をしておられるという方もおられるわけです。

議長（村瀬伊織君） 中田君、簡潔にお願いします。質問の本旨に入ってください。

16番（中田静枝君） そういった中で定額で21万円という、それは果たして公平に負担をいただくということが出来るのかなという疑問を私は思うんですけど、以上について、私の疑問に答えていただきたいというふうに思います。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

まず、この公共下水道の整備ということが、一部ではなくして、この整備というのはもっと広く関係してくるのではないかなというふうなお話でございます。この公共下水につきましては、確かにもとはと申しますと、水質汚濁防止法によりまして伊勢湾の総量規制、こういったことで水質を改善していくということで、水質汚濁防止法に基づきま

して市町村は生活排水対策の1つとして下水なんかを行っていくということでございます。また、当然国民といいますか、市民の皆様につきましても、この市町村の計画につきまして協力をしなくてはならないというような水質汚濁防止法の定めになっております。

確かに大局的に申しますと、大きな伊勢湾なんかの水をきれいにしていくためのものではございますが、当然この整備というのは、先ほども申しましたけれども、公共下水道というのは整備区域をまず決めます。したがって、その整備区域がはっきりと決まるといってございます。

それと、今の資産価値でございますけれども、これは当然こういった下水が整備されれば資産価値は増加するといはははっきりといたしております。

また、早期に受益する者の相応の負担ということでございますけれども、下水を待っていてもまだ下水の整備が行き届かないというような地域もございます。そういった地域に先駆けましてこういった公共下水道が整備されるということは、そういった方と比較をいたしまして相応の負担を求めることは、負担の公平に当たるのではないかというふうに考えます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 私が思いますに、全国的に受益者負担金を取るというやり方がずっと踏襲されてきておりますので、それに乗っかっているだけというふうに思いますね。

今度の場合でも、事業費の5%を割り出して一律21万円というふうな数字が出ているわけですが、5%は幾らかといえは8億7000万円ぐらいに当たるのかなと思いますけれど、この金額というのは山田市が計画的に負担をしていくということの全くできない額ではないというふうに思うわけですね。そして、この受益者負担があるということによって公共下水のつなぎのおくれになっていくというふうなおそれもあるというふうにも思われますし、この受益者負担ということについては私は十分納得できないものでございます。

次の質問に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 言いつ放しはあかんで。

次の質問に変えてください。どうぞ。

16番（中田静枝君） では、質問を変えます。次、通告しております昨年度の決算の問題ですが、成果説明書のほうでいいますと15ページと16ページのところについて今回

通告をしてありますので、まず伺いたいというふうに思います。

15ページのところは、会計別の地方債の内訳表ということで載っております。これまで起債を提案されるときに有利な起債だということでいろいろと議会で執行者側は提案をしてこられたわけですが、平成18年度中に減少額として元金だということですが、これも13億3,500万円を返したというふうになっておりますけれど、これに対して交付税の措置がされたのは一体どのぐらいなのかなど。また、平成18年度末の現在高が221億、これは一般会計のほうですけれど5,000万余り、また特別会計のほうは96億7,900万円余りということで、現在高になっております。これについて、今後の交付税措置の見込みはどんなものかということでお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、16ページのほうには基金の運用状況ということで載っておりますが、この中で合併振興基金、山口市は合併当初から毎年行ってきておりますけれども、18年度末現在高が7億649万ということで載っておりますが、この合併振興基金につきましては、私は今までもずっと廃止するよという主張をしてきているわけですが、近隣の自治体ではどうなんだろうかということで、担当部局も情報を集めておられるのではないかとこのように思いますけれど、今回、他の自治体についての状況をお答えいただきたいというふうに思います。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、御質問にお答えします。

まず、15ページの地方債の内訳でございますが、この18年度末の地方債の現在高は、この15ページでございますように、一般会計では211億5,534万5,000円でございますし、特別会計では96億7,935万5,000円で、合わせますと308億3,470万円でございます。

それで、ご質問のそれぞれの起債と交付税の措置でございますが、この起債と交付税の措置の関係は、起債の種類ですとか、また事業の内容によりまして交付税の算入率と算入方法がそれぞれ定められております。これをこの表にございますように、区分ごとの交付税措置額の算入となりますと大変困難なことでございます。例えて申しますと、起債の種類で申しますと、交付税の算入率は、例えば過疎対策事業債ですとか合併特例債では70%でございますし、義務教育施設の整備事業債などでは、校舎につきましては70%ということもございますし、プールにつきましては同じ義務教育負債でも30%というふうに分かれております。また、減税補てん債ですとか臨時税収補てん債、臨時財政対策債などは100%の充当率となっております。それぞれ事業債ごとに交付税の算入率が決められておるわけでございます。

そこで、一般会計とそれぞれの区分ごとには大変困難なことでございますので、一般

会計と特別会計ごとに交付税の算入額の概算を申し上げますと、まず一般会計では、18年度末の地方債の現在高が211億5,534万5,000円で、御質問の交付税の算入額につきましては93億7,600万円、率で申しますと44.3%となります。また特別会計では、18年度末の地方債の現在高は96億7,935万5,000円で、交付税の算入額は51億9,200万円でございます、率で申しますと53.6%でございます。それで、一般会計と特別会計を合わせますと308億3,470万円のうちの145億6,800万円、率で申しますと47.2%が交付税の算入額となります。それと、もう少しわかりやすく申しますと、例えば18年度の公債費の決算額で申し上げますと、一般会計と特別会計を合わせますと、ことしの18年度決算の元利償還金は20億6,265万円でございます。そのうちのことしの交付税の算入額は12億561万9,000でございます、元利償還金の58.5%が18年度では交付税算入となっております。

続きまして、16ページでございますが、合併振興基金でございますが、合併振興基金と申しますのは、市民の連帯ですとかそういった地域振興等の事業に要する経費に充てるために、合併後それぞれ毎年1億7,650万円を積み立てるように計画をしております。この増加額では1億7,678万5,000円でございますが、これは利息等が含まれております。合併後10年間は積立額の95%は合併特例債が充当できます。その元利償還金の70%は普通交付税で措置されることになっております。

本市の合併振興基金の18年度の現在高は7億649万1,000円となります。これを平成24年までの10年間で総額17億6,500万円の基金の積み立てを予定しております、積立金の95%、金額で申しますと16億7,600万円は合併特例債を充当し、その70%の11億7,320万円が普通交付税に算入されることとなります。言ってみれば、合併振興基金の17億6,500万円を積み立てるのに、おおむね66.7%でございますが、その11億7,320万円が普通交付税に算入されるということになりまして、市費の持ち出しにつきましては5億9,000万円ほどとなります。こういった合併振興基金の性質的なものでございます。

そこで、お尋ねにもございませう一点の他市の県内の状況でございますが、県内では6市1町が基金を積み立てておる現状でございます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 交付税措置の内容が地方債の現在高の中で詳しくわかったところでございますけれども、合併振興基金につきましては6市1町が積み立てをしているということで、全県的にいえば非常に少ないところしかこの合併振興基金を積み立てていないんだなというふうに改めて思ったところです。

それで、山口市は合併しまして、合併というと特別な状況で、合併特例法ということ

で法律を国のほうが進めるということがありまして、特にまた合併後、地方債の起債というのが非常に増えてきております。平成15年度から18年度までの起債の歳入に占める率を調べてみますと平均で21.2%というふうな率になっております。

これを私、どういうふうに考えたらいいかなというふうに思ったんですけど、現在こういうふうに合併したんだからということで、まちづくりをしなくちゃいけない、新しいまちづくりをしなくちゃいけないということで、法律も認めるところだということで、どんどんと有利な交付税措置がされるから借金をしながらいろんなことを取り組んでいるわけですけど、歳入に占める借金の率というのは非常に高いというふうに思うんですね。それは何と比べたかといいますと、合併前の3町村の14年間の同じ歳入に占める地方債の割合を振り返って調べてみたんです。そうしたら、高富町の場合は14年間に平均で11.42%ですね、伊自良村のが6.5%、美山町は9.2%ということで、そういった数字、その中にはバブルの時期もあり、バブルの崩壊後の時期もありということになるわけですけど、平均しますとそういうことになります。それと、私の今の試算がまちがっていなければということになりますけれど、現在の山県市の4年間の平均は21.2%ということになりますと、飛躍的に借金に頼る率というのが高くなっていると、どうしてもこれは言わなくてはならない。それは国の税金、全国の国民の税金を食っているという状況なわけなんですね。

こういうあり方について、今、御答弁いただきました総務部長さんはどんなふうな感想を持たれますでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 合併いたしまして地域の連帯ですとか、地域振興ということで、合併特例債を使いました特に大きな事業を行っております。そうしたことから起債の率が上がってくるのは必然的なことになると思います。そして、そのことが無駄遣いであるとかそういったことではなくて、特に3つの町が一緒になりまして、そういった町の全体の公平感をなくす統一的な見地からそれぞれの事業が行われておるわけでございまして、その内容につきましては当然必然性のある事業内容でございますので、この起債とその事業につきましては、先ほどの御質問にございますような特に問題はないということを考えておりますし、また先ほど廃止という言葉をお使いになられましたけれども、合併の振興基金ですが、基金を積み立てるのに例えば10万円積み立てようとする、六十六、七万円はいただけるわけです。同じ基金としてお金で積み立てるかわりにそういったことを、先ほど6市1町と申しましたが、積み立てないことのほうが必然性のないことだというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 山口市だけのお金ではないと、もとはと言えば全国の、結局、国と地方とを合わせると今では1兆円にも上ると言われる公共事業などの起債が今、全国民の悩みの種になっているわけでありまして、そして、一方でそういうことをやりながら、現在は受益者の観点で公共料金の引き上げなどによりまして、結局、市民が払うというようなことで、痛い目を見ているのは市民ということで、これではたまらんといいうふうに思います。結局、財政難、借金がたくさんあって大変なことから、皆さんも我慢してくださいということで、いろんな福祉施策についてもじわりじわりと削ってきておりますし、公共料金も引き上げてきていると、やっぱりこういうようなのは困るわけですね、市民としては。やっぱり起債のほうをきちんと抑えていただくと、そして本当に優先的にどうしても今やらなくちゃならない公共事業なのかどうかということについて、そこら辺の判断をきちんと見きわめていただきたいというふうに思うわけです。どんどんと借金を有利だからといってやる……。

議長（村瀬伊織君） 中田君、質問ですか。

16番（中田静枝君） という一方で、片方では受益者負担をどんどんと押しつけられてきているという状況なわけです、今の山口市の場合は。こういうふうでは困るわけで、ぜひここら辺の起債につきましてはもうちょっと抑えてやれるように考えていただく必要があるというふうに思います。そんなところでいいです。

以上、質問を終わります。

議長（村瀬伊織君） 発言通告書による質問は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

小森英明君。

19番（小森英明君） 通告制度がありながら発言するのは心苦しいわけですが、資料5の平成19年度山口市一般会計補正予算の最後のページです。8ページですけど、この中に教育費というのがありまして、その中の学校管理費の中で補正予算額が1,200万円と、これは委託料になっておりますが、設計委託料として西武芸小学校になっているわけです。それで、設計委託料の内容について、耐震だとか改良だとかいろいろあるかと思いますが、中身について説明をしていただきたいということと、そういう中で校舎の改良とかいろいろある中で、学校周辺の進入路とか周辺の整備なんかも行われるのかどうかというようなことをお聞きいたしますので、お願いします。

議長（村瀬伊織君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

設計管理委託料としまして1,200万円につきましては、市内の小規模校の小学校の統合、乾小、富波小、西武芸小学校の統合に向けまして西武芸小学校校舎の耐震補強計画及び教室等の不足によります大規模改修等の事業の実施、設計委託料でございます。これは国庫補助金の申請のため必要がございますので、本年度補正をお願いするものでございます。

なお、学校周辺の進入路等の整備につきましては、やはり子供の安全・安心というのがございますので、その件についての予算は上がってございませぬけれども、進入路、通学路等につきましては今後十分に子供の安全を見て検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（村瀬伊織君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 今の中で、校舎の改良とか耐震とかいうようなことがありましたが、それらについてはどの程度のことをやりたいとか、何か希望があってされるのか、それともとにかく今の強度では耐震について言えばわからないから、設計を委託して調べてもらうのだというようなことなのか、どういうふうなのか。教えてください。

議長（村瀬伊織君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

西武芸小学校校舎につきましては、建築年度が昭和44年、49年とか54年の建物で、旧耐震での校舎でございます。耐震診断はしてございますが、それによって旧耐震でございますので、今回、大規模改修をするに当たりまして補強工事をしなければならないということで、設計管理の詳細設計を今年度お願いするものでございます。

以上です。

議長（村瀬伊織君） ほかにございせんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、条例と補正と決算というふうに分けてお聞きしたいと思えます。

まず、条例関係ですけど、議第61号で資料1の24ページですけど、下水道の受益者負担関係の条例ということですね。先ほど質疑がありましたが、その関連ということですけど、まずこの条例案のところ負担金というところ、先ほども議論がありましたけれども、当然、下水道をつくる場合に先行してあった事業の集落排水というところの規定も兼ね合いが必要だというふうに考えます。

そこで、集落排水の加入者負担というところを見ると、新たに施設を設置しようとするものから徴収するということであり、その額は26万2,500円という条例があるわけですね。こちらはどうもさわらないというのが今回の提案ですけれども、下水道はもちろん新しく始まるわけです。それとの比較が当然必要ですから、そこでお聞きしたいわけですが、まず、この集落排水という既の実施してきたものについては、新たというのは、一番最初にスタートした集落排水の場合にも26万取ったんですかね、それとももっと低い額あるいは高い額を取ってきて、その後の追加の加入が26万と設定したんでしょうかということをお聞きしたい。これは下水道制度との兼ね合いもありますから、まず従来の制度についてお聞きしたいということです。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） お答えをいたします。

集落排水でございますけれども、現在のこの26万2,500円というのは、合併調整によりまして高富の負担金が26万2,500円になっておりましたので、合併調整によりその額に合わせたという額でございます。

それで、現在までに行ってまいりました集落排水の負担率でございますけれども、伊自良の場合は24万2,000円、それから高富の最終がこの26万2,500円でございます。それでもう一つ、当初赤尾の集落排水につきましては農村モデル事業でやっておりますので、これは負担割合が10%ということでございますので、ちょっと今、額をつかんでおりませんので、また後ほどこの額については説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。高富が26万2,500円で、伊自良が24万2,000円という事業実施時の額でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 従来から行っていたという、まず集落排水については、高富が26万、伊自良が24万と、赤尾が多分モデルだからもっと少なかったんだろうと、そういうふうに想像されますけれども、今回提案されているものが、一応下水道の場合は21万円というのが一般世帯、これが標準なんですよね。これは別表で定めていこうということなんですけれども、およそ4、5万の開きがあるわけですね。先ほどの集落排水は、スタートはそうで、若干上がった状態を合併で26万というふうにしたと。それと比べて5万ほど違う。新規は全部これでいくわけですね。この差をつけたままスタートすることについて、それぞれの人からその数字を聞いたら不公平感を持つというふうに思うんですけれど、そのあたりをどういうふうに行政としては評価してこの21万という設定をしたんでしょうか。

それから、もう一点ですけれども、この条例案の第2条で受益者ということがあります。この中で、建築物というものの、当然ですよ、暮らすところから出るわけですから。建築物と、それからそれ以外に土地の所有者という定義が係ってきています。建築物がない場合は土地の所有者ということになるわけですが、下水道は一定のエリアで網をかけていますから、かなり広範な地域、そこには人が住んでいない建築物もあると思うし、建物をつくる予定も当面ない土地も膨大にあると思うんですね。そういったものをこの2条で見るとはエリア全部対象ですよと決めてしまおうという趣旨にとれるのですが、そういうふうでいいのかなというふうに思うんですね。どのように行政は考えているのでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） お答えをいたします。

最初にまず、集落排水の26万2,500円と今度、公共下水で定めます受益者負担金の21万円ということで4、5万の差があるということで、平等性ということを考慮した場合、どうかというような御質問であるかと思えますけれども、集落排水の場合は、算定の仕方としては事業費に5%を出して世帯数で割るとというような同じような方式をとっております。それで、集落排水の場合は、どうしても集落が散在をしておりますので、事業費に対して世帯数が少なくなるというようなことで、公共下水に比べますと1戸当たりの負担金は高くなるというようなことでございます。それで、集排の場合は一応26万2,500円ということは、この額については、その整備をされたときにその地域の方が26万2,500円を払われておるとというような解釈でございまして、公共下水が21万であるということで、不平等ではないかというようなことには当たらないのではないかと思います。その事業実施したときの整備区域の方はそれだけの負担をしておっていただいたということで、それだけの金額を新たに加入していただく方もいただくというようなことでございます。

それと、受益者の転移というようなことでございますけれども、確かに条例では建築物と位置づけまして、それから、建築物がない場合はその土地の所有者ということで対象にいたしておりますが、実際はこのうち土地の所有者につきましては、将来的に家を建てるという建築確認申請等が出てまいりまして、こういった形で家がなくても将来的に家を建てるというような個人の申し出があった場合、こういった方を受益者という形で現在は進めております。対象としては建築物と整備区域の土地というのは対象にはなるんですけれども、実際の受益者と今扱っておりますのは、土地の場合は将来的に家を建てるか、そういった計画が個人から申し出があった場合に受益者というふうにして

おります。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、改めてお聞きしますが、まず、集落排水は密度が低いから高くなってもいいんですよと、それはそれでわかるような気がします。

それで、今後の建築確認申請などのときを区切りにするということですが、じゃ、それは自主申告なのか行政がチェックをしていくのか。申告しなかったら、ここの定義にかかってこないなら別表の負担金もないわけですから、自主申告に任せるのか、常に行政が把握するという、当事者は別に下水道の区域であろうと関係ないわけですから、そこがどちらでいくのか、漏れがないようにするというところでお答えをいただきたい。

それから、そもそもこの下水のエリアというのは旧高富地区と旧富岡地区が対象だったわけですが、この2つの地区を最初、高富町時代に下水にするときには両地区のほぼすべてを地図上でエリアとしちゃったわけですね。30年で300億かかりますという事業だったけれども、それは果たしていいのかという議論がずっと続いて、面積を減らすという、対象エリアを減らすという中で15年で150億でやろうと、それが今回の事業なんですよね。そうすると、エリアを外したわけですから、いわば白地の地域が随分あると思うんですよ。そこはどう見ていくんでしょうね。この条例の対象外、そもそも対象外のところが現在随分あった中でこの事業が進んでいって、スタートしようというわけですね。ですから、エリア内は今の説明でいいと思うんです、例えばある段階でということ。でも、そもそもエリアに入っていないのなら、そこはどうするんでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） お答えをいたします。

まず、最初の質問でございますけれども、この整備区域内でございます家屋につきましては、行政のほうから加入の意思を確認いたしております。加入されるかどうかという意思確認をしております。土地につきましては、あくまでも個人の申し出でございます。

それと、エリアから漏れた人がどうなるのかというような御質問でございます。確かにこの計画をつくったときと現在では状況が大分変わってきております。それで、新しくこのエリア外に家が建てられるような場合につきましては、1期、2期、3期、この2期にまた変更認可がございますけれども、こちらのほうで、今、漏れておるところにつきましては、変更認可のほうで対応いたしましたし、また、今後こういった条件が変わってきまして、また変更認可で対応してここの公共下水に含めていきたいと、その

ように考えております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） では、次の質問ですけど、今度は下水道条例ということで議第60号、議案集の19ページのあたりですね。ここで、使用料の算定方法というところが22条に出てきます。集落排水の16条でも使用料算定があり、そのあたりは先ほど答弁もされていまして、下水道条例の算定のところですけども、このときに、基本は水道の使用量、水の使用量と、上水の使用量ですね、これに準ずる。それはよくわかりますけど、そうじゃない個人で井戸水を使っているということもあるんですね。水は地下から井戸水を取る。出すのは一緒ですよ。あるいは工場など、法人などはもっと大規模にやっているところが結構多いと思うんですね。これについては、じゃ、ここの提議でうまくフォローできるのかなと、上水は当然できるはずですけども、そうじゃない自家水、井戸水については、どのように対処すると考えているのでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） お答えをいたします。

水道水以外の井戸とか山水等を使用される場合があるわけですが、こういった場合は、家事のみに使用される場合につきましては1人平均月に何立米ぐらい使うかという基準がございますので、これを当てはめて計算をいたします。それで、家事のみに使用する場合には1世帯1人につき1カ月7.5立方メートルで計算をいたします。5人を超える場合につきましては、5人目からは1人4立方メートルで計算をいたします。こういった基準で使用水量を把握いたしまして、料金を賦課するという形になります。

それと、家事以外の使用水量の認定でございます。工場とか事業所、そういったものがあるかと思いますが、こういった場合につきましては、使用水量の申告書というものを提出していただきまして、それによりまして使用水量を認定するという形をとります。ただ、使用水量につきましては、こちらで審査をさせていただいたときに不明確であるような場合につきましては、メーター等の計測器をつけていただきまして使用水量を計測してもらおうといった場合もございます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） まず、個人について家事という定義、家事のみの場合の一定の推測する基準があるということ、それを適用しようということですけど、そもそもその水道以外に井戸を使っているうちを把握しているのかなということですが、いわば飲

み水として使っているところはいろんな衛生面だとかいう心配から、役所は大抵把握しているだろうと、過去の地下水の汚染の状況からも飲用に使っているところは大抵役所が把握されていると理解しているんですが、じゃ、飲用じゃない家事、いっぱいあるわけですよ。実際には使う量はそのほうが多いと思うんですけど、そういうお宅も多いと思う。そういうところがそもそも家事の中に把握できているのか。これも先ほどの受益者負担と一緒に。自主申告に任せるとすると、申告がなければ自家水で家事、飲用以外もいっぱい使うわけですよ。その辺を把握できるというふうに考えた制度なのか、どういうふうにそこを担保されるのかなと、まず把握しなければ課金のしょうがないわけですよ。そこについて明確な部分をお願いしたい。

それから、法人についてというところですけども、ある程度申告によるというふうに理解しますが、これは、今、水の話、入る方ですけども、今度、出るほうの質、条例にも若干こういったものはいけませんというふうに書いてありますが、それは全国そうだと思うんですけど、実際に担当する役所として、排除する水という言葉になってきますけれど、いわゆる排水の質、工場などの質というのをどうやって担保、その安全性を確認していくのかなというところも気になるのですが、いかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） まず、自家水を使用している世帯の把握ということでございますけれども、集落排水の場合はこの調査を実施しておりまして、自家水を使ってみえる方につきましては把握をいたしております。また、集落排水の場合、下水のつながり込み工事、宅内工事を申請する場合の申請書に使用水に丸印をつけるといった箇所もございまして、そういったことも参考にいたしております。

それで、公共下水につきましても、宅内工事、つながり込み工事を申請される場合の申請書でどういった水を使われておられるのかというようなことをつかむという形にしております。

それと、もしこの申告だけでいきますと、大きな違いがあった場合、どうかということでございますけれども、あくまでも申告で行っていくんですが、先ほど申しました1人1カ月7.5立方メートル、こういったものも参考にいたしまして計算をいたしますので、これと大きく隔たりがあるような場合もあるかと思うんですけども、そういった場合には、また調査をかけるようなこともございます。

それと、質の問題でございますけれども、公共下水の場合は、下水道法とかこういったもので法的な縛りがございまして、この条例でも除外施設、公共下水の処理施設を傷めるような排水を継続的にするような場合は除外施設を設けなくてはならないとか、そ

ういった縛りを設けております。

集落排水につきましても、現在まで事業所、油をよく使われるような方にはグリストラップますとか、そういったものをつけていただくといった指導はしておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、基本的には自主申告によるということでした。それで本当に把握していきたいというふうに思いますけど、ちょっと実態が心配ですが。そういう観点から、他の自治体で量と質に関して不正があったというところがありそうな気がするんですが、役所の皆さんは把握しているのかなというふうに思います。その点いかがかなということ。

それから、今の油を使う事業所からはグリストラップなどで事前の処理をとということでしたけど、そもそもその制度というのは今回は法人にも予定をしているのか。そしてさらに、当然、水をきれいにという意味では、個人のところでも出口につけたらというのはよく言われるのですが、山田市はスタートの時点でどういうふうにしていくんでしょうかね。家庭排水処理についても事前処理を、その点いかがでしょう。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 最初の御質問でございますけれども、他の自治体で不正の例を把握しておるかということでございますけれども、私のほうはこういったことを把握はしておりません。

それから、家庭で排水対策、こういったことをしておるかということでございますけれども、個人の場合は、まず家庭から出たところに分離ますといって油とごみを取るます、これを義務づけております。また、それとおふろからの排水でございますけれども、髪の毛等を取る目皿つきのトラップます、これもつけていただくようにしております。ただ、最近のおふろなんかは中で髪の毛とかごみが取れるおふろもございますので、ユニットバスですけれども、こういった装置のあるものにつきましては除外をしておりますけれども、家庭から出たところの油、ごみを取る分離ます、それから、おふろから出てくる排水につきます髪の毛、ごみを取る目皿つきのトラップます、こういったものをつけていただくというようになっております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時30分より再開をいたします。

午前11時10分休憩

午前11時30分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） では、条例関係の質疑を続けますけれども、議第68号、資料1の29ページに出ていますけれども、体育施設の指定管理者の指定ということで教育委員会ですね。具体的には、たかのみスポーツクラブというところに指定をしたいという議案です。

私、6月議会のこの議場で、条例を制定する場合にここで質疑をしたんですけれども、そのときに答弁では公募をするのか、あるいはあらかじめ選考するという方法か検討中であって、早急に決定するという答弁でした。いつ、どのような理由づけで、どの方法に決定したのかということをもっと明らかにされたい。

議長（村瀬伊織君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

選定に当たりましては、平成19年8月16日に第1回指定管理者選定委員会を実施いたしまして、その選定委員会の席上、体育施設の設置目的、施設の管理と運営の一本化をねらった相乗効果をねらうという意味から、公募ではなく、あらかじめ選考で総合型地域スポーツクラブとして平成13年3月から発足し、スポーツの振興に実績のあるたかのみスポーツクラブを指定管理者として指定させていただきました。

それから、平成19年8月24日に申請書が提出されまして、8月27日に第2回の指定管理者選定委員会を開きまして、その中で資格審査、実質審査を行いまして、今回提出をさせていただきました指定管理者にたかのみスポーツクラブを選定するという事で決定をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、再質問しますけれども、一応最終的に特定のところに決めたということですが、いわゆる指定管理者というのは条例が定められていくわけですけど、ある意味で自治体から見ると、一種の外部委託と一緒にすよね。そういう意味では、委託契約という側面を持っているわけです。もし公募であれば、それは一般あるいは制限つきの入札というふうにもとれる要素があるのに、それを1つのところに決めたということは、随意契約という側面がやっぱりあるわけなんですよね。今の手続をおっしゃられたけど、それは一種の随意契約とも言えるわけです。

そのときに、私はその契約という観点で見たときに、市の随意契約の規則をちょっと見てみたんですけど、これは一般にどこでもそうですが、随契をしようとするときは、規則の25条、見積書の徴収というのが定められていますね。随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から、これは県なんかだと5つ以上とかいう部分もあるんですけど、自治体の規模からいって2人なんでしょうね。そこから見積もりをとるといふふうになっています。一般にもそうすることが原則ですし、民間社会でも相見積りといって比較していくのが普通なんですけれども、そういう契約という観点で見たときに、初めから特定のたかのみスポーツクラブしか考えなかったのか。今の説明はそこがよかったという結論でしたけど、初めからその1社だけなのかということですよ。あるいは、他のもの、もうちょっと複数から見積もりなり、どういう内容ですよ、うちならこうしますがという提案を受けたのかという。まさに公募が必要という指定管理者の中で言われているときに、初めから1つありきでは、これは指定管理者の趣旨にかなり反しているというふうに思うので、手続的に契約規則をまずあなたは知っていましたか、教育委員会は、2社から見積もりをとる、2社以上ですね、知っていましたかということをもっと聞きたい。それから、それにもかかわらず、どうなんですか、どういうふうにやられたんでしょうねということ。

もう一点、3つ目ですけど、6月議会のこのところでインターネットで公表するという答弁もありました。そのときに、何をいつ答弁するとはなかったのですが、じゃ、今一応こういう段階になってきて、いつ何を公表したのかな。私が見る限り、山口市はまだ公表していないと思うんですが、公表したのか、あるいはいつ何を公表するのか。そこを明らかにしていただきたい。

議長（村瀬伊織君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

2社以上ということはわかっております。

それから、インターネットでの公表につきましては、私のほうで検討しました結果、しなかったということでございます。

それから、たかのみスポーツクラブに1社ということでございますけれども、これにつきましては、市の体育事業の委託事業につきましても、発足以来、たかのみスポーツクラブの方へ委託して、全市を対象に現在も体育振興事業を展開しておっていただくということもありまして、選定委員会のほうでもこのたかのみスポーツクラブを指定しようということで、1社だけということを決めさせていただきました。よろしくお願います。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） まず、選定委員会で決まったという、いわば教育委員会が自主的じゃない、選定委員会が決めましたという趣旨にとれる答弁でしたけれども、じゃ、選定委員会のメンバーを明らかにしていただきたい。それを見れば、教育委員会なのか、山県市全体なのか、民間も含めた適正の判断なのかかわかると思いますので、おっしゃる選定委員会のメンバーを明らかにしていただきたい。

それから、1社だということですね。規則があるけど、確かに契約規則がすぐに適応されるかどうかわかりませんから。でも、結果的に1つということは、見方によっては丸投げだと思うんですよ。これは3年という契約ですけれども、山県市の中でここしかないよと決めてたということを考えれば、丸投げでしかないと思うんですね。しかも1年、普通は役所は1年なのですからけれども、それを3年で出そうという、丸投げを、そういう心配をします。

そこで、実際に市と1対1の関係の丸投げの中で、3年後に違うところにしましようと言ったら相手は困ると思うんですけれど、山県市はそこをどう考えているのか、あるいは、相手はそこをどう考えているのか。3年後過ぎても後もずっとお願いしますよという暗黙の了解があるのかないのか。あったら困る部分もあるし、なかったら困る部分もあると思うんですよ。そこは率直に言ってどうですか。指定管理者に伴ういい面と悪い面なんです。そこを明らかにしていただきたいということですね。

もう一点ですが、あと2つあるけど。都市部ではいろんな業者が競っていわば入札的に公募でもやっていけるのですが、確かに山県のような小さなところでは、なかなか幾つかから選ぶのは難しいという事情はわかりますけれども、それでも丸投げ的になることはやめないと、結局、指定管理者を利用するよりも、もともとの直営のほうがいいんじゃないかという議論になってしまうと思うんですよ。それを否定して、いや、これのほうがいいんですと言えるためには、何かしっかりしたものが必要だと思うんです。そこをお答えいただきたいということと、最後に、現在は市が直営でやっているわけですが、そこにシルバーの方にも一部入ってもらっていると思うんですね。そういう形で回っていると思うんですが、じゃ、こここのところに、たかとみスポーツクラブに出したときに、シルバーの人は全く入らずにやっといこうという話になっているのか。逆に、入っていくなら、そこはいろんな契約関係とか人の関係、お金の関係で微妙なややこしい問題も出そうに思うんですが、そこはどうやって整理をされているのかなというところですよ。

議長（村瀬伊織君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

一応、指定期間が3年ということでございますけれども、当初3年といういことで契約をしようと思っております。それから、年度契約書というのがございまして、金額等が主でございますが、年度契約書については1年ごとの年度契約書、指定管理については3年の当初の契約でございます。

それから、3年後に契約が切れた場合に、その業者がどうなるかということにつきましては、暗黙の了解とかそういうことは一切ございません。3年後に改めて契約をするということで、今回契約を受けた業者につきましては、3年後にまた契約が受けられるように企業努力をしていただきたいというふうに思っております。

選定委員のメンバーでございますけれども、委員長が副市長でございます。それに教育長、総務部長、総務部次長、私。

14番（寺町知正君） 民間がいるかいなかで、あとはいいです。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 民間の方は入っておりません。

それから、現在、職員が2名と、あとシルバーが5人、日々雇用で雇いまして、通常はシルバーの方は1名、夜間は2名ということで勤務をされております。これが指定管理になりましてどうなるかということでございますが、これにつきましては、指定管理を受けられた業者のほうで現在のシルバーの方を雇用されるのか、また新たに雇用されるのかというのは、その受けられた業者のほうで決定されることでございます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 質問を変えなきゃいけないですね。変えるんですよ。

議長（村瀬伊織君） 質問を変えてください。

14番（寺町知正君） 次に、決算関係ですけれども、一般会計のほうの決算で、成果説明書、資料3の2の59ページです。成果説明の59ページの下のほうですけれども、大規模林道事業で1,821万3,000円というふうに締められていますけど、ここで緑資源の幹線林道ということが出ています。この事業、毎年、予算も出てきて、決算もというずっと継続事業だということはわかりますけれども、御承知のように数年前から緑資源という本体の不正事件が取りざたされ、ついことは大臣が自殺するということまで及んだ1つの原因がここに端を発しているわけですけど、これに関して山県市のこの区間の事業があるわけですけど、ここの具体的な事業に関係があるのかないのか。新聞報道では、設計部分に不正があったとされていますけど、そこも含めて山県市の事業との関連というところ、あったのかなかったのか。あれば、どういうことかを明らかにしてい

ただきたい。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

緑資源機構でございますが、現在、日本全国で約27カ所の幹線林道の事業をやっているというふうに聞いております。その中で、山県市の地内におきましては、現在、関ヶ原・八幡線という工区がございます。名前のとおり、関ヶ原町から郡上市の八幡まで行く路線でございます。それで、山県市内の工区としましては、今の関ヶ原・八幡線ともう一つ、美山地区の美山・板取区間というのがございます。ちなみに美山・板取区間というのは、まだ事業は全くの未着工でございます。それで、山県市の中で関係するというのは、この関ヶ原・八幡線でございます。山県市内の中の延長で約7,900メートル区間を幹線林道事業として、7メートルの幅で工事を進めていくと、これが平成7年からもう丸11年間、12年目を迎えておりますが、全体の中で2,209メートルほどが一応は完成して、山県市のほうには700メートルの移管を受けております。

それで、今、寺町議員が言われます緑資源機構がいろいろな機構と受注法人との役員が逮捕されたいろいろな事件の関係で、関ヶ原・八幡線において、不正とか関連はどんなのという御質問だと思いますが、先ほど言いましたように、全国で幹線林道の事業をやっておりますし、この事業は国の事業でございます、この関係があるかないかというのは、山県市におきましても全体と同じというふうに思いますから、全く関係がないということはないと思いますが、具体的に関ヶ原・八幡線がその中でどうであったかということは現在、私のほうではわかりません。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） でも、知らないというわけにはいかないんですね。設計がということであれば、全国27かそのうち幾つか知らないけれど、かつて設計をされたわけですから。設計を受けて、今、事業をやっているわけですから、きょうじゃなくていいですから1回調べておいて、ここの山県市の関係する部分の設計にその問題として刑事化されているものがあるかないかは調べていただきたいということをお願いします。後日で結構です。

それで、もう一つです。報道によれば、同機構というのは、現在のものは続けるともとれるような報道もありますし、でも、将来は新規のものはやらないととれる報道もあるんですね。そうすると、現在、予算がついているものはやるともとれるし、線引きしたものは全部やるともとれる。途中でやめるかもしれないととれるんですね。その

あたり、行政は多分かなり緊密に情報収集していかないと思うんですが、もちろん新年度の予算もありますし、現状でこの機構がどういうふうになっていくのか、それから、山県市関係部分がどうなるのかということとはどのように把握されているのでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

先ほど申しました山県市内におきまして現在工事が入っております関ヶ原・八幡線に關しましてでございますが、市長ともいろいろ情報提供を県、国から受けながら話し合いをしておりますが、方向としましては、現在の未整備区間は点で終わっておりますから、点ではなく線として活用できるような思いでございます。

それで、具体的に方向づけのほうは、基本的に幹線林道緑資源機構の幹線林道部門は平成19年度をもって廃止するとございますから、この事業自体は来年の3月をもって消滅いたしますから、それに向けまして、現在、県を通じていろいろ山県市地内のこの関ヶ原・八幡線の工事区間の問題点、また協議する事項をまとめておる段階でございます。方向としてどうなるかということは、まだ今現在でも国のほう、県のほうとも出ておりませんから、県内でも11の市と町が関係しておりますから、そういう協議会で情報提供をしながら、また、山県市地内では美山北部のいろいろな関係者のほうにまたこれからもいろいろ経過の説明、情報の提供を行ってまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今のお答えですと、その幹線については、いわゆる今年度で終わるということは、もうわかっていると。そこで事業費がつくかどうかはまだ未定で検討中。つまり、最悪、ここで事業費がつかないから終わりですという可能性があるのか。あるいは、今いろんな検討をされているということですが、さらにもうちょっと事業費がついて途中までできそうなのか、あるいは一応予定どおり全部できそうなのか、どう思っていたらいいのでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

現在、国の事業でございまして、この事業が山県市内でこのままでは、市としても林業の振興や美山北部地域のいろいろな道路網の関係もございまして、このまま中断ということはあり得ないと思っておりますが、もともと国の事業でございまして、じゃ、この事業を補助の事業として国から移管されるのか、また各県もございまして、そういう

事業の主体がどうなるかということは、現在のところは先ほども申しましたように、本来に国自体、林野庁でも決まっていないうふう聞いております。

それで、たまたま緑資源機構は、本社は神奈川県川崎区にございますが、林道事業だけではなくて、過去にもほかに造林事業とか中山間の開発事業、農用地事業もございますし、ほかの事業も先ほどのいろいろな機構の見直しとしまして経過措置法人に移管をして、事業が完了次第、独立行政法人のこの事業は継承していくということになっておりますから、山県市としても、今、状況や情報に関しては、県のほうもつかんでないところが多いございますから、今後一層そういうものをつかんでいきたいと思っております。ですから、どういう事業で、交付金か補助か、国直営か県かということが全く現在のところは方向性がまだ決まっておりません。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君、質問を変えてください。

14番（寺町知正君） それでは、決算書ですけれども、34ページですね。民生費の社会福祉医療費ですね、ここの左上のところですけど、制度助成の状況として表がまとめられています。この中で、県単の乳幼児というところで助成額が6,567万8,000円、それから市単の乳幼児として503万円というふうに出ているわけですけれども、19年のことしの当初予算を見ると、県も若干増やしたということもあるのか、6,866万が県で、市のほうは244万円というふうになってきているんですが、このあたりの認識は、この数字503万、あるいはそれを前提にした多分ことしの当初予算244万何がし、こういうふうでよろしいんでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えいたします。

17年度と18年度の決算状況を見てもあれですけど、制度的に18年度は県の乳幼児医療がゼロから、結論から言いますと18年の3月分、ことし、19年度から1年生から、18年は1年生から3年生までの入院費を市単で持ちました。それで、18年の3月分が決算の中では書いてはございませんが、1カ月分の外来の部分として413万円ほどがその中に入っております。

乳幼児医療につきましては、2月から2、3ベースになりますので、1カ月だけずれた形での決算状況になりますので、17年の分で市単で行ってございました3歳児から就学前の外来分の1カ月分がそこに入った形での決算の報告になっております。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 乳幼児の医療費を増やしてほしいという声が随分あるわけです

けど、市長にちょっと確認したいんですけれども、先ほど決算の数字はここを見ればわかりますが、17年度の決算を見ると、県単というのは3,462万、それから6,500、もちろん県は増やした。少子化対策で増やしたから県は増えている。山県市の17年度は3,895万と、県とほぼ同額だったんですよね、それを県が見てくれるからということで、市の拠出分を減らした結果がこの6,567対503万、今の3月分がちょっと違うということでしたけれども、そういうふうで、市からの持ち出しは減っているわけですよね、この事業に対しては。その理由は、県が見てくれるからいいでしょうということでしたね。

ことしの予算は、対象範囲は増やしたけれども、県が増やした分、やっぱり市の持ち出し分というのは非常に少ないわけですよね。これというのは、多分担当課がどうこうするというよりも、市長の山県市の全体の政策の判断ではないかと。県が増やしたから、じゃ、市も従来どおり出しましょう、やっぱり対象年齢がどんどん増えていっているわけですよ。ところが、県が出すから市の拠出分は減らすということで、ほとんど対象が増えていない。ことしはわずかの入院費だけ増やしたというね。そこについて、市長の方針なんですか、市長はどう考えているのでしょうか。乳幼児、若い人たちに対策を考えないのかなととれるわけ。現実に拠出分が下がっているわけですから、どうなんですか。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

確かに乳幼児の問題、大変重要でございますが、市も本年度、そういうことで年齢を引き上げるということで対応しておるわけですが、その辺のところ、決算の段階では県とのすり合わせというか、そういう点で若干、そういう狂いがあったというふうに思いますが、いずれにしてもそういった点については、積極的に取り入れていく必要にありますもので、今後ともそういう対応で進めたいと思いますが、県が増やしたので、市の負担分が軽減するとか、そういうふうに結果的になったということはありませんが、そういった面も含めて、今後の検討材料にしたいというふうに思います。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今回、9月になって財政担当ともちょっと話したんですけれども、財政が例えば決算を受け、今年度の予算も今の240万というわずかな額をつけているのは、財政が削ったからとは決めたのではないと、担当課からそう上がってきたから、そういう中でやっただけですというふうに財政は言うわけです。じゃ、担当の部長に戻るしかないんですが。市長は、今、積極的に取り組む必要があるという基本方針を答えてくださった。その認識は受け入れていいと思っておりますが、そこで担当部長に聞きたい。

ことし、国が全国に頑張る地方応援プログラムというのを提案して、山口市も今、第2次でほぼ決まるところですね。3,000万円、この少子化対策関係で、手を挙げた中で来るわけですよ。3年間、1年間に3,000万ずつね。山口市の財政から見れば、市の金庫に入った全部を均等に分けるなり、好きに使えますがというふうになっちゃうんだけど、そもそも国の応援プログラムの中で手を挙げたのが、少子化対策の山県の幾つもの事業なんですよ。その中に乳幼児医療費も入っています。それに対して、まとめて3,000万円くるんだから、担当がこの決算を見て減らすしかなかったと。新年度も本当に寂しい状況だからもっと増やしたい。山口市に3,000万、国から3年間、3,000掛ける3ですよ。3年間来るということがほぼ約束されるわけですから、それは少子化に積極的に回してほしいということが要求できる段階だと思うんですが、こういった決算状況、予算状況を見て、市長の方針を見て、そして国からも特別に来ることになった3年間、それを考えれば予算要求でもっとここを増やすように、県が増やしたのは、それはありがたい、市はもっと増やすと、それをとるべきじゃないかなと。それがこの決算の示すところだと思うんです。

例えば、羽島市はこの9月議会で義務教育全部に出しますと決めたんですよ。今、審査中かな。高山市と羽島が県内で一番高いということも報道されていますが、山口市は旧高富町は非常に高いレベルだったけれど、今どんどん相対的に下がっていているんですよ。これは、何となく担当課の要求が弱いのかなと、財政の言葉をかりれば、そうとらえるしかないし、市長は決してそうでもないんだから、この反省を持ってほしいと思うんですが、いかがなんでしょう。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 乳幼児医療に関しましては、今年度、去年は入院費に関しまして小学校1年生から3年生、ことしは6年生まで拡大させていただいております。医療費に関しましては、基本的にそんなに金額的には多くはなっていないというふうに思っておりますが、私の思いの中では、医療費というのは県下全体的に地域格差があってはいけないというふうに思っております。そういう意味で、拡大に関しまして、私は1市よりも県下全体の中で検討していただくようなふうに要望していきたいと思っておりますし、医療費に関しては、入院に関しては基本的には、好きで病気になるわけではございませんので、そういう意味での関係と、それから費用面に関しましても非常に高額になるということから、助成に関しては前向きに検討していきたいというふうに考えております。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 議論したいところですが、変えなきゃいけないですね。

議長（村瀬伊織君） はい。

14番（寺町知正君） それでは、今度は決算で、水道事業会計のほうの決算ですけれども、資料の4ですね。ここでいろんな決算のデータが出ています。毎年、水道の注目もしていますので、ずっと過去の決算書も持って見たんですけども、まず20ページですけど、20ページの右下のところに事業費に関する事項というのがあって、この中に特別損失というものがあります。この特別損失の中身を説明していただきたいということ。何となく損失に理由がついた特別なものなのだろうと受け取りますけど、一般会計ではこういった表現がないので説明をいただきたい。

それで、1つ想定されるのは、多分不能欠損だというふうにも思うんですが、じゃ、仮にそうだとすると費用の明細書というのが後のほうでも出てくるんですが、どこに当たるものがそこなのかということですね。不勉強で申しわけないけど、そこは説明していただきたいということとともに、仮に不能欠損なども含まれているとするなら、合併してから平成15年以降、不能欠損としての水道の料金の処理はどういうふうに毎年流れてきていたのかということの説明をいただきたい。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） お答えをいたします。

まず、特別損失の内容でございますけれども、ここに上がっております特別損失というのは、現在、公共下水道事業を実施することに伴いまして、水道管の布設がえが生じております。この水道管の布設がえにつきましては、経費を安く上げるという点が一番重要なことになるかと思いますが、こういった点を考慮いたしまして、公共下水道事業の中で水道管の布設がえを行っております。

この布設がえの対象となる水道管につきましては、残存価格といいまして、原価償却の関係で残存価格というのがございまして、公共下水から布設がえを行った管路につきまして、配水管につきまして、水道事業のほうへは現物支給という形で戻ります。それで、残存価格分につきまして、現金で水道事業会計へ入るという形にはなりません。それに伴いまして、残存価格分を除却することになります水道事業会計に損失が生じてまいります。これを特別損失として計上しておるというものでございます。

それから、次の御質問の不能欠損につきましては、どこに当たるのかということでございますけれども、この決算書の26ページ、これは収益費用明細書の支出の水道事業費用、営業外費用の雑支出の中のその他雑支出、この中で費用化をしております。不能欠損という形の名目はございませんので、このその他雑支出の中で費用化をいたしております。

す。

それから、3番目の、過去における不能欠損の状況でございますが、平成17年度に30万4,000円ほど不能欠損いたしております。それから、18年度につきましては205万5,000円程度の額を不能欠損いたしております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） そうですか。特別損失、今、不能欠損じゃなくて、ちゃんと違うところの雑支出という、ちょっと見えませんが、不能欠損がここでいつも計上されているということでしたけど、15年度からの不能欠損を答えてくださいということでしたけど、17年が30万4,000円、18年が205万5,000円ということでしたが、それ以前はないということですね。

不能欠損処理というのは、本来ないにこしたことはないけれども、どうしてもしょうがなければやらざるを得ないという側面があるわけですが、山県市あるいはその合併前も含めてでしょうけれど、水という事業の中で不能欠損をどういう扱いにしてきたのか。この17年から突然出てくるのか、それ以前はどうなっていたのかということですね。それが適切なのか不適切なのかということ、そのあたりいかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 不能欠損に関する御質問でございますけども、合併前につきましては、3町村あったわけですが、それぞれの町村におきまして、不能欠損は行われておったと私は思っております。これにつきましては、その要件に値する使用者に対して行っておるといふふうに思っております。

それで、この水道料金の滞納に関して少しお話をさせていただきますと、水道料金の滞納分につきましては、次年度に約55%は納入がされます。しかし、それでも滞納分は45%残るといような形になります。これらの滞納を解消するために、水道料金の未納者に対しまして督促とか催告、それから滞納整理を行っております。さらに、滞納額につきまして一定の要件を満たす滞納者に対しましては、水道法、水道事業給水条例及び水道料金滞納整理事務手続要綱に基づきまして、この料金不払いに対抗する手段といたしまして給水停止を行っております。

本市では、6カ月以上の滞納または10万円以上の滞納があるときは、給水の停止の予告を行っております。予告をしても水道料金の納入や連絡がない、納入相談がない場合でございますけれども、こういった場合につきましては、やむなく給水停止を執行しておるわけでございますが、ほとんどの方はこの料金の一部を入金されまして、残額につい

ては3年以内の分納誓約書というのを提出されますので、給水停止を猶予しておるとい
う状況でございます。年に数回忘れた方を除きました滞納分の大半につきましては、こ
の誓約書により納付をいただいております。

したがいまして、先ほど申しましたように、17年度、18年度につきましては、自己破
産者とか、それから行き先不明者、所在不明、こういった方で時効が到来した分につき
まして不能欠損処分を行っておりますので、現在、滞納分につきましては時効の来たもの
など、不適切なものは含まれていないと考えております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今の不能欠損ですけど、17から答えられた。15からお聞きした
けど。15年、16年は不能欠損処理をしなかったんですかということですね。しなかった
のならその理由をお聞きしたい、しなかった理由ですね。対象者は当然ずっとあったと
思うんですよ。

それから、決算書の37ページですけれども、37、38で企業債の明細書ということで出
ています。私、今回じっくり見たのは初めてに近いんですけど、見てびっくり。右の方
の率というパーセントが出ていますけど、右から3つ目、5.5%、平成33年度まで償還終
わりとか、すごいなと思ってびっくりしました。最近のものは2%とかというふうにな
っていますけれども、下のほう。これというのは、どうしてこんなに高いのが今の時代、
平気で出てくるのかなというふうに思うんですが、なぜこういうふうになるのでしょ
うかということ。そして、これで再々質問になるので、今後、じゃ、これはどうにかなら
ないのか、どうにかしていくつもりがあるのかということをお答えください。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 不能欠損に係る平成15年度、16年度につきましては、不
能欠損処分を行っておりません。その原因といたしましては、理由でございますけれど
も、15年度は合併した当初でもあったということもございしますが、中にはあったかもわ
かりませんが、15、16につきましては、合併の関連でそういったことが影響して
不能欠損処分は行っておりませんが、17年度、18年度できちっと整理をいたしま
して不能欠損処分を行ったということでございます。

それから、企業債につきまして、古いものでございますけれども、利率の高いものが
確かにございます。それで、こういったものにつきまして対策でございますけれども、
繰り上げ償還というような形を検討しております。上水、下水、簡水、同じでございま
す。こういったものにつきましては、5%以上の利率のものにつきまして繰り上げ償還

の対象となるわけでございます。ただし、そのほかにまた資本費という基準がございます。これが一定の要件に合わないと繰り上げ償還の対象にならないというような基準がございます。上水につきましてはこの基準に到達していないということで、今の段階ではこれにつきましては繰り上げ償還をすることができないような状況になっております。また、今後、これを処分する何かいい方法があれば、また方法をいろいろ検討してまいりたいと考えております。

ちょっとこの会計とは違うんですけれども、簡易水道につきましては、この繰り上げ償還の対象になっておりますので、その分について、現在、繰り上げ償還をする手続を進めております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは質問を変えますけど、今出てきた簡易水道のほうですけど、特別会計の決算ということで、資料3の決算書附属書ですね。これの220ページ、221ページあたりですけども、ここの中段、管の使用料及び手数料というところがあります。ここの一番右側の備考欄の説明を見ると、減免水道料金が云々、過年度水道料金がということでそれぞれ書いてありますね。私もこの決算を見るに当たって、この水道料金を見ました。滞納分ですね。15年度が9,600万円が現年で、そのうち過年度というのが136万円というふう。16年度が1億円に対して160万円、17年度が8,700万円に対して176万円、18年度が5,100万円に対して149万円という過年度分がそれなりの額でいつも出てくるわけですね。これについて、先ほど水道のほうでもお聞きしましたが、不能欠損というのは、決算書を見ても、この18年度の決算を見てもそうですけど、不能欠損も計上されていないんですが、水道のほうは合併で15、16はちょっと、いわば言葉で言えば遠慮したのかもしれない。じゃ、簡水はずっと遠慮し続けているのか、どうなんでしょう。なぜずっと毎年ゼロで来ているのかというところを説明してください。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 簡水の不能欠損につきまして説明をさせていただきますが、18年度でいきますと149万円ほどの滞納分があるわけでございますが、このうち自己破産者及び所在不明8名分、約31万6,000円ほどが一応時効が到来をいたしておりますので、19年度におきまして不能欠損を行う予定をいたしております。過去において、なぜ不能欠損を行わなかったのかということでございますけども、水道事業会計との関係もございまして、額的なこともございましたが、今回整理をいたしまして残っておりますもの、時効が到来しておりますもの、こういったものにつきまして、今回、不能欠損処分を行いた

いと考えております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 一応水道との関係もある、額もあるということですが、額は多分そう変わらないと思うんですよ、時効になってくるわけですから。水道との関係、水道は15、16はやらなかったけど、17、18はやったわけでしょう。それが、簡水になると、まだ18の決算もやっていなくて、19からやる予定ですということでしたけれど、そのあたりは何か、申しわけないけど、言葉は悪いけど、事務の怠りではないのかと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 事務の怠りと言われればあれなんですけど、この31万6,000円につきましては、今回整理をしてつかんだ金額でございます。この滞納整理につきましては、先ほど申しましたような手続によりまして整理をしておるわけでございますけれども、残っております滞納者に関しましては、一応、所在不明、自己破産者、こういったものが中心でございます。15年に法が改正、法というか、裁判所の判例が出まして、時効が5年から2年になったというようなこともあったわけでございますけれども、こういった点も考慮いたしまして、最終的に現在整理をいたしまして、これだけの金額、31万6,000円ほどの金額はつかんでおりますので、この分については適正に処理してまいりたいと考えておりますし、今後におきましては、時効の到来しておるものにつきましては、やむを得ない理由に該当するものに限りまして、不能欠損処分も適切に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） あと3項目ですけど、簡潔にやります。

次に、補正予算関係ですけど、補正予算の資料の5ですね。議第63号の一般会計の補正予算ということですけど、まず、これの中で補正予算書の6ページの中段あたり、衛生費の清掃費ということで委託料ですね。ごみ処理、不燃ごみ、粗大ごみの処理委託料ということですね。説明では取り壊す関係ということと外部委託というような説明ですけども、そういったことは当然当初からスケジュールが組まれた事業ですので、なぜ当初にこれが出てこなかったのかということですね。それがなぜ生まれずに、今この9月に出てくるのかということ。それから、その額の積算というのは、じゃ、そういうことによって変わったのかということ。

もう一点、いつまで委託し、その年度ごと増えていくのか減っていくのか、この額、毎年、掛ける何年ですということなのか、そのあたりをお答えください。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

まず、なぜ今回補正予算に上げたかということですが、当初は用地幅が狭いということで、不燃ごみ、粗大ごみの受け入れ作業を継続しながら解体工事とかマテリアルリサイクル推進施設、エネルギー推進建設を同時に行うということで計画しておりましたが、今年に入りましていろいろ検討いたしまして、9月補正に行うことですが、同じ敷地内で建設工事、ごみ処理を受け入れてごみ作業を行うためには、作業が存在するため施工が複雑で工期が長く、工事期間、工事事業者、ごみ排入社の職員が同じ敷地内で作業を行うため、十分な安全施設とか作業に支障を来すため、今回初めに現有施設の解体を行いまして、その後、マテリアルリサイクル施設、エネルギー回収施設を同時に行うということで、不燃ごみ、粗大ごみの施設を民間委託、外部委託するというので、今回上げさせていただきました。

それから、2番目でございますが、いつまでの委託か、その年度ごとの経費でございますが、今回お認めいただきまして、平成22年の3月まで一応委託予定をしています。年度ごとにつきましては、平成19年度につきましては10月から3月までを予定しております、約1,700万、今回の補正予算に上げています1,705万8,000円、それから平成20年度、21年度につきましては4月から3月分の1年分でございますが3,411万2,000円、それから3,411万2,000円、合計で8,528万2,000円を予定しております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） そういうふうに具体的に数字があると、通常、行政は債務負担を組むと思うんですけど、今回ちょっと気がついてないんですけど、債務負担を組んであるのでしょうか。それとも、組まないでいく方がいいのか悪いのか、どうなんですか。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 一応今回は10月から3月までの予定でございますので、毎年度契約をしておりますので、その債務負担は組んでおりません。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） では、質問を変えます。

補正予算のうち、先ほど質疑がありましたけど、小学校のほう、8ページのところでですけど、小学校の改修計画があるということですね。それで、まず、いつからこの改

修計画、先ほど統合ということがありました。耐震と教室増ということで統合がある。いつから計画されて、どの程度の内容が予定されていてということをお聞きしたい。それから、当初予算じゃなくて、なぜ9月にこれが出てきたのか。当初に出せなかった、あるいは今出さなければいけない理由、その説明をお願いします。

議長（村瀬伊織君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

改修につきましては、平成20年度からを予定しております。20年度、21年を予定しております。

それから、内容につきましては、先ほどの質疑でもございましたように、普通教室が不足するため、増やすということ。それから、耐震補強のプレスの設置等がございます。それから、職員室の増築というのがございます。それから、教室の増築ということで、現在の教室の増築及び普通教室を2教室、新しく増築というのもございます。改修の内容については以上のようなことと、それとプラス、トイレの増設というのがございます。

それから、補正予算はなぜ今出すかということにつきましては、先ほどもお話をしたかと思いますが、補助金申請の関係で今年度設計をしなければならないということがございますので、今回補正を上げさせていただきました。

よろしくをお願いします。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 質問の趣旨が今後の計画じゃなくて、過去に例えば10年前からここがこういうふうで計画していたんですよと、それが具体化していつているんですということとか、3年ぐらい前に突然出てきたんですとかね、あるいは去年ばーっと出てきましたとか、そういう過去のこの計画がいつごろ出てきてこうなってきたというところを説明していただきたいわけです。というのは、時々議場でもいいですけど、突然大きく広がってしまう教育予算というところがどうしても過去の例でありますので、従来からちゃんと予定どおりでしたという、時期だけずれましたということなら納得できるので、その過去のことを教えていただきたいということと、もう一つは、設計委託1,200万というのは、議員だったら大体わかりますよね。3%か、4%か、5%ぐらいだろうという意味で、事業費を明らかにしていただきたい。特に今の答弁にもあった、国と補助金の調整をしているのなら、すべての事業費というのは数字が出るはずで、年度もね。そういう意味でも、今予定されている事業費というのはきちっと答えていただきたい。

議長（村瀬伊織君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

計画につきましては、耐震審査の結果、耐震が悪いということで計画がございましたけれど、今後、小学校の統合ということになりますので、それにつきまして耐震の補強計画をやるという計画でございます。

今回の補正を上げました1,200万円の委託料につく工事費でございますが、現在のところ概算でございますが、2億4,000万ぐらいの予想はしております。

以上です。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 当初から俗に改修というふうに提案説明はされているわけですが、じゃ、今の2億4,000万というのは国との協議が調っていると思うので、それ自体は変更はないでしょう、その部分は。それが減ることもないと思う。それ以外のものが今の協議とは別に加わっていく可能性はどうなんですか。あるいは、もちろん変更もですけど。要は、膨らんでいくことを心配するわけですね。さっきも申し上げた過去の例から、高富とか山県市の教育関係というのは随分膨らんでいくことが多かったという意味で、今のものがその方向でいきますというふうに受けとめていいのか、まだ膨らむという声が出てきたら膨らんでいくのか、あるいは皆さんにもその気持ちが実はあるのか、そこを示していただきたい。

議長（村瀬伊織君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

現在の予定の2億4,000万円ですけれども、これについては膨らむということはないと思います。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君、質問を変えてください。

14番（寺町知正君） じゃ、最後にします。これが最後です。

補正予算ということで水道事業会計の補正ですけど、水道の補正が議第67号で出ています。ここの4ページですけれども、収益的収入及び支出というところで、説明では水回りの機器の補修見込みの増というようなことの説明があったと思うんです。あと、カルシウム対策ということでしたけど、水回りの機器の補償というのは具体的にどういうことかということ、さらに、そこに見込みとつくのはなぜ。補正というのは、一定の見込みがあって議会の承認が欲しいから見込みとして出すわけでしょう。そうなのに、あえてここに見込みとあるのは何か理由があるのかなというところですね。

それから、さらに増、増えるというふうになっていますが、増なら、当初にどこか、あるいは6月に補正がされたということ、それをさらに増やすという提案のはずなんで

すが、予算書などを見てもここは上がっていないわけです、この24補償費という部分です。これは何がどうして増なのかというところ、その説明をお願いします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） お答えをいたします。

まず、水回りの機器の補償でございますけれども、具体的にどういうことかということでございますが、美山統合簡易水道事業によりまして円原水源の水を流したところ、その水の成分である硬度、カルシウムでございますけれども、これが原因となりまして、これを煮沸した場合、温水器とかボイラー、こういったものの弁などにこのカルシウムが付着をするというような事態が生じたわけでございます。それでこういった物のカルシウムを除去したり、弁は取りかえる必要があれば取りかえる、こういったものの修繕のためのお金を補償するということでございます。

それから、見込み補正予算で水周機器補償見込みというような形で説明をいたしておりますけれども、昨年度と同額程度、修繕費のほうで見ておったわけですが、これが今年度ちょっと増えておりまして、それにしたがいまして増という形にしておりまして、見込みというのは、4月から7月までの実績を見まして、あと4カ月なんです、残りが8カ月ございます。この分を見込んだということで見込みというような表現をいたしております。

それから、過去における状況でございますけれども、今回この補償金で計上してございますけれども、過去の分につきましては修繕費で対応しておりました。ただ、修繕費の対応ということが余り適切ではないということで、補償金が適切であろうということで、今回補償金で補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今の補償費というところで申し上げたように、6月も出てない、当初予算も出ていないわけです。過去ずっと15年から見ても一つもないわけですよ。なのに突然出てきておかしいなということです。今の説明が、費目が違って修繕費だというわけですね。そうだったら、少なくとも提案説明に新しい項目にしましたのでというふうに言っていたかないと、全部の決算書、予算書を見ましたよ。出てこないわけですよ。そこはきちっとやっていただきたい。仮に費目が違って修繕費で出ていましたということですね。じゃ、先ほど朝、お願いしておいたので出ると思うんですが、15年以降、16、17、18の予算あるいは決算でもいいですけど、その修繕費として出ていたカルシウム対策としてのいわゆる補償費ですよ、費目はともかくね。同じ

費用はどれくらい1年間で出ていたんでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） お答えをいたします。

平成15年度が2件で1万4,175円、平成16年度が17件で21万5,640円、平成17年度が18件で31万3,200円、平成18年度が28件で48万1,750円、それから平成19年度、今年度でございますが、現在まで35件、約70万円というような状況でございます。それで、平成18、19が金額が増えてきておりますのは、片原地区といたしまして、現在このカルシウム対策といたしまして北武芸水源の水をこの円原水源の水にまぜて供給をいたしておりますが、この片原地区へ18年度の途中から給水を開始いたしました。この片原地区につきましては、このブレンドした水で対応ができませんので、直接、円原水源の水が入るという形になります。それでどうしても温水器とかボイラー系統を使いますと早く詰まるというような形で、今年度この補償金が増えてきておるとい現象が生じております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） では、再々質問しますけど、そういうふうで年度ごとで出ていたんだと。今回そう特別じゃなくて、ただ実績からいって増えているから補正しておいたほうがいいという趣旨に受けとめました。しかも、新しいちょっと対処困難な地区があると。

それで、確認したいんですけど、私はこの議場で2004年、平成16年12月議会でこの水の問題を一般質問して、当時の部長でしたけど、答弁をいただいたんですけど、簡水から上水に切りかえて、水源もかえていく中で、今の問題、カルシウムが多くて目詰まりするという問題が起きたと。平成16年の1月から違うところの水をいわばまぜて薄めるという対策をとりますということで、そのときの答えでは、それでおおむね解決する見込みがあるからそうしましたと、いろんな検査機関等も含めて検討した結果ですという説明を受けたんですが、今の話を聞くと、そういう水をいわば他の水源とまぜる対策をとっても、平成15年2件、16年17件、17年18件、18年また増えていく。何となくずっと続くのかなというふうに受けとめるしかないんでしょうか。それとも、この水をまぜるという対策が余り意味を、効果を出していないのかな。どう受けとめたらいいんでしょうか。これはずっと将来にかかわるので、そこのあたりをお願いします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） このカルシウム対策でございますけれども、平成16年度からこの現象を薄めるといいますか、解決するということを目的といたしまして、北武

芸の椿水源の水を円原水源の水にまぜて供給を行いました。それで、効果というのは明らかにあらわれております。ただし、カルシウムが詰まる期間が長くなっておりというような状況でございます。というのは、現在、水をまぜておる施設、これが北武芸の非常に古い施設でございます、もう改修の時期を迎えております。それでまぜる水を送る量につきましても限りがございます、今、3対1ぐらいでまぜておるわけでございますけれども、薄めることによってカルシウムによる詰まりの期間というのは延びておりました、確かに効果はあらわれておるといことは思いますが、ただ、やはりこれでは根本的な解決になりません。また、先ほど申しましたように、このブレンドした水が行かない地域もあるわけでございます。それで、今年度、この対策のために経費を計上いたしまして、現在、この対策につきまして、根本的な解決を目指しまして解決策を検討いたしております。

以上でございます。

14番(寺町知正君) それはあるなら答えてもらわないと、答えにならないじゃないですか。何もないならともかく、あるなら答えてもらわないと。

議長(村瀬伊織君) ほかに質問はありませんか。

14番(寺町知正君) だって、お金がそれだけ要ることがわかったわけでしょう。そうじゃないですか、議長。根本的な解決策を考えますなのか、具体的にめどが出ましたのか。めどがないんだったら、毎年出るのというふうに思うしかないじゃないですか。

議長(村瀬伊織君) 暫時休憩をいたします。

午後0時36分休憩

午後0時36分再開

議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第57号から請願第1号までの質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

議長(村瀬伊織君) 日程第2、委員会付託。

議第57号から議第68号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

請願第1号につきましては、会議規則第134条第1項の規定により、議会運営委員会に

付託をいたします。

日程第3 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)

議長(村瀬伊織君) 日程第3、議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

追加議案といたしまして、補正予算を1件上程いたしております。お手元に配付しております資料ナンバー10、議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)でございます。

現在御審議いただいております議第63号 山県市一般会計補正予算(第3号)の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,034万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を115億7,796万4,000円とするものでございます。

補正の概要について御説明を申し上げます。7月14日から15日にかけての梅雨前線豪雨及び台風4号の影響によります出水によりまして、山県市出戸地内加車洞谷川の護岸崩落と柿野地内市道東洞線の路側崩壊について国の災害認定を受けましたので、土木費より事業費支弁分を33万5,000円減額し、災害復旧工事費工事請負費等1,068万2,000円を追加補正するものでございます。

この財源といたしましては、国庫負担金702万円、災害復旧債350万円を計上いたしております。なお、財源調整といたしまして、財政調整基金の繰り入れを17万3,000円減額いたしております。

以上が追加提案をいたしました議案の内容でございます。よろしく御審議を賜りまして適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第4 質疑

議長(村瀬伊織君) 日程第4、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いた

します。

日程第5 委員会付託

議長（村瀬伊織君） 日程第5、委員会付託。

ただいま議題となっています議第69号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託をいたします。

議長（村瀬伊織君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

19日は総務委員会、20日は産業建設委員会、21日は文教厚生委員会、26日は議会運営委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、25日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後0時41分散会

平成19年 9 月25日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成19年第3回

山県市議会定例会会議録

第3号 9月25日(火曜日)

議事日程 第3号 平成19年9月25日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(20名)

1番	石神真君	2番	杉山正樹君
4番	尾関律子君	5番	横山哲夫君
6番	宮田軍作君	7番	田垣隆司君
8番	村瀬隆彦君	9番	武藤孝成君
10番	河口國昭君	11番	影山春男君
12番	後藤利弘君	13番	谷村松男君
14番	寺町知正君	16番	中田静枝君
17番	藤根圓六君	18番	村橋安治君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	会計管理者	長屋義明君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	松影康司君
保健福祉部長	笠原秀美君	産業経済部長	土井誠司君
基盤整備部長	梅田修一君	消防長	上野敏信君

教育委員会 恩 田 健 君 総務部次長 田 中 公 治 君
事務局長

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩 戸 時 夫 書 記 高 橋 幸 弘
書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（村瀬伊織君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

まず、地籍調査の事業についてであります。

この事業については、これまで平成16年12月の定例会、平成17年9月の定例会での計2回、地籍調査の推進についてということで質問をいたしました。しかしながら、その後の事業拡大にまでは至っておりません。地籍調査事業といっても市民の皆様方にはなかなかわかりにくいと思いますので、私なりにごく簡単に内容を説明いたしたいと思えます。

宅地、田、畑、山林など、市民の皆様がそれぞれに所有しておられます土地がございます。しかしながら、その土地の隣同士の境界がしっかり決まって、境界ぐいが打たれて確定しているところ、またその所有者がどのくらいおみえになるでしょうか。専門家に確定測量、分筆登記等をお願いすると決して安くはありません。そして、期間もかかります。

しかしながら、地籍調査事業が完了すれば、所有者にとっても、山口市などが行う公共事業にとっても、数多くのメリットが考えられます。そして、この事業費については、国が50%、県が25%、市が25%の負担割合になっております。その市の負担分の80%が特別交付税措置がございますので、実質の市の負担割合は事業費の5%ということになります。ましてや事業にかかる土地所有者などの自己負担はありませんので、大きなメリットと言えます。こんな補助率のよい事業はそうそうないと思います。それでもまだ山口市が積極的に事業を実施できないのが、私には理解できません。

新年度から基盤整備部長がおかわりになりまして、過去2回のとくと違ったお答えが聞けるものと期待してお伺いいたしますが、山口市の総面積は約222平方キロメートルです。実質、調査しなければならない対象となる面積を平地、山林に分けるとどれだけな

のか。そのうち完了した面積がどのくらいなのか。それはいつからいつまでかかったのか。また、今までのスピードで調査するといつまでかかるのか。そして、これからの計画をお聞きしたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 地籍調査事業の御質問にお答えをいたします。

地籍調査事業のメリットなどは議員の御発言のとおりでございます。市民にとって大変有利な事業でございます。

土地所有者の方々は、今まで言えなかった境界について、今回の調査で現地にくいが残りはっきりできてよかったなどの声が聞かれています。また、行政においては、幹線道路である国道418号の整備促進に利用するなど、その成果をいろいろな分野で活用してまいりたいと存じます。

御質問の調査対象面積は、宅地、道路、農用地等の平地面積は33.52平方キロメートルで、山林面積は186平方キロメートルでございます。そのうち、完了した面積は0.65平方キロメートルで、要した期間は平成15年度から平成18年度です。調査は、国道、県道、住宅地を中心に字単位で実施していますが、現在の進捗状況では、完成までにはまだ相当の期間を要するものと思います。また、職員で行わなくてはならない事務も多く、一概に面積で事務量をはかることが困難な点もありますが、今後は事務体制を検討しながら、事業量の拡大を図るべく鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ただいまの答弁の内容で、今後の調査を今までのスピードで進めていくと、山県市内の調査必要面積219.52平方キロメートルを完了するまでに私の計算では1,350年かかります。平地の33.52平方キロを終わるだけでも206年かかります。これらのことを評価すると、もはや将来計画とか行政事務の領域を超えたものと思います。そういった意味では、評価のしようもない状況だと考えます。今後の地籍調査事業への県の補助の総額も、昨年度より減額になったとも聞いております。早急に事業量の拡大を図っていただきたいと考えます。それには、いつからいつまでにこれだけ実施するというしっかりした目標を立てないと、いつまでたっても進捗しないと思います。事業量の拡大を図るべく鋭意努力していただくことは当然必要であります。今後の地籍調査事業に対しまして、年数についてはある程度計画されておると存じますが、10年、20年スパンの計画が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思ひます。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

地籍調査事業は、対象面積が大きいこと、また、土地の調査、立ち会い、確定、登記までに処理すべき問題点も多く、非常に年数のかかる事業でございます。第1次山県市総合計画の中で、計画的な土地利用の推進での施策の展開に、国土調査法に基づき計画的な地籍調査事業の推進に努めますと定めております。

美山地域におきましては平成14年度から、国土調査事業10カ年計画に基づく地籍調査事業を実施しております。市全体となりますと対象面積が222平方キロメートルと広いことから、長期的な計画に基づいて着実な推進に努める必要があることから、まず、山県市全体の事業計画の策定というようなことを検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、昨今のこの厳しい財政状況下で財政改革が進められる中、定員管理の適正化を図るべく職員数の削減が行われておりまして、地籍調査の事業量を拡大するための職員の増員が厳しい現段階におきまして、10年、20年スパンの計画の策定は難しいのではないかと考えております。今後におきましては、こういった問題点をよく検討いたしまして、事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） なかなか難しいように今お聞きしました。しかしながら、今後、民間を活用した事業の拡大はできると思います。今、人数削減でなかなか難しいということもございますが、そういった場合は民間も、今、ある程度の範囲までできるようになっております。そういった意味で、さらなる事業拡大の努力をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、防災対策についてであります。総務部長にお答えをお願いしたいと思います。

去る7月16日に中越沖地震が発生しました。大変大規模な地震で大きな被害が生まれ、被災された方々に対し、謹んでお見舞いを申し上げたいと存じます。

一瞬にこれまでの平穏な生活が崩れ去り、生命、財産が泡と消え、テレビや新聞などで見る被災地の状況はまことに痛々しく、自分自身に置きかえてみても、背筋が寒くなる状況でございます。平成16年10月23日に中越地震が発生してからわずか3年足らずでまた同じ地域で発生したわけで、自然災害はいつどこで発生するかわかりません。

最近、あちらこちらで毎日のように地震のニュースをテレビで見ましたり、聞いたりします。しかしながら、それらを予知することも難しいのが現状であります。毎年、各地でいろんな災害が多く発生しております。山県市もこのところ大きな災害はなく、

ありがたいと思っておりますが、東海地震やら東南海地震が危惧されている状況を考えますと、対岸の火事で済まされません。

先日、8月26日も市総合防災訓練が東海地震を想定して行われました。土砂災害や洪水のハザードマップの各戸への配布、自主防災会など各種組織の編成、防災行政無線の設置、非常食の準備等、ソフト、ハード面とも想定される災害に対しての予防対策や救助・救援活動などの対策を実施しておられると思います。市長が先日の選挙の、まちづくりの3つのスローガンの1つにも掲げておられる安全・安心まちづくりを進めていく上で、今後の総合的な防災対策を具体的にお聞かせいただきたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 今後の総合的な防災対策についての御質問にお答えいたします。

東海・東南海地震、また異常気象等による自然災害への対応、武力攻撃やテロ行為への対応が緊急に求められています。本市におきましても、災害発生時に被害が最小限になるよう、予防策の整備を進めているところでございます。

平成16年度には土砂災害ハザードマップ、今年度には洪水ハザードマップを作成し、地域住民に配布をいたしました。また、都市計画課におきましても、木造住宅耐震診断助成事業、耐震補強工事費補助事業を行っており、山県市防災訓練開催時には耐震に対する無料の相談会を行いました。また、今年度には、地震防災マップ、先ほど御説明をしました土砂災害のハザードマップと洪水ハザードマップ、それに加えまして今年度には地震防災マップを作成し、市内の地盤の揺れやすさ、現在の住宅の建築年数による被害予想を地図に明記いたしまして、そうした危険度を示したものを市内全戸へ配布する予定でございます。

しかし、山県市の現状を市民の皆様には周知するだけでは、被害の軽減につながるわけではございません。現在、自治会ごとに自主防災組織が立ち上げられており、自主防災組織の中には、既に70歳以上の方を年代別に色分けして地図に明記し、消火栓の位置ですとか消火範囲までを明記した自治会独自の防災マップづくりを行っていただいております。しかし、一方では自主的な活動がなされていない組織もあると聞いております。このために、自主的な防災訓練等を促進し、自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等に要する経費に対する補助制度、山県市自主防災組織活動費補助金等交付要綱を平成18年度から施行いたしております。こうして、自主防災組織の積極的な訓練をお願いしております。消火栓ですとか消火器の取り扱い、救命講習、応急手当訓練等各種の訓練を用意いたし

ております。市役所の総務課、消防署へ相談していただければ対応させていただきますので、よろしく願いをいたします。

また、次に保健福祉部におきましては、災害弱者に対する対策といたしまして、山県市災害時要援護者登録事業実施要綱、これは仮称でございますが、この要綱の作成を行っております。身体、知的、精神障害のある方、または70歳以上の高齢者のみの世帯、認知症の高齢者等を対象に要援護者の台帳を作成し、あらかじめ自治会長、民生委員、児童委員、管轄する警察署、消防署に提供することにより情報の共有化を図り、安心して暮らすことのできる地域づくりを目的としております。個人情報保護の観点から、情報を提供することに同意をいただいた方の登録を行い、今年度中にこの台帳の完成までを行う予定で進めておるところでございます。

次に、災害発生時には全国より多くのボランティアが駆けつけていただけますので、この災害ボランティアの受け入れが不可欠となります。現在、社会福祉協議会が窓口となりまして山県市災害ボランティア・サポートセンターを立ち上げ、災害発生時、市内外からのボランティアで参加していただいた方を被災されて手助けが必要な方にいかに結びつけるか、ボランティアセンターの立ち上げ、運用が迅速にできるよう協議を重ねております。8月の山県市の総合防災訓練開催時には、このボランティアセンターの立ち上げ訓練を行ったところでございます。現在、運用のマニュアル、様式集の協議まで進んでおり、年内には協議を終え、完成を予定いたしております。

大災害発生時には、公共の防災関係機関も同じように被災いたします。全力をもって災害救助、復旧活動に当たりますが、機能が回復するまでには時間がかかることも予想されます。その間の自主防災組織が果たす役割が非常に重要となります。自主防災会のさらなる活動を期待いたしますとともに、市といたしましても積極的な防災体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ただいま、事細かにお答えいただきました。

内容を私なりに総括しますと、やはり市民の協力が不可欠であるということになると感じます。それは、自主防災組織や各種団体であり、ボランティア組織等の活動が大切であります。私自身も自主防災会の会長を仰せつかっておりますが、有事の際に果たして自主防災会の機能が果たせるかということ、自信が持てないのが現状であります。今後とも、いろいろな機会をとらえて指導をお願いしたいと存じます。

そこでお伺いしますが、自主防災組織活動費補助金等交付制度を利用された自主防災

会はこれまでに何件あったのか。また、保健福祉部で災害弱者に対する要援護者の台帳登録を今年度中に行うとありましたが、自主防災会、自治会等に開示されるのかされないのか。されるなら方法をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、さきの中越沖地震の際、柏崎市で非常食の賞味期限が切れたものがたくさんあったと聞きました。山根市の備蓄量は何日分あるのか、またその賞味期限、数量等の管理マニュアルはどうされているのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 防災対策につきましての再質問にお答えいたします。

まず初めに、自主防災組織活動費の補助金等の交付制度を利用された自主防災会の団体でございますが、平成18年度には6団体でございますが、補助金を利用されなかった団体を含めると、12団体が自主防災訓練を行っていただいております。今年度でございますが、この19年度におきましては、9月18日現在におきましては、16の団体が自主防災訓練の実施及び予定をされており、その中で3団体から補助金の申請を受けております。

次に、要援護者の開示についてでございますが、災害時要援護者の居住する自治会長さん、災害時の要援護者の居住する地区を担当する民生委員さんですとか児童委員さん、所管する警察署及び消防署に提供をいたします。特に自治会長さんにつきましては、要援護者の氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、登録理由、そして緊急連絡先を一覧表にいたしまして提供する予定になっております。

次に、市の非常食の備蓄量でございますが、これは市内14カ所にアルファ米を1万1,500食、クラッカーを1万1,920食、保存水を3,889リットル備蓄しております。アルファ米、クラッカーの食料で、この山根市の人口の3分の1の2食分、保存水につきましては人口の3分の1の0.5リットル分でございます。なお、食料の確保をより確実なものとするため、企業との防災協定締結を進めておるところでございます。

また、管理につきましては、台帳で管理し更新していますので、期限の切れた備蓄品はございません。参考までに、食料につきましては5年間、保存水につきましては10年間となっておりますので、保存期限が1年を切っているものにつきましては、市の防災訓練ですとか各自主防災会で行っていただきます訓練に使用いたしまして、有効的な活用を図っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） いずれにいたしましても、一朝有事の際に、いかに組織が冷静に

対応できるかが課題だと考えます。今後におきましても、そうしたことを考え、防災対策を実施していただき、市民が安心・安全で暮らせるように行政運営に努めていただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

今度は国体会場整備について、副市長にお尋ねをいたします。

昭和40年に第20回国民体育大会が岐阜県で開催されて以来、47年ぶりに平成24年10月に第67回国民体育大会が岐阜県で開催されることは、多くの市民の皆様も御承知のことと存じます。その上、地元山県市内でのバレーボールと馬術競技の2種目の競技開催が決定しております。今から開催が待ち遠しく、期待感でいっぱいです。

バレーボール会場は山県市総合体育館、馬術競技は大桑椿野地内の特設会場で行われますが、両会場とも開催までに会場整備は無論のこと、会場までのアクセス、進入路等の整備など、開催に向けて、今後、ハード面、ソフト面でのいろいろな整備を進めていかれることと存じますが、現段階での進捗状況、また進入路等の整備についての大きな計画や今後の進め方など、概略をお聞かせいただきたいと存じます。

議長（村瀬伊織君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えします。

まず、平成24年開催の第67回岐阜国体において、少年男子のバレーボールと馬術競技の2種目が本市で開催されることに関しまして、冒頭に所感を述べさせていただきたいと思います。

そもそも国体は、戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通じて国民に、とりわけ青少年に勇気と希望を与えようと、関係者の熱意と努力により、昭和21年に京都を中心とした京阪神地域で第1回大会が開催されて以来、広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して、国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにするなどの、我が国最大のスポーツの祭典であると言われていました。

国体の会場となった開催地では、社会資本整備やマスコミ報道等によるPR効果、経済効果などが期待され、また、ふだん見ることのできないハイレベルなスポーツを身近に見られることにより、本市のスポーツの振興、市民の健康、体力の増進、文化の発展に大きく寄与し、市内の幼児や小中学生に対するスポーツへの動機づけなどの教育的効果などもあると考えられます。このように、長期的な視点に立って、本市が国体の開催地となることによる効果を考慮いたしますと、はかり知れないものであると思われれます。

昭和40年に開催された岐阜国体のとき私は高校2年生でしたが、毎日毎日マスゲームの練習に励み、大会当日、岐阜市内の高校2年生の生徒千数百人がスタンドを埋め尽く

した大観衆の前で、そのマ스ゲームを披露しました。本当に感激の1日でした。今でも本当に素晴らしい思い出として心に残っているところでございます。横山議員はそのときは高校3年生だったと思いますが、私と同じ思いでいらっしゃるかと存じます。

このような我が国最大のスポーツの祭典である国体の2種目が本市において開催されるということは、大変願わしいことであり、まことに光栄に感ずるところであります。そして、バレーボールという屋内スポーツと、ふだんはなかなか見ることのできない馬術競技という屋外スポーツが開催されるに当たっては、大会当日に限らず、リハーサルなどの一連の流れも多くの市民の方に見ていただきたいと思っております。また、願わくば、大会を支えるボランティアとして多くの市民の皆さんに参加していただけることを切に期待する次第であります。

さて、国体会場整備についての御質問にお答えしたいと思います。

バレーボール会場につきましては山県市総合体育館で行われますが、開設以来10年余りが経過し、床面の修繕や支柱の老朽化による整備が必要になってきます。また、県内4会場のバレーボール競技の記録本部が山県市総合体育館に置かれることになっており、それに対する整備も必要になってきます。

馬術競技につきましては、大桑椿野の市土地開発公社所有の土地、県有地及び民有地を含む約10ヘクタールの土地を造成して開催したいと考えております。先般、岐阜県国体準備室と岐阜県馬術連盟の現地視察がございまして、環境もよく、馬術を行うには大変適した土地であるとの評価をいただきました。現在は大まかな施設の配置を検討しておりまして、来年の2月に日本馬術連盟の視察を受けまして、本格的に動き出す予定になっております。

今後、ソフト面につきましては、準備委員会を設立いたしまして、地元自治会や関係団体の説明と協力の依頼を行うとともに、先ほども申し上げました、大会を支えるボランティアの方の募集と勉強会を開催していきたいと考えております。ハード面におきましては、平成21年度に設計を行いまして、22年度から23年度に造成工事と仮設での施設の設置を行う計画となっております。

また、進入路の整備につきましては、国体及び国体終了後の公園整備の計画も含めまして、今後十分協議、検討してまいります。

バレーボール、馬術競技とも24年度前期にリハーサル大会を行い、10月の本大会に備える予定でございます。

いずれにいたしましても、国体の開催は地域のスポーツの普及推進を初め、活力ある

地域づくりや人づくりを推進する絶好の機会でございますので、市議会を初め市民の皆様様の御理解と御協力を切にお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 副市長に言われましたとおり、私も20回大会のときは高校3年生で、また、高校のクラスの同級生が剣道で優勝した記憶が鮮明に残っております。副市長も私と同じ年代で、同じ感動を覚えられたことと存じます。

開催まで残された5年間で充実した大会が開催できますよう、会場整備、運営について最善の努力をしていただき、バレーボールと馬術の2競技の大会運営が立派にできますようお願いすると同時に、この際、この2大会の開催を契機に大いに山県市のアピールも同時に行っていただきたいと、大会終了後の跡地利用も考慮に入れた整備計画を特にお願ひし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

通告順位2番 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） それでは、御指名をいただきましたので、幹線道路、特に国道418号の整備促進について基盤整備部長にお尋ねをいたします。

国道418号は、旧武芸川町境から旧根尾村境まで延長17.3キロメートルあります。整備率は40%と大変低く、早期の整備が求められるところであります。特に、佐野以北の未改良箇所は平野部と異なりまして難所が多く、この改良には財政難の折、ある程度の時間がかかると思いますが、北部の方々は一日千秋の思いで改良を待ち望んでおります。現在、それぞれの工区が設けられ、工事が進められておりますが、その進捗状況及びそのほか新しく改良が求められる箇所の見通しをお尋ねいたします。

まず、若鮎橋以北から中洞交差点区間、畑野 水品区間、次に田栗地内水棚のカーブ改良、この改良は、2年前15メートルほど山側の突角が取り除かれまして、その後、工事は中止されたままであります。最近、工事に取りかかると聞きました。この工期について、また工事の内容等についてお尋ねをいたします。

次に、葛原広瀬地内の道路下の石積みが崩壊寸前の危険箇所、次に、葛原市井地内のカーブ改良。この箇所は、地権者の土地承諾もいただきまして、概略の法線を示した図面も見せていただきましたが、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

次に、国道418号道づくり住民会議でルート決定した笹賀塩後区間について。また、同住民会議より要望している同区間内の笹賀 水棚区間の改良についてお尋ねいたします。

最後に、主要地方道岐阜美山線の改良について。

以上、お尋ねをいたします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 幹線道路の整備促進の御質問ですが、県の事業のため管轄の岐阜土木事務所に問い合わせをしました結果を踏まえまして答弁をさせていただきます。

1点目の、国道418号の進捗状況については、国道256号交差点から関市境の1.8キロメートル区間を重点的に整備を進めておりまして、これまでに0.9キロメートルを完成し、残る西武芸橋交差点付近から山県高校までの区間0.9キロメートルにつきましては、家屋移転と用地確保が完了していない部分を除きまして、平成19年度に改良工事を着工し、国道256号交差点以东の一連の完成を目指しております。

畑野・水品地内につきましては、引き続き国道256号交差点以西の整備を重点的に進め、現在、一部工事着手をしております、用地買収及び工事を順次進めております。

田栗（水棚）地区につきましては、平成17年度より工事を実施しております、平成18年度は、山どめ工の一部を施工し、平成19年度はのり面の掘削等、本格的な工事を実施いたしております。工期につきましては、平成19年9月10日から平成20年3月7日までとなっております。そして、この工事につきましては、平成20年度に完成ということになる予定となっております。

葛原広瀬地内につきましては、崩れる危険性のある石積みの補修は県で対応をしていただけましたが、道路拡幅につきましては、検討していただきますように引き続き県のほうへ要望をしております。

葛原市井地内につきましては、平成18年度に測量設計、丈量が終わり、用地補償に入れる状況となっております。

2点目の、国道418号道づくり住民会議でのルート案の区間につきましては、財政面から、現道の部分改良を進めているのが現状でございます。

3点目の、主要地方道岐阜美山線につきましては、平成16年度に平井坂トンネルの掘削が完了いたしまして、現在、土工事と平大橋の上・下部工を実施しております。今後は、平成19年度中に平大橋の上部工、平井坂トンネルの照明、防災設備工、全線の舗装工を発注いたしまして、平成20年中の全線完成を目指しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） ただいま、お尋ねした箇所について説明をいただきましてありが

とうございました。

中洞と畑野の工区につきましては、水栓バルブ産業、また北部の木材産業等がありまして、これらの発展に、また本市の発展に大切な道路でありますので、今後着実な進展が図られるようお願いをいたします。

田栗地内のカーブの改良については20年度完成、葛原市井地内のカーブ改良についても今後用地補償に入るということ、また、主要地方道岐阜美山線についても20年に完成ということで、山県市の環状線として期待されております。これらのことにつきましても、予定どおり進展が図られるよう御努力をお願いいたします。

国道418号道づくり会議から要望しております笹賀 田栗間につきましては、交通の難所でありまして、財政難の折、大事業と存じますが、機会あるたびに積極的に働きかけをしていただけるようお願いいたします。

次に、葛原広瀬地内につきましては、道路下の石積みが崩壊寸前の状況でありまして、道路が崩壊してからでは迂回路もなく、国道が通行不能になり、日常生活に大きな打撃となります。この箇所は長い坂道の途中にありまして、幅員も狭く、冬季の積雪時には車のすれ違い等、大変苦勞する箇所でもあります。以前から拡幅改良の要望の箇所であり、この機会に、石積みの補強工事のみでなく拡幅改良ということで県に強力に要望していただくようお願いをいたします。

以上、国道418号道づくり会議から要望している笹賀 田栗間及び葛原広瀬地内の拡幅改良の2点について、再度基盤整備部長にお尋ねをいたします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

国道418号道づくり住民会議は、道路改良事業で一番難しい問題となる地権者の皆さんの協力につきまして、地域全体で取り組んでいくことが重要であるとの考えから設立をされまして、早く道路改良が進むように活動をしていただいております、大変ありがたく思っております。

さて、国道418号道づくり住民会議から要望されています笹賀から田栗区間につきましては、平成18年度に県において、北消防署西側の約400メートルを調査、測量し、検討していただいております、今後も実施を強く県のほうへ要望してまいりたいと考えております。

葛原広瀬地内につきましては、さきに要望してあります危険箇所とあわせて早急に工事を実施していただきますように、引き続き県のほうへ要望していきたいと考えておりますので、御理解を賜り、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） 山県市はまちづくりの基本姿勢として、安全・安心なまちづくりを打ち出しておりまして、市民が不安なく暮らせる地域づくりを目指して市政が進められておりまして、本当に大切なことであると存じます。

しかし、迂回路のない北部に住んでいる方々は、台風、局地豪雨、積雪等がありますと、通勤通学に道路がいつもどおり通行できるかどうか心配をし、地域の方々はこのことに本当に敏感であります。ただいま申した道路の改良、特に広瀬地内の危険箇所のような問題については、一度災害が起きてからでは遅いわけでありまして、至急改良をお願いしたい箇所であります。特に、笹賀以北には十数カ所に上る交通危険箇所があります。いつ災害で交通不能になっても不思議ではありません。地域にこうした不安があることは、安全・安心のまちづくりを確立するにほど遠いことと思っております。どうかこうした地域の不安を解消するため、財政的な制約もあると思いますが、その中で積極的な対応をしていただき、隅々まで配慮した市政を推進していただきますようお願いをいたします。

この点について市長の見識をお尋ねいたしまして、質問を終わります。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

田垣議員から、国道418号を中心に道路改良についてお話がありました。

私も国道418号線につきましては、県下全域、恵那市から本巣市までである促進期成同盟会の会長を仰せつかっておるわけございまして、そういった意味もありまして、積極的に国、県のほうへ要望活動をしておるわけございまして、御案内のとおり、県等におきましても財政事情が大変厳しいときでございます。そういった中ではございますが、積極的に進めてまいりたいと思っておりますし、山県高校から美山中学の辺までは大分改良が進んでまいったわけございまして、それから以北につきまして特に難所が多いわけございまして。そういったことございまして、その辺も含めて今後とも積極的に事業推進を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁を終わります。

議長（村瀬伊織君） 以上で田垣隆司君の一般質問を終わります。

通告順位3番 杉山正樹君。

2番（杉山正樹君） お許しいただきました。杉山でございます。

それでは、東海環状自動車道とまちづくりについて、市長さんにお尋ねをいたします。

さて、東海環状自動車道が関係各位の長い間の御努力によりまして、ようやく岐阜市

境から（仮称）山県インターチェンジ区間の地元説明会が開催をされまして、建設促進の機運が大変盛り上がりましてまいりました。その後、岐阜国道事務所から測量業務の発注がされ、現在、東深瀬地内におきまして、11カ所のボーリング調査が実施される運びとなりました。そこで、まず西関インターチェンジから、仮称でございますが山県インターチェンジ区間の今後の整備スケジュールについてお尋ねをいたします。

長い間待ち望んでいました山県市民を初め周辺住民の熱い思いがようやくここまで来たかと、改めて長い道のりを感じております。いまだ幾つかの問題があるかと思いますが、山県市の将来についてみんなで英知を出し合えば、必ず解決できるものと確信をいたしております。

去る7月5日の新聞報道で、国土交通省は今後10年以内に東海環状自動車道全線の開通を目指すというまことに心強い報道がございました。さて、そうした動きがある中、山県市としての受け入れ対策はどうでありましょうか。東回りルートの開通によります経済効果は5,500億とも6,000億とも言われる絶大な効果があったと言われておりますが、これも東海環状自動車道ができていきなり効果が出たものではなく、計画立案等、行政の長い間の基礎づくりがあってこそその成果であります。

そこで、山県市といたしましても、この東海環状自動車道の開通に伴います企業誘致による保養、税収の拡大、また人口の増加、地域の活性化など、大きな期待を寄せているところでございますが、いよいよ開通による受け入れ対策を早急に結論を出し、内外のPR活動等を積極的に進めるべき段階に来ているものと考えますが、都市計画の現在の進捗状況、また、今後の計画案につきましていかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） 杉山議員の御質問にお答えします。

東海環状自動車道の整備スケジュールとまちづくりについての御質問でございます。

まず、1点目の東海環状自動車道の整備スケジュールでございますが、先ほど議員も御指摘ございましたように、東深瀬地区においてから説明させていただきます。

平成17年度、岐阜国道事務所により現況測量、中心線測量が実施されました。その後、本年度5月下旬には、平面、縦断、側道、用排水などの基本計画を作成し、関係各機関、自治会、地権者等に説明や協議を行うため、いわゆる予備設計Bが発注されております。

また、9月10日には、先ほどもお話がありましたように、11カ所においてボーリング調査が今現在行われている状況でございます。この調査の結果をもとに、より精度の高い計画を完成させ、引き続き平成20年度初めには地元説明会、地元との協議等を実施し、

用地買収等に入らせていただきたいというふうな形になってこようかと思っております。

また、西深瀬地区におきましては、本年7月30日に測量説明会が実施され、大半の参加者の早期測量実施を行ってほしいとの発言もありまして、本年度、岐阜国道事務所において測量業務を発注する予定となっております。

2点目の、まちづくりについての御質問にお答えします。

東海環状自動車道西回りルートにつきましては、平成20年度西関インターチェンジの供用が開始され、いよいよ、仮称ではございますが、山県インターチェンジの事業が本格的に実施される見通しとなってまいりました。このような状況の中におきまして、山県市としましては、町村合併前の旧高富町における平成12年度高富町インターチェンジ周辺整備構想策定事業を基本に、第1次山県市総合計画、山県市都市計画マスタープランを策定し、（仮称）山県インターチェンジ供用開始後の土地利用について計画を図ってまいりました。

平成18年度からは、さらに計画を具体化させるために関係各課による検討会を開催し、都市計画区域の見直し、農業振興地域の見直し、道水路の新設廃止等について協議をしている現状でございます。

また、市の将来ビジョンを考えた場合、税収の確保、雇用の拡大、土地の有効活用からも企業誘致には積極的に取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

最近では、自治体での積極的な工業団地の開発が展開されており、企業も造成済みの分譲地しか進出を検討しない傾向があると聞いております。そんな中で、現在、開発が可能な工場適地候補地の調査を行っている状況でございます。

また、あわせて税の軽減等を含め、企業の初期投資軽減を図るため、企業立地促進条例、これは全く仮称でございますが、そういったものの整備の準備を今現在進めているところでもございます。

依然として企業の設備投資が順調に推移しております現状でございますので、企業誘致の絶好の好機としてとらえ、県との連携によりまして、企業の進出しやすい環境の整備を図ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、東海環状自動車道、なにかんずく山県インターチェンジの早期実現が山県市発展の最重要課題かと考えておりますので、今後とも、議員各位を初め地元地権者、地元の皆様、また広く市民の皆様との格別の御協力をこの場をかりて切にお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 杉山正樹君。

2番（杉山正樹君） ありがとうございます。

そこで、再質問をさせていただきます。

山県市の全体のまちづくりにつきましては、山県市都市計画マスタープランに基づき、関係下での協議をしておられるとの御回答でございますが、ただいまの御説明の東海環状自動車道の整備スケジュールとあわせて考えてみますと、開通に伴います受け入れ対策を早急に計画をまとめ上げる必要があります、むしろ遅過ぎるのではないかと考えますが、いま一度、インター周辺の顔構想や企業誘致の候補地の選定、確保等につき、市長さんの御意向を受け、直接関係部局の基盤整備部長さん並びに産業経済部長さんの連携が特に重要と考えられますが、それぞれのお立場での具体的な所見をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） ただいま、東海環状自動車道の整備に伴います企業の受け入れ体制ということについての再質問にお答えをさせていただきます。

企業受け入れのための工業団地等の候補地というのは、まだ現段階では具体的には決まっておりませんが、決まった暁には接続道路の基盤的な整備も必要になってくるかと思っております。また、先ほど答弁をさせていただきましたように、現在進めております土地利用計画の見直し、こういったものについても引き続き早急に計画の見直しということを進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、東海環状自動車道の進捗に合わせまして、企業が進出しやすい環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 質問にお答えいたします。

先ほど市長も申しましたように、企業立地促進条例の制定に向けて現在いろいろな立場で協議を図っております。そして、私どもは、基盤整備とまた産業経済のところがともに調和をとりながら、山県市のこの風土に合いました、地域性を考えました、そういう条例を制定したり、また、いろいろな面で土地利用を誘導して図っていききたいと、このように考えております。

具体的なものとしまして、また今後もお知らせをできる時点がございましたら、またその都度、適宜報告させていただきます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 杉山正樹君。

2番（杉山正樹君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、東海環状自動車道の日も早い完成、開通と、山県市のさらなる発展のために全市、全市民挙げて積極的な取り組みと頑張りを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午前11時15分より再開をいたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 4 番 後藤利丸君。

1 2 番（後藤利丸君） ただいま議長より御指名を賜りましたので、私は2点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、富永・相原地内の一部道路拡張工事について質問をいたします。

県道であります神崎高富線における富永の相原地内 三光寺の真下でございます

道路拡張工事については、以前より富永地区の自治会が主体となって、旧美山町時代から山県市に至る今日まで、毎年道路拡張工事の要望書を提出されてきましたが、残念ながらいまだに道路の改善がなされていないのが現状であります。

この県道は、富波小学校への児童の通学道路でもあります。住民はもとより、その沿線に当たる富永地区、あるいは青波、そして美山町の北部の地域の皆さん方が毎日生活道路として、また産業道路として多くの人たちが利用する重要な道路であります。そのような道路の一部に危険な箇所があることに、だれもが心配するのは当然であります。特に、地元では、歴代の自治会長を初め多くの住民の皆さんが最も危険な場所として危惧され、早期改善を強く要望されているところであります。地元関係者の切実な願いであります。今後、市としては、県に対しましても前向きに、真剣かつ積極的な取り組みをしていただきますようお願いいたします。

きょうまで数回にわたり要望されたにもかかわらず、なぜ早く工事が施工されなかったのか。その理由はなぜか。また、いろいろ問題はあろうかと思いますが、今後の対策をどのようにお考えでしょうか、基盤整備部長に質問いたします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 富永・相原地内の一部県道未改良部分に関する御質問にお答えをいたします。

当該部分が未改良となっている原因は、一部土地所有者の同意が得られていないこと

によるものでございます。

この改良事業は、当時の県道谷合高富線であった当該地域での改良計画が昭和63年ごろに地権者を含む関係者へ示され、翌年に用地測量を実施しており、その後、未改良部分を除いた改良工事がなされ、現在の状況となっております。

当該土地所有者とは、県及び当時の美山町が用地取得への御理解を得るべく、交渉と調整を行ってまいりましたが、測量のための土地への立ち入り同意さえ得られない状況が交渉当初から続いておりまして、残念ながら一部改良工事の時期までには合意に至りませんでした。一部改良後においても順次交渉は行ってきておりますが、地権者から厳しい条件が提示されており、現時点においても状況は改善されておられません。

本工事は県工事でありますので、毎年継続して県へ働きかけを行っているところでございますが、今後も県のほうへ強く要望をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 後藤利丸君。

12番（後藤利丸君） ただいま基盤整備部長の答弁をいただきましたが、非常に難しい問題もあろうかと思ひまして、その辺につきましては若干理解をいたすものであります。しかし、この県道はいわば山県市北部の西側の玄関口ともいふべき大事な場所です。相原地内の県道の一部拡張工事については、私も以前から地権者との間に難問題があることは聞き及び、少しは承知をいたしておるところであります。地元の皆さんも旧美山町時代から切望されてきた経緯もあり、今や本当に切実な思いを抱いておられるのであります。

特に、先ほど申し上げましたように、富波小学校への児童の通学道路であります。歩くためや自転車が通れる側道もない、狭くて交通安全上非常に危険な場所であることはどなたも御存じのとおりであります。

少し以北に至りましては、元JA富波支所前では、長年道路も狭く危険な状態でありましたが、最近片側一車線となり、住民はもとより通行される皆さんにも大変喜ばれているところであります。

この道路は、以北に至っては大桑に通じるはじかみ線、また清流美山やな、そして美山ゴルフ場、山県市のごみ処理場、そして伊自良に通じる平井坂線など、多くの車両が出入りする重要な道路であります。最近では年々交通量も増加してまいりました。市は再度県に対して地元住民の切実な願いとして強く要望していただき、さらに市は、責任者が誠意を持って地権者に対して状況を説明し、理解を求めべく努力していただき、過去の概念にこだわることなく積極的に交渉すれば、相手も人間であります、必ず話せば

わかっていただけるものと確信いたします。

また、地元の皆さんは、交渉が難儀であれば、1つの案として、第2案として、山側のほうに拡張をすることも1つの解決策ではなかろうかと、こんな意見も出ております。そのような変更の余地はあるのでしょうか。

この道路改善は、旧美山町地区全域住民の強い要望であると確信いたしておりますので、再度基盤整備部長に質問させていただきます。答弁願います。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

本道路改良につきましては、確かに現在用地交渉が厳しい状況ではございますが、重要な道路であり、粘り強く交渉することが重要と考えるので、今後におきましても基本的な方法として、継続して交渉を行っていくことを県へ強く要望してまいります。

また、旧美山町のときからも用地交渉において県と一体となって交渉を行っておりまして、今後においても市のほうも同様に対応してまいりたいと考えております。

また、道路の反対側に用地を求め、整備を進めてはどうかというような御質問でございますけれども、道路の法線的なことがございまして、一部今まで実施した工事の箇所を取り組んで行わなくてはならないというような問題もございますが、県事業でございますので、一度県のほうと相談をいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 後藤利丸君。

12番（後藤利丸君） ただいま部長がお答えになりましたように、この問題は非常に難色を示すものと私も考えます。早い時期に解決するよう努力していただくことを強く申し上げまして、そして私も今後とも継続的に要望してまいりたいと思います。

以上、この件につきましては終わりますが、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、椎倉地内の農免道路拡幅について質問をいたします。

椎倉の農免道路は、山口市から関市武芸川町宇多院の岐北斎苑に通じた主要道路であります。この農免道路は年々自動車の交通量が増加する一方であります。数年前に旧高富町時代、一度道路拡張要望を出しましたが、いろいろ問題があって先送りされた経緯もあります。今は当時の状況とは大きく変化しております。地元の多くの皆さんは、片側一車線の道路の建設を強く要望されているところであります。

理由は、今や岐阜方面から、あるいは北部からの大型車両、ダンプ等含めまして、自動車の走行が非常に激しく往来しております。右は岐阜市、左は関市への近道として、また岐北斎苑に向かう道路として多くの皆さんが利用されている現状であります。

また、交通事故も頻繁に起きているところでありまして、非常に交通事故が発生しやすい状況であります。道路沿いの田を所有する農家は野良仕事もままならず、特に道路脇の草刈りなど、常に危険にさらされ、監視役を置いてでなければ仕事ができない状況であります。これ以上、危険を冒すことはできないのであります。

今後、拡幅することが最も重要と考えますが、市はこの問題につきましてどのようなお考えを示されるのか、適切な回答を賜りたく基盤整備部長に質問をいたします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 椎倉地内の農免道路拡幅についての御質問にお答えをいたします。

本道路につきましては、合併前の高富町の際に、椎倉自治会から道路拡幅について町から説明をしてほしいとの依頼がありまして、説明を行ったわけですが、地元の同意が得られなかったために現在に至っており、現在も自治会からは拡幅の要望はされていないのが現状でございますが、交通量が増加をしておるということは承知をいたしております。

本道路の片側一車線を確保するための拡幅に当たっては、拡幅のための用地の地権者の皆様及び地元の協力が重要となります。道路の延長が長いことから、拡幅には多額の費用が必要となりますが、地元で地権者の方と協議をしていただきまして、自治会要望がされましたときには、財政面を考慮の上、検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 後藤利丸君。

12番（後藤利丸君） ただいま基盤整備部長より答弁を賜りましたが、部長自身が椎倉農免道路について、現在、いかに交通量が増加し、いかに危険な道路であるかを十二分認識されておられることは幸いであります。それを踏まえて、市は今後どのような判断をされる、どのようなお考えを持っておられるのかを再度部長にお尋ねいたしますとともに、以前、旧高富町時代に一度道路拡幅についての説明会が行われましたが、同意が得られず、そのまま中断した経緯はありますが、今なお同意が得られないわけではないと思います。同意が得られないまま現在に至るとのお言葉でありますが、それはありません。地元自治会もその後、地権者との話し合いは一切されたことはありません。当時、宇多院に岐北斎苑ができることで車両がこの農免道路を走行することなどで住民感情も手伝い、一部に反対された経緯も考えられます。しかし、既に10年以上も経過しており、現在はすべて現況も変わり、地元の理解も得られやすくなっていることと思いますので、過去にこだわることなく事業を進めていただきたく、強く要望するものであり

ます。

当時、測量の青写真ができていたことも聞いております。それをもとに検討されることもよいではないでしょうか。どちらにいたしましても、市が申されておられる地権者全員の同意をとりつけて要望書を提出すれば検討するという流れは、全くナンセンスであります。

私は、まず順序として、自治会がまず要望書を提出された時点で市が検討し、青写真ができた上で地元提示され、説明を行っていただくのが順序かと思えます。関係地権者の同意をとりつけることが順序というものではありませんか。地元の自治会も質問の趣旨は十分了解をいただいておりますので、現況を踏まえて、再度、基盤整備部長の御判断をいただき、御答弁をお願いいたします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

御質問の内容につきましては、本道路整備については、この道路は交通量も増加しておりまして大変危険であるというようなことから、行政主体で進めるということをおみえではないかということをおもうわけですが、先ほども申しましたように、拡幅のための用地の地権者及び地元の同意がなくては、この道路整備というものは円滑に進めることはできません。

したがって、先ほどお答えをいたしましたとおり、本道路整備を進めるに当たりましては、まず地元のほうで地権者の方とお話をさせていただきまして、自治会要望という形で上げていただきますと、この事業といいますか、整備を進めるに当たりまして大変円滑に進むものと私は考えるわけですが、よろしく御協力をいただきますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 後藤利丸君。

12番（後藤利丸君） 大変心配されておられますのは、地権者の同意がとれるかどうかということであろうかと思えます。しかし、地権者も、道路がよくなり、危険がなくなれば、私は反対する人は余りいないのではないかというふうに思います。そうしまして、先ほども言われましたように、地権者の同意があればということですが、その同意をまとめてこればという、要望書を出せばということですが、この地権者がどなたになるのか、道路の拡幅がどこにどういうふうになるのかわからんうちに地権者の同意を求めるといことは不可能だと私は思います。

こういったことから、まず自治会の要望書が出た時点で、先ほども申し上げたように

検討していただくと。そうしまして、今部長も申されましたように、どうかひとつ財政面を今後考慮の上、必ず要望にこたえるよう努力をしていただきますことを強く強く要望いたしまして、今回の私の質問を終わります。

以上、ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 以上で後藤利弘君の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 尾関律子君。

4 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております順に質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援についてお伺いいたします。

子育てに関する悩みを気軽にいつでも相談できる窓口として子育て支援センターの設置をと、平成16年9月と平成17年3月の定例会で質問をいたしました。その後、平成17年4月に子育て支援センターがげんきはうす内に設置されました。

先ごろは、子育てサポーターの方々が救命救急講習を受けられておられる記事が新聞にも掲載されておりました。子育て支援センターでは、子供に関するさまざまな相談や子育ての安心・安全などの講習を開催されるなど、子育て中の多くの親さん方に利用されていると思いますが、現状はどのようなのでしょうか。

次に、私がことしの5月に、京都市子ども保健医療相談・事故防止センターへ視察に行ってきました。この施設は、愛称を京あんしんこども館といいます。この京あんしんこども館は京都市が設置主体で、運営は京都第二赤十字病院に委託されている施設です。機能としては、子ども保健医療相談センターとして、社会環境の大きな変化の中での、子育てに関する保護者の不安や悩みといった課題に対応するため、子育てを保健医療の側面から支援する総合相談施設と、もう一つ、子ども事故防止センターがあります。

子ども事故防止センターとしては、1歳以上の子供の死亡原因の第1位の不慮の事故、これは交通事故、水の事故、誤ってのみ込む誤飲といった不慮の事故について、子供の発達や行動パターンを理解し、早期に的確な対応をすることで、その多くは未然に防止できるとの研究から、事故防止に関する情報の収集や普及啓発を行うことにより、安全な子育て環境づくりを支援する拠点施設としての機能を持っています。

子供の総合的な相談窓口としては、本市の子育て支援センターでも行われていると思いますが、事故防止の面から見てみると、京あんしんこども館のような情報提供が必要ではないかと思えます。

京あんしんこども館の中には、子供の目線で周りを見ている体験ができるところがあり、チャイルドビジョン、幼児視野体験眼鏡、6歳ぐらいの状態で見えますと、子供

の見える範囲の狭さに驚かされます。子供の安全を守るためということで、京あんしんこども館が子供の視野体験をできる、こういった資料を渡してくれました。これを実際つくってみると、こういった状態になります。大人が左右が150度、上下が120度見ることができのに比べて、5、6歳の子供は左右90度、上下70度と約半分の視野しかありません。幼い子供ではさらに狭い視野と言われています。山県市の母子手帳には、つくってみようというとし込みのページに、チャイルドビジョン、これと同じものが載っております。ですが、母子手帳はこの大きさです。こちらのとじ込みを拡大コピーしてつくって体験される方は少ないのではないのでしょうか。

同じように、チャイルドマウス、こちらに載っているものを実際につくってみました。これぐらいの大きさです。これはサランラップのしんぐらいの状態ですが、こちらの京あんしんこども館でいただいたのは、直径が32ミリです。母子手帳は39ミリというのが載っていますが、これぐらいの大きさのものが子供の口の中には簡単に入るということです。こうしたチャイルドマウスの大きさを確認できるものもいろいろありました。子供ののみ込み防止に役立てておられるかどうか心配なことがあります。

子供の安全を守るために、大人が子供の視野を体験し、子供の特性を理解しておく必要があるのではないのでしょうか。このようなチャイルドビジョン、幼児視野体験眼鏡やチャイルドマウスのようなグッズの活用と配置をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、次世代育成支援行動計画のやまがたっ子すくすくプランに平成21年度を目標とした計画があります。その中で実施されていない病後時保育についてですが、山県市では実施されていないので、岐阜市の施設を利用しなければならない状況です。計画目標までは2年ぐらいありますが、早く実施をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、子供の医療費助成についてお伺いいたします。

岐阜県が乳幼児医療費の助成をしている以上に、山県市が市単独で入院費の助成を拡充されてきていますが、小学校の高学年くらいからは入院することは多くあることではないと思います。そこで、今後、中学3年の義務教育終了までの拡充と通院費の助成拡充についてのお考えをお聞かせください。

次に、インフルエンザ予防接種の助成についてお伺いいたします。

65歳以上の方のインフルエンザ予防接種は、1回4,200円の接種料金のうち、個人負担は1,500円、市の負担金は2,700円ですが、子供に対する助成はありません。インフルエンザの予防接種料金はおおむね1回当たり3,000円で、医療機関によって料金に差がある

ようです。2人、3人の子供さんが2回の予防接種を受けられた場合、保護者の負担は高額になり、受けたくても受けられない方もおられると思います。最近では、中学3年生までのインフルエンザ予防接種に1回につき1,000円あるいは2,000円の助成をする自治体もあります。子育て支援の施策として本市においても実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上のことについて保健福祉部長にお伺いいたします。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 子育て支援センターについてお答えいたします。

子育て支援センターは、ゼロ歳から就学前の子供たちの保護者の方々と一緒に子育てについて考え、支援を行うところとして、平成17年度よりげんきはうすに開設しました。

主な事業の内容は、親子遊び、ミニコンサートなど、幼児サークルを月に2回開催しており、現在89組の登録がございます。相談事業につきましては、発達相談が主なものですが、18年度は16件、本年度8月末現在では3件の実績となっております。

また、ボランティア育成事業として、子育て支援ボランティア講座を開設し、既に活動いただいているボランティアの方々と広報により募集した方々を対象に、子育て講演会、応急処置講座、交流会等を実施しており、大変多くの方に参加をいただいております。

また、育児の支援を行う人と育児の支援を受ける人が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする、ボランティア活動ファミリーサポート事業の事務局も担っております。

なお、子どもげんきはうすは、児童館事業、富岡小学校区の放課後児童クラブ事業を行っており、市内のみならず市外からも多くの方に御利用いただいております。

次に、子供の視野体験眼鏡、チャイルドビジョン及び子供の誤飲事故を防ぐためのチャイルドマウスの活用と設置についてですが、子供の安全を守るために子供の視野を体験したり、ゼロ歳児に多い誤飲事故につながるものの大きさを体験できることは、とても有意義であると思いますが、現在、母子健康手帳の中に教材がそれぞれとじ込んでおり、簡単につくることができます。このようなことから、子育て支援センターに設置は考えておりませんが、乳幼児健診や母子健康手帳交付時等、各種の子育て講座の中で活用や体験学習を行っていきたいと考えております。

次に、病後時保育の実施についてですが、全国的にも財政状況により地域格差もあり、拡充が進んでいない現状となっております。

岐阜県内におきましても、現在把握している段階で、医療機関が7カ所、保育所で4

力所と少ない実施となっています。当市においては、次世代育成支援行動計画において、平成21年度目標に施設数1カ所実施予定としております。

実施方法として、病院等で敷設された専用スペースで実施する医療機関型、地域の児童を対象に保育所等で敷設された専用スペースで実施する保育所型、市から看護師等を児童の自宅へ派遣して実施する派遣型があります。財政状況を初め、施設の改修、職員の確保等の問題、課題もあることから、医療機関を初め関係機関と十分協議していく必要があると考えています。

次の質問の子供の医療費助成については、県内における平成19年6月1日現在、小学校6年生までの入外来医療費助成をしている市は21市中9市であり、義務教育終了までを実施している市は1市であります。

当市におきましては、平成18年4月より小学校3年生まで、平成19年4月より小学校6年生までの入院費の助成を行ってまいりました。こうした子育て中の親の経済的支援を目的に実施されている医療費助成制度は、地域格差をつくるのではなく、県下全域で同じサービスが提供されるべきと考え、現在、県に要望しているところであります。今後は、県の動向を静観しながら検討していきたいと考えています。

次に、子供のインフルエンザの予防接種の助成についてですが、高齢者のインフルエンザは、予防接種法の定期の予防接種に位置づけられており、市町村長が行うこととされています。しかし、乳幼児のインフルエンザについては任意の接種とされており、親の判断によるところとなっております。このため、現在のところ任意の予防接種まで考えておりません。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 子供の安全を守ることに對しては、前向きに推進していただけるようですが、医療費助成、病後時保育についても早い時期に検討していただきたいと思ひます。

そこで、再質問をいたします。

子育て支援センターでの相談事業についてお伺ひいたします。

発達相談が主なものとのことですが、相談件数が少ないのかなという印象を受けておりますが、いかがでしょうか。また、発達相談としては、ピッコロ療育センターでの相談もあるかと思ひますが、どのようでしょうか。

そして、インフルエンザ予防接種の助成についてお伺ひいたします。

任意の接種までは考えておられないとのことですが、インフルエンザが流行し、学校

では学級閉鎖になることもあります。他の任意の予防接種とは違いがあると思いますが、いかがでしょうか。再度、保健福祉部長にお伺いいたします。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

相談件数が少ないという印象を持たれたようですが、確かに件数は多くはございませんが、こうした相談ができる場所があることで、子育てに対する不安感等の緩和につながると考えております。

また、子どもげんきはうすでは、毎月6日に主任児童委員、民生児童委員の方による子供相談が開設されておりますが、それほど多い件数になっておりません。どちらにいたしましても、相談事業については、母親の集まる場所に顔を出し、気軽に聞き入れる体制づくりに努めているところでございます。

次に、子供の発達に関しては、ピッコロ療育センターが専門的な役割を果たしていることから、子育て支援センターでの相談の内容によっては、保健師、ピッコロ療育センターにつなげております。

このピッコロ療育センターの相談業務ですが、今年度8月末において約50件の相談がございました。電話の相談が約30件、来所しての相談が約20件で、そのうち15名の方が児童デイサービスを利用されるようになりました。また、保育所や小学校からの相談も増えてきております。今後とも相談業務を充実してまいりたいと思っております。

次に、インフルエンザの助成につきましては、県内の21市中、実施しているのは3市という状況でございます。今後、他市の動向や財政状況などを見ながら再度検討してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、子育て支援センターとピッコロ療育センターとの相談業務で相乗効果があらわれているようで安心をいたしました。より充実した相談事業が推進されることと思います。

インフルエンザの助成については、再度検討していただけるという御答弁でございました。早い時期に検討されることを期待し、次の質問に移ります。

2点目は、市役所のホームページについてお伺いをいたします。

平成19年2月に総務省は、オンライン手続と自治体ホームページに関する住民の利用状況、利用満足度、ニーズなどについて詳細なアンケート調査を行いました。そのアンケート結果の一部を紹介しますと、オンライン手続の利用率で10%以上が図書館の貸出

予約、文化スポーツ施設の利用予約となっています。また、自治体ホームページの利用状況では、利用経験がある77%、継続的に利用している23%、そして、内容、使いやすさの評価では60%が普通と評価しています。けれども、ホームページに対する不満、改善すべき点では、欲しい情報が得られない55%、メニューがわかりにくい49%、どのサイトにアクセスすればよいかわからない38%と飛び抜けて多く、続いて、更新頻度が低いが24%となっています。また、改善、追加すべきサービス、機能については、使いやすいホームページの内容検索機能41%、よくある質問等の利用者サポート機能27%、施設等を地図上で紹介する機能23%、携帯電話に対応した情報提供19%と高い割合になっています。

このような結果をもとに、総務省は平成19年3月に新電子自治体推進指針を策定し、2010年度までに利便、効率、活力を実感できる電子自治体を実現することを目標に、電子自治体の推進に取り組みなければならないとしています。

そこで、山根市のホームページを見てみますと、文字を大きくする機能があり、使いやすく配慮されていることや、申請書のダウンロードができること、最新の情報も逐次掲載され、多くのメニューがあり、山根市の情報が網羅されているかのように思いますが、まだまだ使いやすいホームページにはなっていないように思います。

一例を挙げますと、施設にアクセスするのに、幾つもクリックしていかないと見られなかったり、他の施設では何年も更新されていない情報であったり、広報のみの情報であったりと、十分な情報が得られない状況にあると思います。

山根市の顔として、多くの方が本市を知っていただく窓口であります。皆さんが使いやすいと言っただけのホームページにしていくことが求められていると思います。今後の山根市のホームページについてどのようにお考えでしょうか。総務部長にお尋ねをいたします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 市役所のホームページについてお答えをいたします。

市のホームページは、合併時に全世帯に配布いたしました市民便利帳の内容をもとに、情報をわかりやすく見ていただくホームページとすることを念頭に置いて作成をいたしました。

当時から、単に市役所の業務ごとに情報を掲載するのではなく、例えば、引っ越しをしたらすとか、赤ちゃんが生まれたらすとか、そういったその時々の方々の生活に密着しましたライフイベントごとに情報を分類して掲載いたしております。また、各種申請書のダウンロードサービスも行っております。

平成15年度に携帯版ホームページ、16年度に入札情報、17年度に観光ガイド、ことしの7月には市長のホームページを開設し、随時コンテンツの充実を図ってまいりました。

毎月のアクセスにつきましては、入札情報では1万件以上、観光ガイドでは3万件以上、今年7月に開設をいたしました市長のホームページにつきましても、8月のアクセスは5,000件以上ございました。

まだまだ使いやすいホームページにはなっていないなどの御意見でございますが、使いやすさを意味するユーザビリティとは若干異なりますが、高齢者の方ですとか障害者の方にとっての使いやすさを意味するアクセシビリティという観点で見ますと、岐阜県アクセシビリティ調査検討委員会がこの県内の42の自治体を対象に実施いたしました岐阜県Webアクセシビリティ調査2006におきましては、この山県市は前年の12位から4位にランクアップするなど、高い評価をいただいているところでございます。

しかし、全国の自治体を見渡しますと、ホームページの内容、利用のしやすいシステムにつきましては、本市よりすぐれた自治体が多くあることは事実でもございます。これらの自治体は、特別な知識や技術を必要とせず、利用者に配慮したホームページをだれでも簡単に作成のできますコンテンツマネジメントシステム、いわゆるCMSを導入しているところが多いようでございます。

本市のホームページの中で、「市長の部屋」というページにはこのCMSを導入しております。秘書広報課で随時更新を行っておりますし、他のページにつきましても情報の更新を速やかに行いまして、市民の皆様が利用しやすいホームページにしなければならぬと考えておるところでございます。

また、行政事務関係では、各種の申請書をダウンロードできるサービスを行っておりますが、まだすべてではございませんので、順次このサービスも拡大をいたしますし、また新しい情報を掲載いたしまして、市民の皆様に親しまれ、利用しやすく魅力的な本市のホームページの構築に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 毎年新しいコンテンツを増やし、充実を図っておられること、そしてまた、毎月のアクセス件数も観光ガイドにおいては3万件以上とのことですし、2006年の岐阜県のアクセシビリティ調査では4位と高い評価をされているとのこと、山県市の情報発信としての努力をされていることはすばらしいことと思います。

けれど、新しい情報への更新や情報へのアクセス改善には担当部署により大きな差が

あると思います。特に観光ガイドに毎月3万件以上のアクセスがあるということは、施設情報は常に更新でき、アクセスしやすい状況にしていくことが求められていると思いますので、早急に改善していただきたいと思います。

そこで、再質問をいたします。

自主財源の確保については、昨年の6月議会にも質問をいたしましたが、新しいことを進めていくにも経費はかかるものですので、たとえ少なくとも収入を得られることは実施していくことが大事なことだと思います。他市のホームページを見ても、バナー広告を出しているところが多くあります。山根市のホームページにもバナー広告を掲載してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。総務部長にお伺いいたします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまのバナー広告につきましての再質問にお答えをいたします。

県内21市ございますが、このホームページにバナー広告を掲載しております市は、岐阜市ですとか大垣市を初めとする全体で8市がございます。これも徐々に増えている傾向にあるかと考えております。本市におきましては、昨年度から広報やまがた、この広報紙への広告掲載を開始したところでございますが、決して応募企業が多いとは言いがたい状況であります。しかしながら、限られた広告スペースで限られた情報を掲載するこの広報紙とは異なりまして、ホームページではバナー広告から企業のホームページへリンクすることができ、この市のホームページのスペースを割くことなく多くの情報を伝えることから、広報紙とはまた異なった需要が見込めるのではないかとということも考えております。

こうした観点から、今後の他市のバナー広告の要綱等をよく調査いたしまして、今後積極的に実施に向けまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ただいま、積極的に検討してまいりたいとの御答弁でございましたので、早急に実現されることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後1時30分より再開をいたします。

午後0時07分休憩

午後 1 時30分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 6 番 中田静枝君。

1 6 番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。通告に従いまして、3つの質問を行っていききたいというふうに思います。

まず最初は、市県民税、いわゆる住民税の大増税と負担軽減措置についてであります。市民環境部長に答弁をお願いいたします。

定率減税の全廃と税源移譲による、2倍とか4倍、もっとそれ以上の方もあるわけですが、異常な住民税の増税が市民を大変困らせております。山口市でも、失業でとても払えないという状況も出ております。税源移譲は、同じ額が所得税から住民税に移るだけで増税ではないといって、そういう政府広報なども配布されているわけですが、実際には移譲の分だけでも増税になる世帯があるということを我が党の国会質問に総務省の審議官が答弁しております。税源移譲だけで増税になる人は、全国で数百万人規模に上ると言われております。税の本来のあり方から負担力を超えた課税についての救済措置が的確に実施をされ、市民の生活を守る必要があります。

6月の議会での私の一般質問に、救済措置に関して、他市町の様子も見ながら検討していくなどの答弁がありました。その後、市民の困惑の状況は救われる状況になっているのでしょうか。次の3点で回答をいただきたいというふうに思います。

1点目は、今年度、山口市での住民税に関する市民からの問い合わせ状況はいかがだったでしょうか。通常の前年と比較してどうだったかということもお聞きしたいというふうに思います。

2点目は、住民税大増税による税の負担軽減措置の内容はどうなっているのか。

3点目は、税源移譲でも全国で数百万人が増税になると見られているわけですが、収入が減って困っている人への救済措置の実施が必要であります。これにつきましては、我が党の国会質問に対して総務省は、2007年に所得税が課税されない程度の所得の減った人を対象に、2007年度分の住民税を税源移譲前の枠まで減額するという経過救済措置を設けていると述べております。山口市の救済措置の実施状況など、現況をお尋ねいたします。

まず1点目、以上です。1問目、お願いします。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

平成19年度住民税の課税徴収につきましては、特別徴収の方には5月に、また、普通徴収の方には6月に納税通知を送付いたしました。

1点目の御質問でございますが、8月までの問い合わせ状況は、窓口での対応が219人、電話での対応が297人の合計516人ございました。また、通常と比較しましては2.5倍程度の問い合わせがありました。

2点目、3点目の御質問は関連性がありますもので、一括でお答えさせていただきます。

今回の税源移譲に関しまして、個々の納税者の負担変動を抑制するため、次の措置があります。

1つ目といたしまして、調整控除についてでございますが、住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などの人的な所得控除に差がありますので、両税を合わせた税負担に変動が生じないようにこの差額が調整されています。

2つ目といたしましては、住宅ローン控除でございます。これまで所得税のみ適用されていましたが、税源移譲後により所得税から引き切れない額が出た場合には、翌年度の住民税から差し引かれるようになります。

3つ目といたしましては、年度間の所得に変動があった場合に控除制度が設けられます。その内容といたしましては、平成18年度の所得税は課税されたものの、平成19年度の所得税が課税されない程度にしか所得を有しなかった方については所得税は課税されませんが、住民税は平成18年度の所得に応じて税源移譲後の税率で課税されます。こうした方については、19年度分の住民税を税源移譲前の従来の税率で計算した額まで軽減されます。この適用を受けるためには、平成20年7月1日から31日までの間に申告が必要となっています。今年度の所得は現在までまだ確定していないため、一たん住民税を納めていただいた後に、こうした手続によって差額が還付されます。納税者の皆様方には、この制度改正につきまして、広報紙や有線テレビ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 一定の控除制度がそれぞれあるという御答弁がありました。これが対象者にきちんと伝わり、そして、その制度を活用してそれぞれの方の生活を守っていただくというふうにしななければならないと思うわけですが、ただ、今の御回答の中で、税源移譲前の額まで住民税を減額するという経過措置にかかわりまして、一たん住民税を納めていただいてから、後に翌年度にその是正を行うというようなお話がありま

した。

私が市民の方からお話を伺ってきた中では、実際に現在、ことしになって仕事になかなかつげなくて、それこそ食べていくのもやっとだということで、就職活動も一生懸命されている方のお話でしたけれども、とても住民税まで手が回らないというような御相談がありまして、一たん住民税をとにかく納めて、来年また差し引くからというようなお話では現実には合わないというふうに思うわけです。こういうような場合には、具体的にその方の状況をよく把握して、徴収猶予の手続きをとっていけるようにするとか、何らかの手續がきちんと紹介されるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

また、先ほどの国会等の御答弁の中では、今年度の住民税につきましては、来年の7月に1カ月申請する時期があるから、そのときに申請をして戻してもらいたいというお話がありましたので、これにつきましては、来年の納税通知書に同じように載せて、その情報をきちんと届けていくというようなことが可能ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

先ほども答弁しましたように、窓口の対応等で納税者通知が送られた、金額が多くて払えないというような御意見も多くございますし、そういうことで、近隣の市町をよく調査しました結果、やってみるところもありますもので、今後よく調査しまして、来年度より検討させていただきたいと思えますし。

それから、2点目でございますが、先ほど答弁しましたように、3つ目の制度にありますように、制度の年度間の所得に変動が生じた場合につきましては、適用を受けるために、来年の20年の7月中に申告する必要があると言いましたので、それにつきましても先ほど答弁しましたように、近隣の市町がそういうことを実施してみえますもので、そのところをよく調査しまして、できるように検討してまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 今の御答弁では、来年度からの検討というのはちょっと気になったわけですが、ことし困ってみえる人を来年度からということでやっていただいでは困るわけなんですけど、そこら辺どうでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 中田さんの意見もわかりますけど、私どもは年度途中で

ございますので、来年度からする予定にしております。よろしく申し上げます。

議長（村瀬伊織君） 中田さん、質問を変えてください。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 窓口で困った市民の方が来られたときには、きちんと実情をよくお聞きして、その方が困られないように本当に適切な助言をされて、その方の助けになるような行政であっていただきたいというふうに述べまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、市長に御答弁をお願いしておりますが、75歳以上の高齢者をほかの医療機関から切り離す、後期高齢者医療制度についてであります。

昨年、自民党、公明党の政権の医療改革法によりまして、75歳以上をほかの医療保険から切り離し、国民健康保険ですとか、共済組合の保険ですとか、そのほか社会保険から切り離し、高齢者に過酷な保険料取り立てと差別医療を押しつける後期高齢者医療制度が導入されました。岐阜県もすべての市町村による広域連合で、来年4月導入に向けた準備が行われております。

この制度は、扶養の必要な低所得の高齢者もすべて容赦なく、医療保険料が介護保険料に加えて新たに年金から天引きをされる。年金が1カ月1万5,000円未満の場合には介護保険と同じように普通徴収として直接請求がされるという、高齢者の生活をこれは大きく圧迫し、高齢者への粗悪な医療による差別医療が発生するなど、高齢者の生存権破壊をもたらす無慈悲な制度だということで強く批判をされております。

我が党は、抜本的なこの制度の見直しが必要だというふうに考えておりまして、来年4月からの制度導入の凍結を求めています。しかし、現実にはその準備が進められているわけでありまして、聞くところによりますと、ことしの11月ごろ、後期高齢者医療条例を、岐阜県の広域連合の条例を制定するということが予定されているというふうに聞いております。そこで、岐阜県の広域連合に関しまして、この山県市から広域連合の議会に議員として出ておられます市長に対して、次の点で質問をしたいというふうに思います。

1点目は、山県市の扶養されている75歳以上の高齢者への影響。これによって本当に全く今までと変わってしまうわけですがけれども、その影響をどのように見ておられるのでしょうか。

2点目は、岐阜県広域連合の保険料率試算の内容を御説明されたいというふうに思います。既によその自治体では、保険料率の試算などが行われて公表などもされているようでございます。

3点目は、低所得のための減免制度を広域連合の制度としてしっかりとつくるべきで

あるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、高齢者の保険料負担を抑えるために、県や市町村からの補助金を出すということが、これは即効性のある非常にいい方法であるわけですが、その検討はいかがでしょうか。

5点目は、広域連合の職員が必要なわけですが、参加自治体で負担を、今までの準備ではしてきておりますが、今後ずっと続く制度として、人件費を、同じ県内の話ですので、県民の話ですので、県のほうで負担をしてもらうということによって、高齢者の保険料を低く抑えることができるというようなことも言われております。岐阜県でもそうしていただければいいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

6点目は、保険証の取り上げ、これが今非常に大きな問題になっております。これまでは高齢者に保険税、国保税など滞納があつたにしても、資格証は高齢者には発行できないというふうな制度ですと来ていたわけですが、今度、この後期高齢者医療制度からは滞納によって容赦なく資格証を発行していくと、そういうことが位置づけられているということで非常に問題になっております。これはやはり中止をすべきだと、岐阜県の広域連合として独自の考え方で判断できる部分だというふうに思いますので、中止を求めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

7点目といたしまして、高齢者からの意見聴取や公聴会の開催、市町村議会、この山県市議会への報告をされるべきであるというふうに思うわけですが、その点ではいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

中田議員からも発言があつたように、現在、岐阜県の場合でも、広域連合議会、大体11月に計画、予定されております。その段階で、今現在では事務局でいろんな面で検討中の課題が多いわけですが、その議会で大筋決まってくるだろうということで、条例の制定もその時期に行われるということでございますので、答弁についても、まだ明確でない面がございますので、その辺はひとつよろしく申し上げます。

それでは、1点目につきましては、保険料は被保険者全員に納めていただくことになっておりますが、これは、増大する後期高齢者の医療費に対し、公平な負担を求めるためのものがございます。

なお、被用者保険の被扶養者だった方に対しては、激変緩和措置として2年間、保険料のうち均等割額の2分の1を減額し、所得割額は賦課されないようにする軽減措置が

とられる、これも予定でございます。

次に、2点目につきましては、保険料率の試算は、保険料に必要な額の算定に必要となる諸係数が9月中に厚生労働省から示される予定であるため、現在、詳細な金額等についてお示しすることができない状況でございますので、よろしく申し上げます。

3点目につきましては、後期高齢者医療制度の医療給付は、自己負担分を除いた公費が約5割、現役世代から支援金が約4割、被保険者からの保険料1割によって賄われる、そういったことでございます。現在、広域連合において条例の制定に向けて準備をいたしておるところでございます。

4点目につきましては、1点目でお答えしましたように、軽減措置がありますが、その軽減分の4分の3が県、4分の1が市町村が負担することとなっておりますので、現在のところ、それ以上の補助金を検討する考えはないだろうというふうなことを聞いております。

5点目につきましては、広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律により、市町村が構成団体となって設立した特別地方公共団体でございます。広域連合の職員については、地方自治体から地方自治法第252条の17による職員の派遣をしており、派遣してある職員の給与についても、同条第3項の規定により、広域連合が負担してまいるところでございます。

6点目につきましては、保険料はすべての方に応分の負担をしていただくことが原則でございますが、所得の低い方につきましては、その所得に応じて保険料の軽減があり、また、災害時や収入が著しく減少した場合等における減免の適用もあり、そういった面も今成案中でございます。

国民皆保険制度の趣旨からいえば、保険料の滞納者を一律に資格証明書発行対象者から除くということは他の加入者の理解が得られないと考えられますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

7点目につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合においては、各圏域からの被保険者の代表5名を含む10名の委員による岐阜県後期高齢者医療広域連合運営懇話会を設けまして、岐阜県の後期高齢者医療広域連合の運営に関しての御意見を伺うこととしておるところでございます。

このほかにも、岐阜県後期高齢者医療広域連合のホームページや市の広報紙での掲載、制度の周知用のリーフレットなどを配布いたし、市民の皆さん方に御理解をいただくように配慮するとともに、あわせて意見聴取も行っていると聞いております。

また、市議会への報告については、もちろん随時必要に応じて報告をしてまいる予定

でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 今まで扶養されていて、医療保険料、国保税など御自身は払っておられなかった方については、2年間の経過措置が検討されているというようなお話がありました。でも、2年間ですから、その後は取るという方向ですよね。だから、増大する高齢者の医療費について、日本の医療費がどんどん増えるからみんなで負担しなくちゃいけないということで、今回、特に高齢になって医療なしでは生活ができない、そういう年齢層の人をわざわざ切り離して、そしてその保険料で負担をさせていくというような状況を今つくられてきているわけですけれども、日本の医療費というのはそんなにどんどん増えているかということ、そんなに増えていないんですね。

これは厚生労働省の統計で、高齢者医療費の統計が出ているということなんですけれども、1999年をピークに2003年度までは横ばいずっと来ているということで、特にその2003年度につきましては前年比でマイナスの数値になっているということが出されておりますので、そこら辺の事実を誤解のないように私たちは認識しておく必要があるというふうに思います。

また、日本の医療費はそんなに高いかという話なんですけれど、これは全く違うんですね。日本は世界でも有数の長寿、高齢の幸せな国でありますけれども、その医療費というのは非常に低いんですね。これはOECDの30カ国で、GDP比で、国内総生産に占める日本の医療費のパーセンテージですけれども、8%だといいます。これは先進7カ国の中では最低ということで、OECD中の中でも22位ということで、日本の医療費というのは決して高くはないということです。こういったことを私たちは認識しなくちゃいけないというふうに思います。

日本は窓口負担が、主な先進国では医療費の窓口負担、子供から年寄りまで無料という国が欧州のほうではたくさんあるわけですけれども、日本の高齢者は2割近くを窓口で払わなくちゃいけないということで、非常に日本の高齢者は医療費についての負担をたくさんさせられているということでもあります。

それで、今回の後期高齢者医療制度によって、特に、今まで低所得だから扶養が必要だということで御家族のどなたかの扶養に入っておられた、そういう人もこれからは一人一人全部切り離されてしまって、一人一人の保険料として年金から天引きをされるのが主なわけですけれども、そういうふうな状況になるのですが、私は、この制度について周知徹底が必要だというような御答弁もありましたけれども、市民の皆さん、高齢者

の皆さん、実際どうなるんだということについてどれほどわかっていらっしゃるかなということ非常に心配に思うわけです。

それで、岐阜県としての広域連合ですから、独自の判断で、県民の、高齢者の医療を守らなくちゃならないという、そういった大事な使命があるというふうに思うんですね。そこに県民の、特に私は山県市の議会の議員ですので、山県市の高齢者の方の状況、生活の実態ですとか、そういった扶養が外されてしまうことについて一体高齢者の方はどういうふうに考えられるんだろうとか、高齢者の生活にどのようにそれが影響を及ぼしてくるんだとかというようなことについて、市長は議員として把握をしていただく必要があるのではないかとこのように思うわけです。そういったことで、まずそこら辺をお願いしたいなというふうに思います。

それから、この制度には本当にたくさん問題があるということで、数え切れないぐらいの問題があるんですね。最初に申しましたけれども、高齢者の生存権の破壊をもたらす無慈悲な制度だというふうに言われているんですね。ある厚生省の元官僚の方なんかは、うば捨て山だと言ってみえるんですね、この制度のことを。そのいうふうなひどい制度で、いっぱい問題があるということで、私自身も余り十分まだ勉強してないんですけれども。

ちょっと具体的なことで言いますと、健康診断が今度のこの法律では保険者の義務ではなくなったというんですね。これはすごい大変なことだというふうに思うんです。今まで基本健診ということで山県市でも健診を行って、そして健診を行うようにということで市民にアピールをして、早期発見、早期治療にということで働きかけをしてみえたというふうに思うわけですけれども、この健康診断が広域連合の義務ではなくなるというんですね。これでは困るわけで、やはり後期広域連合での健康診断をきちんと条例の中に盛り込んでいただく必要があるのではないかとこのように思いますけれども、その点ではいかがでしょうか。

以上、高齢者の生活実態の把握、この制度によってどんな影響を及ぼすのかということとそれから健康診断のこと、具体的に2点再質問いたします。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） 再質問にお答えします。

先ほども申しましたように、岐阜県の場合にも広域連合議会、11月に予定されておりますが、その時点までに広域連合の事務局で鋭意成案を得るための努力をしていただいておりますし、先ほど申しましたように、厚生労働省からもまだそういった係数的なものもおりておらんというような話も聞いておりますので、そういった面も含めましてこ

れから対応していくということでございますので、そういうことで御了解を得たいと思
いますし、確かに山県市の現状把握というのは十分する必要があると思しますので、そ
れは担当部局のほうでもそういった面についてはこれから細部についても検討し、具体
化に向けても対応していくようにというふうに考えております。

いずれにしましても、そういうことで、11月といいましてもすぐでございますので、
そういった形で、どんな形のものが示されるかということになってきますので、その辺
を見まして対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 山県市の市民憲章を議会のたびに御一緒に唱和をしております
けれども、「思いやりの心を持ち、温かいまちをつくります。」という項目が4番目に
ありますが、きょうもここで私はひっかかって、きょうのこの質問とあわせて思ったと
ころです。この市民憲章の一項を実現するというのも、今回のこの課題についての具
体化ができるのではないかとこのように思います。

次の質問に移ります。

3番目の質問は、市民環境部長に御答弁をお願いします。

これは、一般廃棄物の焼却施設の建設にかかわっての溶融炉、灰溶融炉が計画をされ
ているということなんですけれども、その灰溶融炉の建設の見直しを求める質問でござ
います。

山県市の一般廃棄物処理施設改築、これは執行部のほうの話ですと、総額43億円を予
定しているということですが、灰溶融炉が計画をされております。溶融炉は、莫
大な建設費に加えて、爆発事故や多大な運転経費、ごみ減量との矛盾など、多くの不安
要素があることが指摘をされております。

全国につくられた自治体の溶融炉の中で、特に多大な運転経費が問題だということで、
現に、つくったけれども休止をしたり停止をしたりしているという溶融炉が これは
灰溶融炉です、みんな 7カ所あるということ、また、今後休止をする予定のところ
もあるというふうな情報を得ております。

今計画中の山県市として、こうした事例の研究が本当に必要ではないかというふうに
考えるわけです。溶融炉の建設は、十分な検討期間を持って、安心できる条件が確認さ
れるまで建設を見直すべきだというふうに考えます。

そこで、次の質問に答えていただきたいと思ます。

1点目は、新焼却施設整備事業費に占める灰溶融炉の建設経費の割合はどれだけか。

2点目、溶融炉は平成15年度に国庫補助要件の義務づけが外されたのではないかとというふうな情報を得ております。方針転換の根本には、循環型社会基本法の本質に反するとの指摘に答えられなくなったということがあります。そういったことでも、まだまだ時間をかけて検討しなければならないことではないでしょうか。

3点目、溶融炉を休止、停止するというところが先ほど述べましたように全国に7カ所あるというふうに聞いております。理由は、運転すればするほど膨大な経費を必要とするために、行政の財政を圧迫しているためだということであります。

60億円で一般廃棄物の処理施設を整備、これは平成15年度に稼働したということですが、そのある自治体の場合には、溶融炉の稼働日数を平成15年度には81日、平成16年度には27日、平成17年度には10日ということで、年々減少させ、そして、その後休止をしたという経緯が報じられております。焼却炉はといえば、年間252日運転をしているということであり、焼却残渣の減量につきましても、計画を大きく下回っているということも聞きます。

ことしの全国都市清掃会議で、こうしたことから溶融炉の自主運転が建議をされるという、議論されるという、そういう状況になっているということも把握をいたしました。これは大変不安な要素が大きいというふうに思うわけです。

4点目、あわせ産廃を山県市の施設の場合には計画しているということですが、これも見直すべきではというふうに思います。各務原市では、やはりあわせ産廃を導入してきたわけですが、その産廃の搬入は4年間で半分に減っているという情報を得ております。この状況をどのように見られるでしょうか。

5点目、山県市の現在の一般廃棄物、焼却ごみの問題につきましては、その減量というところで、非常に力をあらかわすような減量というのは見えてきておりません。ごみそのものの減量計画をどのように考えているのかということでお尋ねをしたいと思います。

以上、1回目の質問とします。

議長（村瀬伊織君） 市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目の、溶融炉建設経費の場合は全体の10%程度になると思われ、

2点目の、灰溶融炉の国庫補助の義務づけについて、平成9年度に焼却灰のリサイクル、減量化を図るためという理由づけで灰溶融炉設備の設置を義務要件としていましたが、平成11年には要件が緩和され、平成17年には交付金の要件から完全に離されていますので、平成15年ではございません。

そこで、灰溶融炉の設置要件が外された背景は、先ほども述べましたように、平成9

年度の灰溶融炉の設置理由から推測すると、平成17年度ではダイオキシン類の排出削減のための技術開発の取り組みでも実証されたように、灰溶融炉の処理、処分方法について民間業者の廃棄物処理施設の技術開発が日進月歩で進み、灰の処理、処分方法を取り巻く環境が大きく変化しました。

また、ごみ処理の向上等により、最終処分場への埋立量の減少等が生じたことなどの情勢の変化により、国があえて義務化しなくても市町村等の裁量で十分対応できると判断した結果であると思います。したがって、議員が主張されるような事実を国が言っているわけでもなく、また、そのような書類もございませんので、これに関することについては事実誤認ではないかと思っております。

一方、この質問の中では、山県市の灰溶融炉設置計画について、時間をかけて検討しなければと言われていますが、ごみ処理施設の機種については、議員も御承知のように、山県市ごみ処理施設機種選定委員会において十分に審議、検討されたものであります。

さて、現在の最終処分場の埋立計画では、平成23年3月までの期限となっておりますが、ごみの減量化が進められたことから、今後も焼却灰の溶融を行うことなく現在のままで続けると、今から約10年後の平成29年ごろまで埋め立てが行えるものと思っております。さらに、今後、新施設において焼却灰の溶融を行い、スラグのリサイクルを行えば、最終処分場がさらに9年程度延命化が図れ、現在の最終処分場は平成39年ごろまで使用できるものと思われま

す。最終処分場は、後世に負の遺産として永久的に残る施設であるため、幾つもつくることはできる限り避けなければなりません。よって、現在の最終処分場を1年でも延命化することが重要であると思っていることから、最終処分場を含めた山県市の将来の総合的なごみ処理システムの構築を目的とし、焼却灰の溶融化を決定したものでございます。

以上のように、最終処分場の埋立量など溶融設備の設置理由等を申し上げましたように、山県市にとっては溶融炉は必要であり、事業計画の見直しの検討は考えておりません。

3点目の、灰溶融炉の休止、停止については、灰の溶融方法には幾つもの方法があり、山県市が各業者から提案を受けている灰溶融炉の方法は比較的安全で、効率的に、安定的に必要な応じた自由度の高い柔軟性を持って運転を行える方式を採用する計画となっております。この方式の溶融炉は現在までに全国で20カ所以上の建設実績があり、現在も休止することなく運転は行われています。

全国都市清掃会議での溶融炉の取り組みについての詳細な内容については把握しておりませんが、平成19年度の環境省への要望の中に、焼却灰の広域処理と溶融スラグの有

効利用促進についてという要望はされていますが、溶融炉についての要望事項はありません。

また、溶融炉の不安要素が大きいのではということですが、先ほども述べましたとおり、安全で効率的に、安定的に必要なに応じた自由度の高い柔軟性を持って運転を行える方式でございますので、不安要素があるとは思っておりません。

4点目の、市町村が所有する一般廃棄物処理施設であわせ産廃の処理は、国が定めている一定の要件を満たせば市町村の条例の規定による産業廃棄物の処理は可能であります。したがって、各務原市では産業廃棄物の処理を市条例の制定により、市の事情を勘案して行っているものと思います。その搬入量が半減しているかどうかについてでございますが、私ども各務原市の政策について意見を述べることはできませんので、御理解を賜りたいと思います。

さて、山口市の場合には、比較的小・零細企業が多いこと、一部の事業者からの受け入れ要望があること等を考えると、地場産業の育成、また廃棄物の適正処理の推進を図るため産業廃棄物の処理も必要であり、あわせ産業廃棄物処理も検討しなければならないと考えております。

5点目の、焼却処理ごみの減量が見えてこないとの御指摘でございますが、データを見ますと、平成7年度から平成14年度にかけては右肩上がりで燃えるごみの搬入量が伸びていましたが、平成16年度は5,631トン、平成17年度は5,707トン、平成18年度は5,688トンと、どちらかといえば横ばいの状況となっております。

さて、ごみ減量の計画をどう考えているとのことですが、議員も御承知のように、循環型社会形成推進法では、廃棄物の発生抑制と資源の有効利用のため、国、地方公共団体、事業者及び国民が製品等を廃棄物として処理する場合には、1、発生抑制、2、再利用、3、再生利用、4、熱回収、5、適正処分の優先順位に従うことを定めております。

本市といたしましても、こうしたことを踏まえ、一般廃棄物処理基本計画、排出抑制及び資源化計画の中で、住民、事業者、行政それぞれがとるべき方策を示しています。行政のとるべき方策といたしましては、資源のごみの分別回収、生ごみのコンポスト化、焼却残渣の溶融スラグのれんが等への再利用などを掲げております。住民の方策としましては、買い物等における買い物袋の持参、資源回収の利用などを掲げています。

このように、ごみ減量化は行政のみでは限界があるものでありますので、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、一般廃棄物の処理、

ごみの減量化を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 国のほうの方針転換、今まではどうしても灰溶融炉をつけなくてはいけないというその方針転換を、いつのことを言っているかといいますと、2004年2月9日の一般廃棄物行政主管課長会議での国のほうの発言によるものです。

最終処分場の延命ということは今までもずっと言われてきたわけですがけれども、その方法というのは、本当にどういう方法がいいのかという問題なんですね。山県市の最終処分場の場合には、現状のままでいっても10年は何とかもつというような御答弁でもありました。じゃ、現状のままではなくて、うんと燃やすごみを減らすという方法をとれば延命というものはもっとできまして、ましてや財政の山県市への大変な負荷を防ぐことができるということにつながるわけです。

ランニングコストは、ある自治体では、灰溶融炉を動かすだけで1年間に1億7,000万円だというふうな話でございます。だから、ここではそれに耐えかねて休止を決めたということで、ここでは毎年このランニングコストを1億円以上、経常経費の削減を実現しておられるということで、私はそういうようなことから学ぶべきだというふうに思います。

あと、山県市の予定しているランニングコストについてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います、灰溶融炉についての。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

御質問の灰溶融炉のみのランニングコストにつきましては、新しいクリーンセンターにつきましては、焼却施設、溶融施設、それからマテリアルリサイクルの施設を一体稼働しますもので、灰溶融炉のみの経費については算出しておりませんので、御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（村瀬伊織君） 以上で中田静枝君の一般質問は終わりました。

通告順位7番 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず最初に、国体誘致の関係、それと土地の取得だとか財政問題など、副市長にお尋ねします。

私はこの6月議会の一般質問で、市内の大桑地区の椿野の広大な土地の今後についてということで質問しました。

この土地は、1999年、平成11年に土地開発公社が7億6,471万2,000円という自治体の債務負担、これを前提に取得した5万8,619平方メートル、これに関して8年余りの金利が6,572万8,498円もついたということ。18年度末の用地原価というのは9億865万7,211円ですね。そういった答弁もあったと思います。これはいずれ市が買い取る、買い戻すという必要があって、そこで市はこの土地を利用する方法として、5年後の国体の馬術競技を誘致したいという趣旨かというふうにお聞きしました。

その後、6月を過ぎて、私に市民の方から指摘がありました。それは、これら土地開発公社が取得した土地というのは、代金の支払い8年を経過して、いまだに仮登記という状態だと、仮にその当初の名義人の方が亡くなるとかそういった問題になったら非常に面倒なことになるという話もありました。

そこで、私も登記簿も調べてみました、法務局の登記簿ですけど。確かに、そのとおり仮登記なんですね、いまだに、8年たって。一般に公共用地の取得などの場合に、支払いは契約のときに7割、所有権の移転登記のときに3割と、これが常識だというふうに聞いてきたわけですけども、登記が完了していないのに満額支払うという異例なこと、それから8年も仮登記のままという状態、しかも6万平方メートルという非常に広大な面積、筆数が多い、いずれも極めて異例だというふうに思います。

そこで質問しますけど、まず1つ目、このような状態でずっと来たというその理由、そうしなければならなかった理由というのは一体何なのかということ。

それから、公払法などの関係で税の控除が適用されたというふうに思いますけど、その筆数とかその額、総額はどのようでしょうか。

それから3番目、税金ですね。税務署の関係、そこの関係でのメリットやデメリット、税法上の問題点というのは一体何でしょうか。時効の関係、そのことも含めて問います。

それから、国体の関係ですけど、過去の国体の近い例から推測しますと、前年のリハーサルの大会、それから本番の大会の関係の総事業費というのは、馬術の場合、7億9,000万程度というふうなイメージが出てきます。このうち、場所を提供する等山県市としての負担額はおよそ1億8,000万円ぐらいであろうと見ます。他方、もう一つ予定されていた市の体育館のバレーボール、これについては会場を修理するというようなことも含めて、およそ4,800万円程度ではないかというふうに見られます。違いが非常に大きいわけですね。

こういった中で、地元から国体を、馬術競技を誘致するなら道路の整備をというものが来たというふうに伝え聞きます。大桜グラウンドという近くから奥の整備が必要だと

ということですが、およそ2.6キロ予定地までありますね。道路整備という工事は、1メートル当たりおよそ10万円から30万円ぐらいというのが市の一般だと思います。仮に20万円というふうにしますと、道路の工事費だけでも5億円以上かかるというふうにはぱっと頭の中で計算できます。道路用地は現況では、大桜グラウンド近くが幅7メートルほど、それから会場の近くだと数メートルですね。これを、片側歩道つき、最低限必要でしょうけど、そういうふうにする要望だとすれば、幅10メートル強は必要だと思います。そうすると、用地費というのを幾らと見るかですが、少なくとも何億円という単位の額がさらに必要であるというふうに思われます。

そこで、具体的にですけど、補助金頼みの行政とよく言われますけど、それは今回置くとしても、一般に道路の場合の補助金について、将来も継続的にその道路をたくさん利用するというふうに判断されれば認められると、相当たくさん利用がないと認められないというふうに理解していますが、いかがでしょう。じゃ、今回の場合にそれが成立する状況であるのかということをお尋ねします。

それから5つ目ですけど、道路関係の起債という観点でいいですが、国体という一過性の事業が原因であるというふうにすると、その関連の恒久的な道路の財源というふうでは見られないのではないかと考えますが、行政としては起債が認められるというふうに考えるのでしょうか。

それから6つ目、市の財政が大変厳しいということはだれもが知っていますけれども、市の土地買い戻しの費用、10億近くですか、それと国体の事業費を想定して加算していきますと、ここに仮に先ほどの要望の道路事業を実行した場合に、この道路事業というのが市の財政に与える影響をどのように考えますか。

7つ目、もとに戻って、これでは、馬術の競技ということ、国体ということも、何もしないで単に土地開発公社から土地を買い戻すというだけが市の財政負担を一番軽くする方法だというふうにする意見が既に伝わってきています。そういった市民の声に行政としてはどのように答えるのでしょうか。

最後ですけど、馬術の跡地利用ということがありますが、市の公園という話も伝え聞く状況ですけど、市としてはどういった跡地利用の可能性があると考えているのか、いかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えします。

寺町議員に御指摘があったということでございますので、まず1点目のことにつきましては、その経緯をお話ししつつお答えしたいと思います。

そもそも本市の土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設置された法人でございます。同法においては、土地開発公社は、「農林漁業との健全な調和に配慮しつつ公有地となるべき土地を確保し、これを適切に管理し、地方公共団体の土地需要に対処しうるよう努めなければならない。」とされております。

こうした中で、当時の高富町が、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とし、まるごと福祉健康村構想の用地として取得すべく、高富町土地開発公社と先行取得契約を交わして用地取得したものでございます。構想、計画はあるものの、具体的な事業予算を決定する前でございますので、いわゆる公拡法に基づき用地を先行したものでございます。また、当該地は農地でございますので、具体的に事業を意思決定するまでは農地法の申請をすることが好ましくないことはもちろん、土地開発公社は農地を保有することができないことから本登記することができず、仮登記となっているものでございます。何ら問題はないと思っております。

なお、なぜ市が早期に買い戻すことなく土地開発公社が今なお保有しているかということでございますが、一般財源で買い戻すのであれば、もっと以前に買い戻すこともできたわけでございますが、市といたしましては、具体的な事業を意思決定した後に、当該事業における最善の財政制度を活用しようと考えているからでございます。すなわち、土地が公社所有のままであれば、その買い戻しに必要な経費も当該事業費の一部となり、当該事業における最善の財政制度を活用し得るのに対し、事業の決定の前に買い戻しておきますと、既にその土地が市の所有となっているため、当該事業の対象から外れてしまうということになるからでございます。

次に、2点目についてお答えしますが、筆数は70筆で、金額は8億2,630万5,961円でございます。

3点目の御質問の内容がよく理解できませんけれども、税法上の問題は何らございません。

4点目、5点目と6点目の御質問につきましては、関連性がございますので一括してお答えさせていただきます。

道路整備は地域の活性化に欠かせない大切な先行投資であると考えていますが、道路整備は一定の財政負担も伴うこととなりますので、今後、事業計画を進めていく中で、関係機関ともよく協議しまして、市として最善の財源確保を図るべく今後十分検討してまいりたいと考えております。

7点目につきましては、未利用となっているこの一団の土地につきまして、具体的な事業が決定されていない現在、国体の開催場所とすることについて、県などから打診が

あったわけでございます。そもそも、国体の開催場所はどこでもよいというわけではございません。そうした点、横山議員の御質問にもお答えしましたとおり、国体の馬術競技が本市で開催されることは大変ありがたいことでございます。国体の開催地として、社会資本整備、マスコミ報道などによるPR効果、経済効果などとともに、本市のスポーツ振興、市民の健康、体力の増進、小中学生への教育的効果などが期待されまして、市といたしましては、これをきっかけとして当該地域の振興、ひいては山梨市の発展に資しようとするものでございます。この未利用地を国体の開催場所として活用していくことは、最善の方法であると考えております。先ほど申し上げましたように、何も事業を行わないで市が公社の用地を取得するのは、大変な有利な財源の確保を放棄することになると考えられます。

8点目につきましては、今般の国体の馬術競技をきっかけとして、市民と協働で市民の皆さんが望まれます公園づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 再度お尋ねします。

4、5、6一括ですけど、抽象的といえば抽象的、そこでさらに確認します。

まず1つ目、道路をどうするのかということ。国体のことは幾つも答えられたね。必要だとか用地、そこはいいでしょう。じゃ、その国体といった後に出てきた道路の改修規模、こちらのほうがずっと費用が多いということは申し上げたとおりですので、それについてどうなのかというところは明確に答えていただきたい。一種の答弁漏れですね。

それから、副市長にお聞きしているというのは、高富町のころからこの土地の経過を一番よく知っているということでお聞きしていますが、今、質問の冒頭に述べましたけど、6月議会の答弁のときに、答弁書を見ると、平成6年取得と答えられていますね。私は11年ですという前提で質問したけれども、答弁は6年でした。

そのあたりをちょっと聞きたいということで、まず1つ、先ほどの道路ですが、その道路の関連のことをまず先に聞いておきますよ。道路の必要性ということについて答えなかったんですけど、そもそも行政が国体を誘致するときには、当然ここは道路整備しなきゃいけない場所。それでも、もちろん若干はどこでも必要ですが、そうじゃなくて、5億、10億かかるかもしれないような整備が必要か必要でないかは判断されて、国体という意思の方向を決められたはずですよ。

お聞きしますが、地元から要望が出る前に、山梨市としては国体を誘致しよう、じゃ、道路も必要だと思ったのか。いや、道路については特別感じなかった、考えなかったの

か。そこはどうか明らかにしていただきたい。

それから、3つ目になります。今ちょっと触れましたけれども、土地開発公社の決算書というのがずっと公表されていますが、これの17年、18年を見ますと、ここの椿野の土地については平成6年取得と書いてある。そうじゃないですよ。平成11年取得ですよ。公の公社の決算書に17年も18年も、まるごと福祉健康村構想用地という名目で、取得が平成6年と書いてあります。それに準じて答えておられるのかもしれないけど、すべて知る副市長から見たら、それはすぐおかしいと気がつくはずですよ。

なぜ公社の決算書に、まるごと福祉健康村構想 だれもできないことはわかっていますよ、10年前に それがいまだに生きていて、その用地として残っています。取得は平成6年ですってね。5年以前にさかのぼって取得になっている。これは一体なぜかということと、私から見れば、税務署をカムフラージュするんじゃないかと、そういう指摘もありましたので、そういう観点から考えてみますが、なぜこんな状態でいまだに記録されているのか。公にされているのか。インターネットに出ていますよ。そこを答えていただきたいということですね。

それから4つ目ですけども、先ほどの登記簿ですね、条件つきということで登記簿に書かれています。その条件は何かといたら、登記簿に出ているのは、農地法5条の許可という、先ほどの答弁でもそうです、農地の関係なんですよ。農地のままで役所が持てないし、公社が持てないし、事業といって明確じゃないと、まるごと福祉はもうできないと、そのあとの環境村ももうだめだという状況だったですよ。それで、税務署の公拡法のことでしたけれども、事業としての届けを出して、だからこの部分については特別に控除してくださいという届けを出したわけですよ。そのときがまるごと福祉であつたらうと私は想像しますが、名目は福祉でいいんでしょうか。

じゃ、決算の書類上はいまだになっているけれども、実際にはできないわけでしょう。そうすると、税務署に控除してくださいと言った事業ができていないということは、税務署に対して虚偽の報告をしたとなるわけですよ。いろんな書類、見解とか見ましたけれども、予定が変わったら事前協議に戻ってやり直しなさいと、それが税の控除の手続というふうに書いてあります。それを見る限りは、福祉村が確かに進んでいけばいいけれどもそうじゃないわけだから、税務署から見れば、それはもとに戻ってやり直しなさい、つまり、その事業はできなかったでしょうというふうになる。それが質問の2番目、3番目、税務署的なということだったんですけど、はっきり答えられなかったから再度聞きます。

税法上、控除を受けたのは、事業をやっていけばいいですよ。仮に事情があつて違う

事業に置きかわった、それはたまにありますからいいです。ところが、何の事業もない状態で既に7年、8年経っているわけですね。これって税控除がもとに戻って白紙になるんじゃないかと、普通に考えればそう思うのですが、その点いかがでしょうか。一種の脱法状態、違法状態で来ていると私は見ます。それが先ほどの、いまだにまるごと福祉健康村という書類は表に出して、いかにも問題ないですよと見せるのではないかととるしかないんですね。その点、いかがでしょう。

それから、最後のところですけども、今の事前協議からやり直すべきという原則があるわけですから、やり直していないという以上、税控除はもとに戻ってキャンセルされるのではないかとこの部分ですね、その点についてお答えください。

議長（村瀬伊織君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えします。

まず1点目の、道路をはっきりどうするのかという御質問でございますが、私ども、やはり地域の発展のために先行投資すべきということでもございますし、横山議員にもお答えしましたけれども、国体終了後の公園整備につきましても、その進入路として大変重要な道路になるかと思っております、気持ち的にはそうした改良をしていきたいと、進めたいというふうに思っておりますが、議員の御質問にございましたように、財政の問題がございまして、特別何も補助金制度が適用されないということになれば、これは十分検討しなければならぬ状況でございますので、そのことを明確にしようとするべく、今後、上位団体等と協議、検討していくというふうに答えつつもでございます。

2点目でございますが、平成6年の取得としてあるということでございますが、実はこの畑組合にお話をしまして、取得したのは平成11年でございますが、平成6年に取得した土地が2、3筆ございまして、それもまるごと福祉健康村構想という用地として取得したものでございます。それは、特養施設を建設するときに同時に取得された土地でございまして、平成6年度が一番最初でございますので、よろしく願い申し上げます。

それから、3番目でございますが、条件が農地法5条をとった場合、本登記ができるよということでございます。そういうことで、仮登記はともかく、先ほど答弁申し上げましたとおり、事業がきちっと明確化、いわゆる事業予算をきちっと組んでいる状態であれば、いわゆる収用法の適用の事業認定を申請するべく事業でございますが、公拡法というのは、構想、計画があって、市がそういう計画を持っているというときに、地権者から私の土地を、こういう計画を市は持っているんだから、どうぞ買ってくださいよという申し出方式でございます。これにつきましては、税務署に目的がこういう計画が

あるから1,500万の控除をしてくださいということで市から税務署へ申請するわけでございます。それでもって税務署のほうへ協議をしまして、協議を完了し次第、地権者の皆様にそのことをお話しして、支払いした翌年度に税申告をしていただいて、1,500万円以上超えた部分については税の納付をしていただいております。

したがいまして、今後本登記をするときに、事業が変わるからまたその申請をし直さなければならないというような議員の御質問でございますが、その必要はございませんので、よろしく申し上げます。その点については税務署のほうときちっと協議してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

あと、相続というような話も出ましたけれども、地権者の方とそれについても十分念書をいただいておりますし、5条を完了した場合も、所有権移転登記承諾書も印鑑証明もいただいておりますので、何ら御心配をしていただくことはないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、改めて副市長にお聞きしますけど、まず、本登記のときに再申請が必要ではないかという意味ではなくて、当時、まるごとができなくなった段階で事前協議に戻るべきではなかったのかと。今の答弁は公拡法だからいいんだということでしたけど、仮に公拡法だからとしても、あの時点で、もう事業は無理だったんだとわかった段階で申請がもとに戻るべきではなかったかということをお聞きしたい。

それからもう一点、今、相続のことでしたけど、一般に仮登記のまま相続が起きると、新たな相続人の人、関係者、みんな印鑑をとったりしていかなきゃいけない。その費用は当然その人たちが出すわけじゃない。こちらが出すしかないというふうに普通は見られるわけですが、その点は今の答弁で、一切、もうすべて法律上、相続の問題も何ら市に経費負担なしにできるということなのか。私は普通の考えでいくと、相続が発生した場合は市が新たな相続人を全部調べて、印鑑等手続の処理、いろんなものをつくらなければならない、それは自主的にこちらの負担になると考えるんですが、それもクリアできているという意味でしょうか。

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時39分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再々質問にお答えします。

現在も未利用地でございますので、先ほども申し上げましたとおり、今後、市民の方と協働でいい公園をつくっていくというふうに答えましたとおり、公園の中にはまるごと福祉健康村も取り入れた公園になるのではないかというふうに思っておりますので、今のところ、まるごと福祉健康村構想を廃止したという考え方はございませんので、よろしく願いいたします。

2点目でございますが、当時、議員の言われるとおり、いろいろ心配しました。仮登記の現状ですので、そういう問題も発生するんじゃないかというふうに考えたわけですが、当時、土地売買の契約に関する念書というものがございまして、先ほど申し上げました本登記の登記承諾書、印鑑証明、そのほかにこういう念書をいただいております、その中をちょっと朗読させていただきますと、本件の土地の将来における所有権移転登記申請に備え、所有権移転登記承諾書に記名捺印し、印鑑証明とともにあらかじめ貴公社に差し入れるということでございます。そして、さらにいろんな別の要件が発生して所有権移転登記に印鑑証明などがまだまだ必要になれば、その都度印鑑証明も発行しますよということを念書していただいております。

あと、御心配の抵当権、賃借権、地上権、仮登記等につきましては、公社の権利を阻害することなく一切の登記をしないということですね。まだそのほかに、差し押さえ等もあるわけですが、これについても地権者の方が責任を持って解決し、公社への迷惑はかけないということでございます。

所有権は、相続による場合のほか、ほかの第三者への一切……。

14番（寺町知正君） 質問したかったのは、一切市に費用がかかるのか、市に一切費用がかからないのかということを知りたいんです。

副市長（嶋井 勉君） 費用は、これから申し上げようと思ったんですけど、相続が発生した場合には、相続人から直ちに貴公社へ通知を申し上げ、貴公社の指示に従うこととしますということでございますので、公社のほうから、相続はよろしく願いしますよということにしてありますし、私も現在調べてみましたが、2筆ほどの相続がされておりまして、相続人はそれを承知で自分のお金で相続されておりまして、そういう確認もしております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君、質問を変えてください。

14番（寺町知正君） はい。いまだにまるごと福祉が生きているなんてだれも思っていなかった。初めて聞きましたね。

時間の関係で次に行きますけれども、次の通告は基盤整備部長にお聞きしますけど、よく社会問題になる政治家の口ききということですね。いわゆる要望もその一つですが、そういったことと、その政治家とか有権者とか行政のその関係についてお聞きします。

いろいろな立場を利用した行政の働きかけというところが問題になってきています。国会議員とか県議員、市町村議員など政治家からの働きかけ、これを口ききというふうにはいいですし、財界とか住民団体の有力者だとか個人的な影響力や声の大きい人、時には請負業者などから、それを不当な要求ともいいます。政治家の本人とか親族の関連業者が公共団体の仕事をしてはいかんというルールがあるんですが、これは兼業禁止とも言われています。こういったようなことがあります。これら行政の仕事の公平性、透明性、継続性、さまざまな面でいろいろな不当に思える圧力が加わって行政の本来の仕事が阻害されるということがあります。旧高富町では、トップの親族が経営していた警備会社が、地位を利用した暗黙の圧力が業界に向けられたと当時報道されていました。

バブルや財政が豊かだった時代というのは、行政が大きくなるのがよいというふうに使われていましたけれども、自治会長とか有力者、議員は役所の予算をとってこることで評価されるという、そういった面もそのころありましたし、それが存在意義だというふうに言う人たちもいたんですね。しかし、今、全国どこでも財政はとてつもないというところで、行政はスリムにということが合い言葉になっています。議員も金をとってこるのではなくて、本来の議員の仕事をしてほしいということが期待されている時代になりました。

8月に名古屋で開かれた勉強会の場で、ある大学の先生は、これまでは住民の受益、利益を追求することが行政の柱だったと、これが立ち行かなくなった。いろんな首長は行政のあり方を変えることで現状を突破しようとしている。ところが、議員というのは選挙に勝ち抜くために受益を前面に出す。それを望む有権者もいるという日本の移り変わりの時期の様子を解説していました。

そこで、山県市の状況について問いますけれども、まず1つ目、市では俗に土木工事の要望ということ、建設課が窓口になって取り扱いの方法を原則化し、手続やルールも文書化しています。取りまとめ要領というものがあります。年1回、自治会を通じて要望を提出し、それを現地調査などして、どれを採択するかは行政が決めています。結果はもちろん知らせる。採択されなかったら、年度を越せば新たなものとして希望を出すということになっています。こういった原則の理解でよろしいのでしょうか。

2つ目ですけれども、年度の途中でこの手続を外れた要望、もちろん緊急とか小さい修繕はともかくですけど、そういった受け付けはなくて、その要望の発信というのは有力者であっても、議員であっても同じ扱いであるというふうに説明を受けていますが、そういうふうでよろしいですか。

3つ目、要望を取りまとめたからの事業採択の前の段階、いわば行政の意思形成の段階で、特定の要望に関して有力者とか議員のプッシュがあるということは現場では想定内だろうというふうに思いますけれども、市の行政はそういったプッシュがあった場合、どう扱っているのでしょうか。

4つ目ですけど、行政側が真に必要な性を認識して事業を決めて執行しているというふうにするなら、市全体の視点で見渡して、事業の偏りとか改善のおくれということの見逃し、こういったことがないのか、それが最も重要なポイントになると考えます。現状を見て、市としてはどのように答えるのでしょうか。

5番目ですけど、不透明な口ききの防止策があちこちの自治体で今制度化されてきています。議員などの要望や働きかけ、口ききについての記録をとり、公開するという対応を定めている自治体というのは、全都道府県、政令市の40%になるというふうにも報道されています。そこで、口きき、暗黙の圧力、不当な要望の記録簿をつくり、かつ公表すべきという考えはその後さらに広がって、条例とか規則とか要綱など、制度化が進められています。この山口市でも、これらの記録簿をつくり公表すべきではないでしょうか。いかがでしょう。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 1点目の、土木工事要望については、議員の御発言のとおり、土木工事要望箇所取りまとめ要領に基づきまして行っております。

2点目の、要望の受け付け時期につきましては、自治会長が取りまとめたものに関限り、随時受け付けをさせていただいておりますが、個人的な要望は却下をしております。また、予算に反映できる時期でないものにつきましては、次年度も要望をしていただくようお願いをいたしております。

3点目の、特定の要望に関して有力者や議員のプッシュの扱いにつきましては、5点目で答弁をさせていただきます。

4点目の、市全体での事業、バランスにつきましては、境界や用地等の問題で事業の実施ができないなど、現実にバランスがとれていない部分もあります。なお、改善のおくれの見逃しはないと思っております。

5点目に関しましては、市民の代表である議員が地域のことについて要望されること

は、政治活動の一端であります。また、職員が地域の実情に精通しておみえの議員さんへその実情をお尋ねすることも、時には重要なこととなります。しかし、そこに不当な圧力による口ききがあってはなりません。

そこで、本市につきましては、私の認識の限りではそういったケースは聞き及んでおりません。もし仮にそういった働きがあったとしても、事業決定の判断は働きかけをした方を見て判断するのではなく、事業本来の必要性を考慮して決定すべきものだと考えております。

都道府県や政令市などの規模ともなりますと、組織全体を網羅的に管理するのは困難であり、不当な働きかけによって実施された事業を見きわめることが困難であるため、記録簿などによる制度を導入されたものと考えられます。

一方、本市くらいの規模となりますと、不当な働きかけによって事業着手すれば、職員であれば無論のこと、議員各位を初め一般市民の方におかれましても、容易に見きわめられることになってまいります。

こうしたことから、本市における制度化の必要性は現時点では低いと考えております。本市といたしましては、今後、他の自治体の動向などを見守っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、市長にお尋ねします。

今のような答弁でしたけれども、まず1つ目ですけれども、旧高富町では町長が、入札の指名委員会で業者がそれぞれ決まった、その後に特定の業者を入れかえるようにということを委員長に言ってということが問題になり、刑事事件になったわけですね。よく御承知だと思います。そういう一種のやっぱりこれも口ききというべきなんですよ。

平野市長に関してお尋ねしますけれども、ずっと町長から市長職についておられて、実際に市長として事業化、予算化したことは当然それはそれでいいとして、今回、特例として、これをやってはどうかというようなことを話したことはありますか。あれば、具体的に何か示していただきたい。

それから2つ目ですけど、今の答弁、自治会というようなことも1つありましたけれども、自治会を通せば、自治会長を通せばということが、それはそれでいいんだけど、1つ間違えると隠れみのになって、いろんな圧力が、表向き自治会だから、自治会長だからということになってしまう懸念も当然あるわけですね。

そんなことから考えて、先ほどの答弁にもあった、市内全体を見回して、行政が見て、

ここはおくれている、ここはどうしてもやるべきだという観点が不可欠なわけですがけれども、その点、部長はそういう答弁でしたけれども、市長から見て、今の山県市全体を見て、これは均等に全体が、それぞれ事業が行われていると自信を持って言えるのか。やはりまだ懸念があると言うのか。その点、2つ目の質問ですが、いかがでしょうか。

それから3つ目、市長にお聞きしますけれども、口ききということ、今もう一種の流行語になっていますけれども、それは政治家が気をつけなければならないという意味でもありますけれども、私、3月議会でここで一般質問しました。それは、4月の市長選挙の前に市長の推薦ということ、市の補助金、あるいは委託が行っている商工会とかいろんなところがつけているけれども、それは問題ないのかという話をしたわけですが、その後、例えば4月以降、私のところに市民の方からあった。例えば、過去に自治会長を務めていて、公民館をつくり直す、市から多額の補助金が出るんですね、申請すれば。そういった立派な大きな公民館ができて、その公民館を選挙事務所に使って、使用料とか光熱費もわずか10万円ほどで選挙をやっていく。それで、確かに法律上はともかく、おかしいんじゃないですかと言う市民がいる。私もちょっとおかしいと思うんです。確かに、補助金の要綱にのっとって公民館を補助する、これは決まっているからいいんですけど、それが、自治会長が済んで後年、選挙があって、その立派な公民館を選挙事務所にして使う。これって道義的、政治的におかしいんじゃないかと私もそう思います。市長はいかがでしょう。

それから、ある選挙で、市議選で、選挙の最終日、時々桃太郎行進というのを大勢でやる人がいますけれども、そういうときに、その動員する、人を集めてくるのに、何々高校野球部と書いた公立高校のバスを使って人を運んでいる。これっておかしいんじゃないですかと、そうですね。市長はどう思いますか。

あるいは、市の補助金団体、その会長とか役員を議員が務めている、おかしいんじゃないですかと言われて、そうですね、私はそう思うんです。市長はどうでしょう。市の補助金をもらって立派にいろんな活動をしている団体の代表や役員を議員が務めていていいんでしょうかね。

こういう話を聞いて、一種の口ききと紙一重の状況にあると思うんですよ。その辺、市長はどうお考えかお聞きしたい。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

御質問の数が非常にあったので、落とす面があるかもしれませんが、御了承願いたいと思います。

まず、口ききという言葉でございますけど、その言葉は私は存じておりますが、山口市としましても、一切そういうことはないということで、先ほど担当部長からお答えしたとおりでございます。私もこういった言葉は特に嫌うことございまして、そういったことは厳に慎まないかと思っておりますし、今後もそういうことはないというふうに思っております。

先ほど事例的に言われました、例えば公民館の選挙事務所に使われたというようなこともあろうかと思っておりますが、そういった面につきましては、市の公共施設ということではなしに地域の公民館だということで、地域の了解等、地域でのそういった公民館の貸し出し規定等もあるんだらうと思っておりますが、そういったことで、地域で了解が十分になってやってみえることであれば、私がそういったところまでとやかく言える立場ではないというふうに思っております。

また、議員さんの道義的責任といいますが、そういったいろんな団体での役員の方が、そういった団体についてみえるのを、議員で兼ねてみえる方があるということでございますが、それはそれでまた、各地域でそういった役を兼ねてみえる方もあると思っておりますが、そういった面について、私が一々それについてとやかく申す範疇にはないと思っております。

先ほど申し上げました、例えば選挙のときの桃太郎行進、これはかつてそういったことが往々にして見受けたわけでございますが、そういった場合に、そういった宣伝というか、そういった団体の、そういうことは余りふさわしいことではないなと私は思います。いずれにしましても、団体の役員等について、そういった役員としてそういった面について選挙活動するということになりますと、それは若干問題があると私は思っております。

いずれにしましても、この辺は道義的責任といいますが、その個人個人の判断が極めて大事でありますし、そういったことは、皆さん方、特に議員となるような方については十分認識をされておると思っておりますので、そういった面まで私が立ち入ったお話をすることにはならんかと思っております。

いずれにしましても、この御質問の趣旨、口ききのようなことがあるような感じを受けますが、山口市としてはそういうことが一切ないように、私は常に担当職員、担当の部局にも十分周知徹底を図ってまいっておりますので、そんなことは今後ともございせんし、現在もないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 市長、計画等のあれは今説明されましたか。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 57 分休憩

午後 2 時 57 分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平野市長。

市長（平野 元君） 先ほどの御質問で答弁漏れかと思いますが、市で採用したといいますが、取り入れた事業等につきまして、いろいろ要望があった中から、いろいろ現地を十分精査しながら、誠に必要なものを取り上げておるということでございますので、そういった特定の御意見等でそういうことを変更があったと、そんなことは一切ございませんし、できるだけ厳密に、正確を期して、しかも優先順位の必要なものから採用していくということでございます。財政も非常に厳しい中でございますので、その辺は的確に採用していきたいというふうに思っております。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、最初の部長の答弁に、今、市長の関係をお聞きしました。

それで、もう一つ、最後5番目、今後のことについて、口ききの防止策ですけど、部長は、他の自治体の様子を見てということでした。総務部長にお聞きします。なぜかという、総務部長は市全体を事務的に統括するという意味で、今、基盤整備部長の他の自治体を見てじゃなくて、もっと積極的にやるという方針を持っていかないと、自治体が小さくても問題が起きる、それが全国の汚職の例なんですよ。そういう意味で、積極的に口きき防止策をとる、検討すべき時期じゃないかと思うんですが、総務部長としてはいかがお考えでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、私、2年間担当させていただいておりますけれども、実際にそういった口ききのような事例が見受けられれば別でございますけれども、先ほどからそれぞれ答弁させていただいておりますように、そういった事例は全くないものと認識しておりますので、今のところ、御質問のような積極的な施策については、検討ですとか考えてはおりませんので御理解いただきたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君、質問を変えてください。

14番（寺町知正君） はい。ないときにつくる必要があるんですよ、できてからでは

遅い。

次に、3つ目ですけれども、税金とか料金などの問題、市民と密接していますが、こういったことの徴収とか時効の問題、公務員として対応は適切かという観点でお聞きします。

役所というのは、国民や住民に対して税金などを賦課して徴収する、時には滞納に対して差し押さえたり、強権を発動するということでもあります。他方で、滞納は時効の問題と直結するということですね。

そこで、市においてこういったことの問題はないかという質問をしますが、まず、全国で大きな問題になっている年金のトラブルということに関してです。これは、国は法律をつくって時効の問題をクリアしようというようなこともしています。自分の分が未納扱いではないかという心配、それに手間取ると、あるいは社会保険庁の職員の横領、市町村の職員の横領ということも明らかになっています。

市の受給対象者は60歳以上の方ですけど、9,100人と3分の1の方が対象なんですね。50歳を超えれば、いずれその時期になるということも考えてくるわけです。そこで、市の対応が問題になるわけですけども、私は6月議会のときに担当課に、他の自治体のように、いろんな調査について市が持っている情報を提供してサービスをしたらどうかという話をしましたが、市は、その年金などの、あるいは納めた記録がないということでした。県内で残っていないのは、高山市と合併した旧朝日村という小さなところ、それから関ヶ原、そして山県の3町村だけだったんですね。

そこで、尋ねますけれども、年金の時効ということもあって市民には不安があるわけですけど、市はその不安の解消のためにいろんなことをすべきではないかと。市は一体何をしたのか、今後どうしていく予定なのかということですね。

それから、納付記録というのは本当にないのかということ。ないということを一体どうやって証明するのかということ、確認するのかということをお聞きします。

それから、国の大臣も怒っていますけど、横領にも時効があるわけですね。国からは今、調査しているということでしたけれども、国からいつ照会があって、どのように調査して、どのように回答したのかということですね。

それから、市民の年金がいかげんにされたということについて、市は、その時効も含めてどう考えているのかということをお聞きします。

議長、時間の関係でここで切っておきましょうかね。

議長（村瀬伊織君） いいですか。

14番（寺町知正君） だって、延ばしてくれます。いい。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

今回の年金記録問題につきましては、平成9年の基礎年金番号導入以前に交付された年金手帳の番号を基礎年金番号のもとに統合し、管理してきていますが、いまだ基礎年金番号のもとで管理されていない記録が約5,000万件もあると報道されております。これらはすべて年金記録の原簿であるオンラインシステム上の記録として収録、管理されており、記録そのものが失われたものではありません。

1点目の御質問でございますが、社会保険事務所職員による年金記録相談を7月11日と8月28日の2回開催いたしました。相談には、1回目が110人、2回目が40人見えました。社会保険事務所の職員によると、年金記録の突き合わせを行っていただきましたが、訂正する事案はありませんでしたので、皆さん安心してお帰りになりました。

PR方法につきましては、山県市の文字放送及び同報無線通報により行うとともに、広報やまがた9月号に年金相談フリーダイヤルを掲載し、不安解消と安心のため年金相談を行っていただくよう案内しております。また、今後にいたしましても、社会保険事務所に引き続き年金相談を行っていただくようお願いしてまいります。

2点目の御質問でございますが、国民年金被保険者名簿は、国の管理下にあるコンピューターの記録や国民年金被保険者台帳のような年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、平成14年3月までの市町村が保険料の収納事務を行うために使用していた控えの原簿でございます。平成14年以降は保険料の収納事務が国に移管されたことから、市町村がこれを保管する法令上の義務がなくなったことから、社会保険事務所で確認しまして被保険者名簿を破棄いたしました。

3点目の御質問でございますが、平成19年8月7日付で社会保険事務局長名により、各市町村に対して保険料の着服事案の調査依頼がありました。調査期間は、昭和36年4月から平成14年3月までとなっております。関係者に調査しました結果、着服事案はありませんでしたので、8月14日付で該当なしと社会保険事務局長に報告しました。また、2回目の調査が9月10日付でありました。調査しました結果、着服事案はありませんでしたので、9月14日付で該当なしと社会保険事務局長に報告しました。

4点目の御質問でございますが、市民の皆様の観点に立って、事務処理には関係法令に沿って正確な事務を行ってまいりたいと思います。

それから、年金時効特例法につきましては、年金記録の管理に対する国民の信頼を確保することを目的とし、年金記録の訂正による年金の増加分は、時効により消滅した分を含め本人または遺族の方に全額支払いするため、今回新たに制定されたものと理解し

ております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 以上で寺町知正君の一般質問は終わります。

議長（村瀬伊織君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。26日に予定しておりました一般質問は本日すべて終了いたしましたので、26日は休会としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。したがって、26日は休会とすることに決定をいたしました。

27日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3 時06分散会

平成19年 9 月27日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 9月27日(木曜日)

議事日程 第4号 平成19年9月27日

日程第1 諸般の報告

日程第2 常任委員会委員長報告

議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第60号 山県市下水道条例について

議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について

議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)

議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)

議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について

議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第3 委員長報告に対する質疑

議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第60号 山県市下水道条例について

- 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
- 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第4 討 論

- 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市下水道条例について
- 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
- 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第5 採 決

	議第57号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第58号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
	議第59号	山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第60号	山県市下水道条例について
	議第61号	山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
	議第62号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
	認第1号	平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第63号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
	議第64号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議第65号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議第66号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
	議第67号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
	議第68号	山県市体育施設の指定管理者の指定について
	議第69号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)
日程第6	議第70号	政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議第71号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第8	質 疑	
	議第70号	政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
	議第71号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第9	討 論	
	議第70号	政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
	議第71号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10	採 決	
	議第70号	政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 発議第9号 過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書について
- 日程第12 質 疑
- 日程第13 討 論
- 日程第14 採 決
- 日程第15 請願第2号 山県市議会議員選挙公営制度ポスター制作費不正請求に関わる議員の辞職勧告をすることを求める請願について
- 日程第16 質 疑
- 日程第17 討 論
- 日程第18 採 決
- 日程第19 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第20 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第21 閉会中の継続審査・調査について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 常任委員会委員長報告
- 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市下水道条例について
- 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について

- 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第3 委員長報告に対する質疑

- 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 議第60号 山県市下水道条例について
 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第4 討 論

- 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

- 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市下水道条例について
- 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
- 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 採 決
- 議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市下水道条例について
- 議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について
- 議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第70号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 質 疑
議第70号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 討 論
議第70号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 採 決
議第70号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 発議第9号 過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書について
- 日程第12 質 疑
- 日程第13 討 論
- 日程第14 採 決
- 日程第15 請願第2号 山県市議会議員選挙公営制度ポスター制作費不正請求に関わる議員の辞職勧告をすることを求める請願について
- 日程第16 質 疑
- 日程第17 討 論
- 日程第18 採 決
- 日程第19 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第20 質 疑

議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第21 閉会中の継続審査・調査について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

出席議員（20名）

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
4番	尾 関 律 子 君	5番	横 山 哲 夫 君
6番	宮 田 軍 作 君	7番	田 垣 隆 司 君
8番	村 瀬 隆 彦 君	9番	武 藤 孝 成 君
10番	河 口 國 昭 君	11番	影 山 春 男 君
12番	後 藤 利 汎 君	13番	谷 村 松 男 君
14番	寺 町 知 正 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	18番	村 橋 安 治 君
19番	小 森 英 明 君	20番	村 瀬 伊 織 君
21番	大 西 克 巳 君	22番	久 保 田 均 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
教 育 長	森 田 正 男 君	会 計 管 理 者	長 屋 義 明 君
総 務 部 長	林 宏 優 君	市 民 環 境 部 長	松 影 康 司 君
保 健 福 祉 部 長	笠 原 秀 美 君	産 業 経 済 部 長	土 井 誠 司 君
基 盤 整 備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	恩 田 健 君	総 務 部 次 長	田 中 公 治 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩戸時夫 書記 高橋幸弘
書記 堀達也

午前10時00分開議

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

議長（村瀬伊織君） 日程第1、諸般の報告。

市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

平野市長。

市長（平野 元君） おはようございます。

報告案件1件でございますが、御報告申し上げます。

旧美山町コミュニティーセンター施設維持管理経費の請求及び明け渡し請求訴訟についての報告でございます。

旧美山町コミュニティーセンター施設維持管理経費、これは損害金ということでございますが、の請求及び明け渡し請求訴訟につきましては、平成18年第2回定例会におきまして議決をいただき、平成18年8月10日に訴訟を提起いたしました。その後、8回の口頭弁論を経て第一審の判決が平成19年9月21日ですが、岐阜地方裁判所において言い渡しがされましたので、その概要について御報告を申し上げる次第でございます。

訴訟内容といたしましては、美山町コミュニティーセンターの施設利用組合こと恩田幸暉ほか3社に対し、旧美山町コミュニティーセンターの施設維持管理経費の請求及び明け渡しを求めたところでございます。

判決の内容につきましては、3点ございますが、1点目として美山町コミュニティーセンター施設利用組合こと恩田幸暉は、株式会社オンダバルブ、株式会社オンダマテック、有限会社三和工業と連帯して原告に対し133万7,925円及び年5%の金員を支払うこと。2点目として原告の被告らに対するその他の請求は棄却する。3点目としまして建物明け渡しの請求は平成18年9月24日に明け渡しが履行されており、棄却するという以上3点のものでございます。

この中で、市といたしましては最も早期の履行を望んでおりました建物の明け渡しにつきましては、今申し上げましたとおり完了いたしており、土地名義人であります青波区並びに神明神社にお返しをしているところでございます。

なお、控訴期限は判定の日から2週間以内ということでございますので、10月5日金曜日となっております。今回の判決につきましては、市としましてはおおむね市の主張

を入れられたと考えておりますので、控訴は考えておりません。ただし、相手方の控訴があれば対応してまいりたいと思っております。

以上、報告をさせていただきます。ありがとうございました。

日程第2 常任委員会委員長報告

議長（村瀬伊織君） 日程第2、常任委員会委員長報告の件を課題といたします。

本件について各常任委員会の委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員長 横山哲夫君。

総務常任委員会委員長（横山哲夫君） 総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月19日午前10時より委員会を開催し、審議を付託されました議第57号から議第66号までの所管に属する条例案件2件、決算案件1件、補正案件1件の4議案及び意見書1件を議題とし、審査及び調査を行いました。

質疑では、認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、男女共同参画プランによる条例の制定時期と内容、女性登用の目標を30%と定めた理由、自主運行バスにおける決算案の今後の展望とタクシーの併用も含めた運行の改善についての考え、補助団体に市のイベントに出演を依頼した場合の謝金の支払について、一般会計と特別会計の公債費、基金の取り崩しによる運用計画、経常収支比率が1.1%増加した理由、バランスシートの明示の仕方について、人件費が増加した理由、花の都ぎふ推進協議会への負担金において50万円の不用額が生じた理由などについて質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

続いて、過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書について委員会の取り扱いを審議し、山県市においても美山地域が過疎地域に指定がされており、財政的にも過疎債などの優遇措置も講じられていることから、過疎地域の自立・活性化のために支援措置の継続は必要であると賛成意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、総務委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 続きまして、産業建設委員長 影山春男君。

産業建設常任委員会委員長（影山春男君） 産業建設委員会の委員長報告をいたします。

産業建設委員会は、9月20日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第58号から議第69号までの所管に属する条例案件4件、決算案件2件、補正予算案件4

件の10議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第58号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例については、改正により対象となる小規模企業者の規模、認第1号 平成18年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（産業建設関係）では、高能率農業機械購入補助金の交付対象となる個人の組織の基準、日永公共林道の完成予定年度、香り会館、グリーンプラザみやまの利用者増加を図るための対策と指定管理者導入についての考え、道路改良工事における当初計画の執行状況、大規模林道工事の進捗状況と未着手の延長、議第63号 平成19年度山口市一般会計補正予算（第3号）（産業建設関係）では、森林整備で実施する未整備森林緊急公的整備導入モデル事業委託料、間伐材利用促進事業補助金、森林整備地域活動支援補助金、育林推進事業補助金の内容、議第69号 平成19年度山口市一般会計補正予算（第4号）では、国の災害認定の申請と採択について質疑応答がありました。

採択の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。
議長（村瀬伊織君） 続きまして、文教厚生委員長 大西克巳君。

文教厚生常任委員会委員長（大西克巳君） 文教厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月21日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました認第1号から議第68号までの所管に関する決算案件1件、補正予算案件2件、その他案件1件の4議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、認第1号 平成18年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（文教厚生関係）は、国保の資格証、短期証の発行数と医療費の支払いができない人に市の支援対応策、介護保険料の引き上げによる市民の反響の把握と保険料の未収入額について、地域包括支援センターの活動状況、妊婦の健康診査の発行方法と受診率の低下した理由、シルバー人材センターの補助金の内容、いきいき高齢者推進券の利用率の低下した理由、放課後児童健全育成、児童みちくさクラブに伴う指導員の研修状況、議第63号 平成19年度山口市一般会計補正予算（第3号）（文教厚生関係）では、富波小学校、西武芸小学校、乾小学校の統合に伴う西武芸小学校校舎の改築設計委託料について、不燃ごみ、粗大ごみの処理委託料の積算根拠、処理の委託先と公共事業に伴い解体で出る産業廃棄物の処理方針、議第68号 山口市体育施設の指定管理者の指定については、指定管理者の設定方法、協定書の考え方、監査の方法、指定管理者における管理の再委託防止、独善的にならないような管理と運用について質疑応答がありました。

採決の結果、認第1号と議第68号は賛成者多数で、議第63号と議第64号は全会一致で、

原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上、文教厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 御苦労さんでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第3 委員長報告に対する質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第3、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第4 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第4、討論。

ただいまから、議第57号から議第69号までの15議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に反対討論どうぞ。

中田静枝君。簡明をお願いします。

16番（中田静枝君） 日本共産党の中田でございます。

私は、議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議第60号 山県市下水道条例について、議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について、認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について及び議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論を行います。

まず、議第59号、60号、61号については、来年4月からの公共下水の供用開始にかかわる議案であります。この新しくつくられる公共下水の条例、また受益者負担金のかかわる条例につきましても、減免規定とか、または徴収猶予規定などが盛り込まれているということで一部安心できる部分はありますけれども、しかし、下水道の料金につき

ましては標準4人家族の世帯で1カ月5,000円ということで、私が調査いたしました岐阜県内の下水道の料金の平均が4,000円前後というところから見ましても、非常に高い料金となっております。農業集落排水もこれに合わせられるわけではありますが、従量制ということで、確かに使った量に応じてのそういう融通の利く方法をとられるということについては、私は特に反対するものではありませんけれども、だからといって高く設定するということは今後市民の生活、毎月毎月影響する問題でありますので、賛成をすることはできません。

また、受益者負担金の問題につきましては、山州市の都市計画マスタープランにおきましても、水と緑に関する方針というところで、水、土壌環境の保全等による良好な都市環境の形成というところで、生活排水や農業排水等の河川への流入を抑制し、良好な自然生態系の保全を図るために計画的に排水処理施設整備を進めますということで明確にしているように、これは特定の個人の受益ということを言えるという状況ではないというふうに思いますので、受益者負担金は取るべきではないというこれまでの私の主張を変えることはできません。

次に、一般会計の18年度の決算認定ですけれども、この一般会計の認定につきましては財政状況をいろいろ調べてみますと、山州市の財政の健全の目安としてどうやって考えるかなということで、1つ実質財務残高比率というのを財政課のほうではじき出していただきましたが、これは山州市の地方債の現在高にこれから債務負担をしていくというその予定額を加えたものを山州市の標準財政規模で割ったものですが、その数値は320%ということでありました。これは健全の目安という数字は一体何なのかということを見ますと、100%というのが健全の目安でありまして、320%というのは大変不健全な数字であるというのを示しております。このような財政運営はやはり合併特例債事業などを使ったりすることによって、また、合併という1つの大きな出来事に乗っかる形での大きな事業を速く進めるというようなことが影響しているかと思っておりますけれども、このような財政負担を市に今もたらしているということで、財政運営に反対をいたします。

特に財政のことで言えば、合併特例債事業であります合併振興基金というのがありますが、これは毎年合併後、平成15年度からですが、1億7,000万円余りを基金として積み立ててきているわけですが、その95%は借金をして、借金をしたお金95%を使って貯金をしているという大変財政的に矛盾のあるやり方をとっているわけであり、議会での質疑におきましても、この岐阜県内でも合併振興基金を積み立てているところというのはそんなに多くないという答弁もありましたように、このような不健全

な積み立ては直ちにやめるべきであります。

また、この年は国民保護法に基づく国民保護計画の問題が出てまいりまして、この平成18年度の一般会計の決算にも協議会委員の報酬などがのっているわけでございますけれども、国民保護計画そのものは……。

議長（村瀬伊織君） 中田君、簡明にお願いします。

16番（中田静枝君） アメリカ軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画であり、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その他の労働者を動員する計画、そして国民の自由と権利を侵害する計画でありまして、このような憲法違反の法律に乗っかって、山県市がやっていくことを認めることはできません。

そのほか住民基本台帳ネットワークの経費につきましても、1件発行するのに4万5,000円以上もの市のお金を使っているという非常におかしなことも続けられております。制度そのものに問題があることが既に指摘をされていることでありまして、このことにも私は認めることはできません。

また、生活ごみの手数料、これはやっぱりごみの問題というのは個々人の努力では何ともならない問題であります。それを手数料を課して、そして罰則のようにやるというようなやり方は、ごみ問題の本質をもっともっと議論すべき問題であるのにもかかわらず、そういうような方法で解決するというので、私はこれも納得ができないところがあります。

そのほかいろいろありますけれども、国民健康保険の特別会計の決算につきましては、やはり資格証の発行、短期保険証の発行、これは山県市の市民に対する市民の健康を守る責任をていのいい公平な負担をとというようなことを言いながら、責任を放棄していると、私はこれは言い切っているというふうに思います。それはなぜかと言いますと、全国的にも、そのために命を落としているという事例がたくさん出ているからであります。そのような市政を進めるべきではありません。

また、国民健康保険の特別会計におきましては、山県市は平成17年度の資料で見ましても、国保税1人当たりの額が8万3,779円ということになっておりますが、これは42保険者の中で18番目ということで、決して低いほうではありません。そして、その結果どういふふうなことがあらわれてくるかといいますと、国民健康保険税の収納率の数字としてあらわれてきます。そちらのほうはといいますと、42保険者のうちの30位ということで、低いほうに位置しているわけでありまして。市民の負担をもっともっと軽くする、そのための保障は5億6,000万円以上もある国民健康保険の基金を生かして使うべきだというふうに考えます。

また、介護保険の特別会計につきましても、この年には一律15.7%もの65歳以上の方、第1号被保険者の保険料の値上げが行われまして、本当にわずかな年金の中からも容赦なく天引きをされていく。その額がこの年に15.7%も増えてしまったわけです。本当に高齢者の方たちの尊厳を大きく傷つける、そういうようなやり方に私は賛同することはできません。この特別会計の会計状況を見ましても、この年に15.7%も上げる必要など全くなかったわけであります。

次に、水道事業の決算につきましては、やはり私はかねてから主張しておりますように、命の水に消費税をかけてはいけないというふうに思うんです。このために知恵を絞っていただきたいというふうに思うわけです。その立場で反対をいたします。

また、議第68号の山口市体育施設の指定管理者の指定につきましては、ことし6月の議会に指定管理者に指定するための体育施設の条例改定が大幅な利用料の値上げという中身を伴って決められてまいりましたけれども、この問題につきましても今議会でいろいろ調査し、また委員会で議論いたしましたけれども、まだまだこれについては明確になっていないところもあるというふうに見受けました。特に教育施設でありますので、何でも山口市が直接責任を持ってやらないのかと、何でも民間にやってもらえばそれで済むというような、それは本当におかしいですね。山口市の存在意義にかかわってくる……。議長（村瀬伊織君） 中田君、簡明にお願いします。

16番（中田静枝君） 問題だというふうに思いますので、これにも私は賛成をすることができません。

以上、反対討論といたします。

議長（村瀬伊織君） 次に賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 議第68号の体育施設指定管理者の指定に関する議案に反対の立場で討論いたします。

先ほどの議員も一部発言がありましたけれども、6月に条例改正をし、今回、指定管理者を選定したということで、その経過をずっとお聞きしたり、質疑もこの議場でしてきましたけれども、指定管理者がすべていけないというふうには思いませんが、どうも今回の教育委員会の指定管理者の定めることの必然性、それからその定めた経過、あるいは今後の公表の程度など、予定をお聞きしても、非常に必要性にまだ乏しいし、わかりにくい、透明性が足りない、そういった点で非常に不備が多いというふうに感じています。

そういった意味で、今回、今年度にこの施設について指定管理者を具体的に定めよう

ということについては非常に不備があり、時期尚早であるというふうに考えますので、その点で反対いたします。

議長（村瀬伊織君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第5 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第5、採決。

ただいまから、議第57号から議第69号までの採決を行います。

最初に、議第57号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第59号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第60号 山県市下水道条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第61号 山県市下水道事業受益者負担金に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第62号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

認第1号 平成18年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

認第2号 平成18年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議第63号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第64号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第65号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第66号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りい

たします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第67号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第68号 山県市体育施設の指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第69号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6 議第70号及び日程第7 議第71号

議長（村瀬伊織君） 日程第6、議第70号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、以上2議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、ただいま追加議案が提出されましたので、提案説明をさせていただきます。

資料ナンバー11、議第70号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきましては、日本郵政公社が本年10月1日に解散することに伴いまして、郵便貯金法が廃止となることから郵便貯金に係る規定を削るとともに、証券取引法の題名や定義規定等を改正する法律が本年9月30日に施行となることに対応するため、当該箇所の削除訂正をするものでございます。

次に、議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、日本郵政公社の解散に伴い、当該規定を削除するものでございます。

以上が追加議案といたしました議案の内容でございます。よろしく御審議賜りまして適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第8 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第8、質疑。

発言を許します。どうぞ。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） これについては、きょう初めてここへ来てわかったことなんですけれども、何でこれをわざわざきょう、10月1日ということがあるかもしれないですけど、当初提案をしていただければ、私たちも調査をすることができますよね、この中身について。これは全く調査もできない、そういう状況なんですけれども、なぜこういうことになったんですか。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） この郵政公社関係ですとか、もう一つ、証券取引法の改正に伴いまして、2つの法律が両議案とも関係しますけれども、1点は、10月1日から公社が廃止となるという認識がございましたけれども、それぞれの担当部署、課におきまして、この関係条例につきましてそういった認識を持っていなかったからきょう提出させていただいたわけでございますので、よろしくお願いします。

議長（村瀬伊織君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第70号及び議第71号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第9 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第9、討論。

最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 次に賛成討論はありますか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 突然出てきたということで、総務部長の答弁、1つの理由が10月1日ということと、その他認識がなかったという言葉がありましたけれども、これは議場にいる議員という立場からですけれども、国の法律が変わっていくということは私たちが承知しているわけですから、この9月の定例会というのは一定の期間をもって既にずっと以前から予定、6月からもう決まっていたわけですし、そうしますと、この議案だけでなく、すべからくやはり定例会に間に合うというのは当然の提案する側の責務だと思うんですよ。議員提案でこれを出すなんていうことはできないわけですから。そうしますと、十分な審議をすることを提案する責務が皆さんにあるので、それが10月1日だからよかったといたら、他の条例だってそういうことになってしまうし、来年4月の下水道の条例だったら3月でいいじゃないという話になるわけですよ。それではいろんなことが困るから、早目早目にやってきたわけでしょう。

それと同じに考えれば、先ほどの説明では今通せと言いますが、到底無理だと思いますよ。私がそういう議案提案の手続の問題という意味で、今回確かに日本じゅう変えていくわけだと思うんですが、山県市執行部は提案方法がまずい。そういう意味で、この70号の政治倫理に関する議案の改正については反対ということを出します。

議長（村瀬伊織君） 次に賛成討論はありますか。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第10 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第10、採決。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 私は、これについての態度を明らかにすることができないので、今の段階で、棄権をしたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君の退席を求めます。

〔中田静枝議員 退場〕

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。

日程第10 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第10、採決。

議第70号及び議第71号の採決を行います。

議第70号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議第71号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

中田静枝君の入場を許します。

〔中田静枝議員 入場〕

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

日程第11 発議第9号 過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書について

議長（村瀬伊織君） 日程第11、発議第9号 過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書について。

事務局、朗読を願います。

（事務局朗読）

議長（村瀬伊織君） 提案者である総務常任委員長に趣旨説明を求めます。

総務常任委員会委員長（横山哲夫君） 発議第9号 過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書について提案説明をいたします。

我が国の過疎地域の現状は、過疎などという生易しい状況ではなく、高齢化や産業の

衰退により地域社会の活動が低下し、2,000もの集落が消滅の危機に瀕しております。また、国土保全上放置できない問題や命にかかわる問題など、深刻化した状況になっております。山県市におきましては、美山地域が過疎地域に指定されており、同地域内における事業につきましては、過疎債による財政的な支援も受けております。

去る8月21日には、山県市も加盟しております岐阜県過疎地域自立促進協議会の総会が行われ、過疎地域には今後も解決しなければならない多くの課題が残されております。現行の過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月をもって失効となることから、平成22年度を初年度とする新たな立法措置を講じられるよう、関係機関に強く要望する決議が全会一致で可決されました。

よって、過疎地域の自立・活性化のため、引き続き立法措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出するものです。御賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第12 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第12、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第13 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第13、討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第14 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第14、採決を行います。

発議第9号 過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書について、本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第15 請願第2号 山県市議会議員選挙公営制度ポスター制作費不正請求に関わる議員の辞職勧告をすることを求める請願について

議長（村瀬伊織君） 日程第15、請願第2号 山県市議会議員選挙公営制度ポスター制作費不正請求に関わる議員の辞職勧告をすることを求める請願について。

地方自治法第117条の規定により、宮田軍作君、村瀬隆彦君、武藤孝成君、村橋安治君の除斥を求めます。

〔宮田軍作議員、村瀬隆彦議員、武藤孝成議員、村橋安治議員 退場〕

議長（村瀬伊織君） 事務局、朗読を願います。

（事務局朗読）

議長（村瀬伊織君） 本請願の紹介議員において発言の申し出がありますので、これを許可します。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 山県市議会議員選挙公営制度ポスター制作費不正請求に関わる議員の辞職勧告をすることを求める請願につきまして、紹介議員としてこの請願の趣旨を読み上げさせていただきます。紹介とさせていただきます。

2004年4月実施の山県市議会議員選挙におけるポスター代の不正請求にかかわって、現職市議6人を含む12人が詐欺容疑で7月12日、県警により書類送検されました。市の設置した第三者による山県市選挙公営制度自動車の使用及びポスター作成の公営における不正請求問題調査委員会の調査報告書7月31日報告では、選挙公営制度の理念を被選挙権の平等に資する有意義な制度と明らかにしながら、書類送検されたと同じ7名の候補者について、今回、不正請求と認めた事例においては、いずれも候補者が不正請求に関与し、この制度を悪用して利益を享受していたとし、その議員の道義的責任について厳しく言及をしております。

これらの事実からも明らかなように、当該議員の道義的責任は明確です。山県市民の名誉は深く傷つけられ、市議会の信頼も大きく失墜をしている状況であります。既に2名の市会議員は辞職しておられますけれども、残りの5議員、うち1名は県議は、その

後も説明責任を果たされることもなく議員の席にとどまっておられるわけであります。議会への市民の負託というのを余りにも軽く考えておられるのではないかというふうに思います。高い道義性のもとでこそ、市民のためのまともな議論を期待することができます。議員には高い道義性が求められます。山県市民の名誉回復のためにも、市議会の自浄作用が求められております。書類送検され、調査委員会から道義的責任を指摘された議員は辞職すべきと考えます。

よって、次の事項を請願しますということで、請願事項は、市議会が書類送検され調査委員会から道義的責任を指摘された議員に辞職勧告をすることということで請願が出されております。

この問題につきましてはことしの初めからずっと市民の大きな関心事でありました。今に至りましてやっぱり私たち一人一人の議員の責任をここで果たさなければならぬ、この山県市議会での責任をきょう私は果たすべきだというふうに思うわけであります。よって、この請願の紹介議員として、皆様に賛同をお願いいたします。

日程第16 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第16、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

藤根圓六君。

17番（藤根圓六君） 紹介議員の中田議員にお尋ねいたします。

請願事項の辞職勧告をすることについて、まず1点は、本義会は平成19年6月29日に第2回定例会において、市民の信頼回復に向けての決議を賛成多数で決議しました。その決議の中で、責任ある釈明をする節目の段階は司直の判断が起訴されたときであるという見解になっていたことは、あなたは記憶されていますね。そのことは請願者に確認されましたか。

また、請願の趣旨の中に説明責任を果たすこともなく議員の席にとどまっているとあるが、司法の結論が現在出ていない状態で、今、辞職勧告は我々の出した決議に反すると思いますが、その点いかがですか。お答え願いたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） ただいまの藤根議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

今、藤根議員がその根拠として述べられました6月29日のこの議会の決議についてですけれども、私はこの決議に反対をしております。賛成はしておりませんので、今の御

質問は私に対して行われるべきではないというふうに思います。

それから、私はこの間、市民の方からいろんな電話をいただいたりして、直接訴えられたりしてまいりましたけれども、市議員は市民の見本として本当に清くあっていただかないと困るんだという声が非常に強かったです。警察によって書類送検をされた。それも詐欺容疑ということで、この事態というのはとてもじゃないですけども、清くあってほしいという市民の願いを大きく傷つけるものであったわけです。そういった意味でも、当該の議員の方はその議員としての道義的責任について、やっぱり自ら身を処していかなるべきであるというふうに考えます。山県市議会の今後のためにも私はこの請願を採択されるべきであるというふうに思います。司直の判断を待つてという御意見でありましたけれども、そういう問題ではない、そういうことであります。

議長（村瀬伊織君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第17 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第17、討論を行います。

最初に反対討論はありますか。

横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 先ほど質疑にもありましたように、平成19年6月29日に決議されました市民の信頼回復に向けての決議の中でもありましたように、提案者から説明があったように、節目節目に毅然とした判断をすると説明がありました。対象議員が起訴された段階でそれなりの決断をされると思いますし、そうでなければ、すればよいという

ふうに思います。辞職勧告を今することは少し早いと考えます。

以上で反対討論といたします。

議長（村瀬伊織君） 次に賛成討論はありませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 請願の採択に賛成の立場で答弁します。

私は別途、議会の自主解散を求める請願という市民の方の紹介議員ということで、既に提案説明、趣旨説明などを行っています。そういった意味で、今回のような事態になって、市民の一番の願いは、議会そのものが出直してほしいと。そこにあるから、議会全員、私を含めて、いわば職を一たん辞すべきであるという主張をしております。そういった観点で、今あえて6月議会でも議論された当事者の何人かの議員の人に限ってやめてほしいということは極めて消極的姿勢にとれるというふうではあります。ですが、やはり市民の願いの一端でもありますし、その限られた議員であっても辞職勧告ということはこの議会が決定するということは私の請願の方向ではありますので、消極的な意味で賛成ということで討論させていただきます。

議長（村瀬伊織君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第18 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第18、採決を行います。

請願第2号 山県市議会議員選挙公営制度ポスター制作費不正請求に関わる議員の辞職勧告をすることを求める請願について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立少数であります。よって、本案を否決することに決定をいたしました。

宮田軍作君、村瀬隆彦君、武藤孝成君、村橋安治君の入場を許可いたします。

〔宮田軍作議員、村瀬隆彦議員、武藤孝成議員、村橋安治議員 入場〕

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で午前11時20分より再開をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時20分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第19 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（村瀬伊織君） 日程第19、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について中間報告をいたしたいと申し出があります。

お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定をいたしました。

初めに、議会運営委員会委員長の発言を許します。

議会運営委員長 久保田 均君。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） 議長に発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、閉会中に3回開催をいたしました。

7月11日は、村橋前議長から議長の辞職について、地方自治法第101条第2項の規定によりまして、臨時会招集請求の件の諮問がありました。委員会を開催いたしました。平成19年第2回臨時会の招集請求することを決定し、答申を行いました。

7月29日は、山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について、急施を要する事件として平成19年第2回臨時会での追加提案とすることにしました。

8月31日は、平成19年第3回定例会の提出予定議案、日程について審議をいたしました。

以上で議会運営委員会委員長の報告といたしますが、暫時休憩をお願いいたします。

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久保田 均君、どうぞ。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） 実はきのう9月26日、議会運営委員会を開催いたしました。その席で、この山県市議会議員選挙におけるポスター代についての質疑をいろいろ行いました。出席委員数は5名でありまして、各委員からそれぞれ質疑をいただきました。

その中で、先ほどのこの件に関する質疑等と同じように、節目節目という言葉を使っております。それが6月29日の決議、これは大多数で決議をいたしました。その決議の内容からいきますと、節目節目で議会は対応していこう。そしてまた、当事者も当然そのときには対応されるでしょうと、こういう意味合いのいろいろ質疑を行いました。はっきり申し上げますと、例えば起訴の時点で、それじゃ、どうするんだという、こういう節目という言葉も使われました。司法の結果待ちということも出てまいりました。そういういろいろなことがありまして、議会運営委員会、きのうですが、この件につきましては継続審査ということになりましたので、加えて御報告を申し上げます。ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 次に、環境保全対策特別委員会委員長の発言を許します。

環境保全対策特別委員長 田垣隆司君。

環境保全対策特別委員会委員長（田垣隆司君） 環境保全対策特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は8月29日、委員9名と所管部課長の出席を求め、開催をいたしました。

畜産環境対策では、関市にある県の畜産研究所の養鶏場を視察いたしました。畜ふんを堆肥化させる際に発生する悪臭対策として、ディーゼルエンジンに悪臭を導入し、燃焼分解させると同時に、周辺装置への電力を供給する高機能脱臭、発電装置について、また、鶏の排せつ物に含まれる窒素、燐の低減化を図るため、アミノ酸や酵素を飼料に添加する研究について説明を聞きました。悪臭については、においを封じ込めて濃度の濃い段階での消臭処理、八工については、早期に排せつ物の処理をすることが効果的であるとのことでありました。

また、環境対策では、郡上市にある郡上クリーンセンターの運営状況について視察をいたしました。同施設はダイオキシン対策で、昨年3月に建設され、炉形式は流動床式

ガス化溶融炉で、現在、山県市が考えているストーカープラス灰溶融炉とは形式が異なりますが、1日に37.5トン进行处理する炉を2炉有しており、年間経費4億7,100万円、このうち運転業務による業者委託に1億2,500万円を支出しているとのことであります。

帰庁後、環境衛生課長から、ごみ処理施設機種選定委員会からの答申後の進捗状況、ごみ処理施設の建設に対する訴訟についての状況報告、クリーンセンター所長から、クリーンセンターからのダイオキシン検出に伴う検査の状況報告がありました。

委員からは、建設工事と解体工事を一括発注する計画について、解体工事と建設工事を分けたほうが経費的に安くなる。解体工事は地元業者でもでき、地元業者の育成につながるので、分離発注をとの要望が、また、灰溶融炉をつくったけれども、休止をしている施設が幾つかあると聞くので、全国の実例を調査の上、建設の検討をしてほしいとの意見がありました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的でありますごみ処理及び畜産環境対策に対する調査研究を行い、生活環境の保全を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査とすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（村瀬伊織君） 次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の発言を許します。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 尾関律子君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（尾関律子君） 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る8月30日、委員10名と所管部課長と担当者の出席を求め、開催をいたしました。

東海環状自動車道につきましては、富岡地区測量説明会の内容、予備設計が契約されたことによる東深瀬地区のボーリング調査の協力依頼とスケジュール、西深瀬地区の測量発注時期について、国道256号線関係につきましては、三田又川から伊東地区内道路までの工事予定及び用地買収の状況、国道418号線関係につきましては、中洞工区、水棚工区の道路改良工事及び用地買収の進捗状況について説明を受けました。

東海環状自動車道については、東深瀬地区のボーリング調査位置の番号確認、富岡地区測量説明会での会議内容、国道418号線については、畑野地内の用地買収のめど、中洞地内の未施工部分の工事予定及び供用開始の時期について質疑応答がありました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的であります東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査研究を行い、適切な事業推進を図る必要があり、今後においても継

続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査することを希望し、委員長報告といたします。

日程第20 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第20、質疑。

議会運営委員会・特別委員会中間報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第21 閉会中の継続審査・調査について

議長（村瀬伊織君） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

環境保全対策特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付をいたしました申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

ここで、発言の修正を行います。

請願第2号の請願者氏名で長屋ヒロシさんと発言をいたしました。長屋ヒロムさんに訂正をいたします。よろしくお願いをいたします。

議長（村瀬伊織君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成19年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前11時35分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 村 瀬 伊 織

12 番 議 員 後 藤 利 弘

16 番 議 員 中 田 静 枝